

下總守(原注、鯖江侍從詮勝朝臣) 諸司代酒井若狹守(原注、若狹侍從忠義朝臣) 贈位贈官御使高家由良信濃守同伴參内。于鶴間一著坐。臨期不レ被レ爲レ有ニ御對面一賜ニ天 盃一終而復ニ座鶴間一御禮之儀、傳奏衆へ申述、傳奏番頭へ被ニ與奪一議奏へ番頭申入、於ニ小御所下段、關白殿傳奏衆下總守御用談畢退出。

〔非藏人日記〕

天顏を拜  
せず

乃ち主上には「臨期不レ被レ爲レ有ニ御對面」の一句の通り、遂ひに間部詮勝は、親しく天顏を拜するの光榮に接することが出来なかつた。尙ほ長橋局記に曰く。十月廿四日、間部下つふさの守參内、酒井若さのかみ同伴參内、此度下つふさの守さしのぼせられ候に付、關東より御言傳にとて表向どんす五十卷、御なか二百把、御内内にとて吉野山の御花入、鳥羽僧上のつなぎ馬の繪の六枚折御屏風一雙、御まな一折進上。間部下つふさの守より御太刀馬代黃金一枚、ろうそく三百てう、おのくもくろく書にて獻上あり。御表より關東使由良信濃守、酒井若さのかみ同伴、間部下つふさの守參内、御ふさかりも御よろしきよ

朝延間部  
參内を危  
險視す

し言上あり、少々御風氣にあらせられ候ゆへ、御對面あらせられぬよし。御表へ大御ちの人申出らるゝ。此の如く間部詮勝は、主上御風氣の趣もて、親しく天顏に咫尺して、天盃を拜するとが出来なかつた。尙ほ此の參内に就て、中山忠能は左の如く記してゐる。十月廿四日卯下刻(午前七時) 頓雷四五聲。念雨如ニ夕立一雷震ニ不老 圖子(原注、町名一に風呂圖子に作る) 云々。可レ恐。今日東使間部下總守 由良□□(信濃守) 等參内。所司代若州(清井忠義) 同伴參入、可レ拜ニ天顏一處、依ニ小恙一無ニ御對面一賜ニ天盃一。又總州(間部詮勝) 於ニ小御所下段、殿下兩武傳(九條、廣橋、萬里小路) 拜面、蠻夷一件有ニ應對ニ云々。議奏所司代共不レ被ニ同座ニ云々。天下既滅亡之時也。可レ悲可レ歎。(原注、自ニ申刻一及ニ酉半刻一) ○今の三時間許、午後四時より七時に至る。公純卿(德大寺) 予(中山忠能) 實愛卿(正親町三條) 等(俊克) ○坊城(運出) 有ニ御對面一、内々仰。

此の如く陛下が御風氣とのことは、恐らくは謁見を賜はらざる御辭柄であつた



らう。此の參内を以て、中山が「天下既滅亡之時也」と明言したるは、如何にも藪から棒に似たれども、當時の朝廷に於て、如何に間部の入京を危険視したるかは、之を以ても知る可きであらう。尙ほ間部は此の參内に於て、左の如く翌廿五日附にて、關東に報告してゐる。

間部參内報告

私儀廿四日初て參内致し、主上には御風氣にて、御對面無之、天盃頂戴之後、於ニ小御所下段九條關白殿、并廣橋大納言、萬里小路大納言侍座、溫恭院様(前將軍家定)被仰含一候、夷人之御所置、并再度の勅諭御請、且諸藩建白假條約、其上無御據御事情等、別紙之通申述、御使相勤申候。尙此上勅命之趣は、被仰出一次第可ニ申上候以上。

間部參内に就き宮中都合同ひ

九月五日。間部下總守三日發足、中山道旅行、來十七日頃京著候旨附武士届候旨豊後守申出候。十七日。間部下總守今朝上著の旨附武士届候。十月十九日。武傳廣橋被示、來廿二三之内間部下總守參内、溫恭院遺言之事關白殿武傳兩卿へ可申上。右兩日之内何日御差支不レ被レ爲有哉。關白殿兩日共御差支無レ之由、内々可レ何被レ示。廿一日。夜關白殿御使(朝山長門守)關白殿被レ上候一封持參、直以ニ常丸一上候處、御落手之旨被ニ申出(言渡)

【三四】 間部詮勝言上書付(一)

言上書付本文

間部詮勝が所謂言上書付なるものは、極めて長文のもので、今尙忠公記に於て、之を掲げんに、  
十月廿四日、於ニ禁中小御所下段、從ニ間部下總守言上書附。先般備中守(堀田正陸)儀外國御取扱方之儀に付、爲レ御二伺叡慮一御使被ニ仰付一上京之節、亞



墨利加條約一條委細及言上<sup>一</sup>候處、神州之大患、國家之安危に係り、誠に  
 不<sup>レ</sup>容易、奉<sup>レ</sup>始<sup>二</sup>神宮<sup>一</sup>御代々へ被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>對恐多被<sup>二</sup>思召<sup>一</sup>、東照宮以來之良法を  
 變革之儀は、圖國人心之歸向にも相拘り、永世安全難<sup>レ</sup>量、深被<sup>レ</sup>惱<sup>二</sup>叡慮<sup>一</sup>  
 候。尤往年下田開港之條約不<sup>レ</sup>容易之上、今度假條約之趣にては、御國  
 威難<sup>レ</sup>立被<sup>二</sup>思食<sup>一</sup>候。且諸卿群議にも今度之條々殊に御國體に拘り、後患  
 難<sup>レ</sup>測之由言上<sup>一</sup>候に付、猶御三家以下諸大名へ被<sup>二</sup>仰出<sup>一</sup>、再應衆議之上、  
 可<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>言上<sup>一</sup>旨、叡慮之趣、御尤之次第に思召<sup>二</sup>候<sup>一</sup>。  
 以上は堀田上京の際、御交付あらせられた叡慮の趣を、茲に繰り返したるも  
 のだ。

依<sup>レ</sup>之勅、詔<sup>レ</sup>之通、御三家以下諸大名へ被<sup>二</sup>仰出<sup>一</sup>候處、各存意別冊之通言  
 上<sup>二</sup>候<sup>一</sup>。(別冊略す)

三家諸大名意見

右之内凡外洋各國之形勢變革に隨ひ、蒸氣船等致<sup>二</sup>發明<sup>一</sup>、航海之術益<sup>レ</sup>相開、  
 天涯も比隣と相成、加之軍制兵器等實戰に相試、往古とは強弱<sup>レ</sup>勢を

異にし、夷人は禽獸同様に唱來<sup>二</sup>候得共<sup>一</sup>、今に至<sup>二</sup>候<sup>一</sup>ては、各國往々非常之  
 人材も出來、全く強大國と相成、世界中割據之勢を振ひ<sup>二</sup>候<sup>一</sup>折柄、是より容  
 易に兵端を開<sup>二</sup>候<sup>一</sup>ては、勝算有<sup>レ</sup>之間敷と之見込も當然之理に有<sup>レ</sup>之、併無  
 變<sup>レ</sup>夷情、近附<sup>二</sup>候<sup>一</sup>ては後患難<sup>レ</sup>測、此上神祇冥隲其恐不<sup>レ</sup>少候に付、  
 段々衆議相建<sup>二</sup>候得共<sup>一</sup>、何分彼が懇願種々有<sup>レ</sup>之、精々談判之上取縮、漸く今日  
 迄之御所置に相成<sup>二</sup>候<sup>一</sup>儀。譬へ舊染之弊有<sup>レ</sup>之候共、一時改復致し、只今無  
 謀之爭論を開<sup>二</sup>候<sup>一</sup>ては、一旦戰<sup>二</sup>には勝利を得<sup>一</sup>候共、忽<sup>レ</sup>洋外之各國仇讐  
 之思をなし、若皇國四面之海岸を襲來、通船運漕を妨<sup>二</sup>竟<sup>一</sup>には御國力疲弊之  
 時を窺ひ、諸蠻之軍艦、一時に指向候はゞ、如何成大事に及び可<sup>レ</sup>申も難<sup>レ</sup>計  
 候。間、假條約案文之趣、御容許相成、先神奈川、長崎、箱館、新潟等にて、  
 交易御差許有<sup>レ</sup>之、得失利害御試之上、無<sup>二</sup>別條<sup>一</sup>候はゞ、五六年之後、兵庫  
 も御開相成<sup>二</sup>候共<sup>一</sup>、其間には京師を始、諸國海岸之御警衛も相整ひ、凡十三  
 四年之内、御試可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之。尤外國々より使者差越候はゞ、墨夷之例に倣



ひ、江戸表へ召寄、西洋各國之風俗情態、其様子ヲ篤と御糺可レ有之、其内防禦之手術十分相整、候上は、時宜に寄、和戦之二道何れ共、御心に可レ被レ爲レ任哉に候へ共、只今之處にては、穩當之御沙汰に無レ之ては、難ニ相成一次第、衆評之趣、言上之爲め御使可レ被ニ差登御用意候處。

右要領

以上は堀田に對しての御沙汰に從ひ、再應三家始め諸大名の意見を諮詢し、其の答案を具して、到底今日の勢ひにては、開戦は不得策であり、先づ當分外人等の希望を納れ、其の條約を結び、その間に、我が武備を整へ、我が防禦を完くし、而して後、徐に和戦何れにか決するを得策とする旨を上申す可く、京都に使者を特派せんとしてゐたとの事だ。

多數の非開戰說

此れは必らずしも巧言でもなく、飾辭でもなく、事實全く其の通りであつたに相違ない。固より此の三家及び諸大名の答案なるものは、云はゞ幕府からの注文に應じて製造したるものにて、今日で云へば、多數とは申しながら、選舉干

戰爭回避の大勢

涉の結果にて製造したる多數に相違なきも、兎にも角にも、假令幕府からの注文なき迄も、當時の多數は、決して開戰說でなかつたことは、疑を容れな

必らずしも天下の大勢を揣摩して、斯の如き結論を得たと云ふ計りでなく、當時積弱の國勢は、只だ一日の苟安を貪るに過ぎずして、其の口前は色々と理窟をつくるにもせよ、其の本心は、戰爭を厭ひ、戰爭を恐れ、戰爭回避を第一義としたるに外ならなかつたことは、斷じて疑を容れない。

【三五】 間部詮勝言上書付 (二)

日米調印の事

間部詮勝は、安政五年正月堀田正睦上京以來の事を叙し、更らに一轉して、左の如く、日米條約調印の事に及んだ。



ハリス側  
獨鶴吞

去月(六月)十七日、下田表へ渡來之亞船へ、彼國之使者ハリス并通辨之者乗組、神奈川へ入津いたし書翰差出、今度英佛之軍艦、清國之戦に勝、其勢に乗じ、近々彌御國へ渡來致し、強訴之企有之由、及注進一候。尤昨年以來相願候、假條約案文之趣、御差許有之、調印相濟候は、何程之軍艦渡來候共、御心配無之様取扱可致之由申立候に付、諸役人中評議にも、假令忽及戦争一候共、被爲遂奏聞一候上は無之候ては、調印不相成は勿論之事に候得共、併彼是手間取候内、英佛等之軍艦渡來、自然混雜致し、無據兵端を開、萬一清國之覆轍を踐候様之儀有之候ては、憂患今日に十倍致し、汚辱を後代に傳へ候共、相雪候術無レ之、實以不容易一儀に候處、非を見て進むも道にあらず、何分危急之場合に迫り、應接掛り井上信濃守、岩瀬肥後守調印致し候儀、御差許相成候以上は餘儀なく調印に到りし事情の釋明だ。此れは必らずしも巧言でもなく、遁辭でもない。當時の幕閣は全く斯く信じ切つてゐたのであらう、併しハリス

餘儀なき  
事情説明

公論採用

の恫喝の爲めに、一杯喰はされたることは、決して疑を容れない。如何に英佛が清國と戦うて勝ちたればとて、直ちに其鋒を轉じて、日本に戦争を仕掛く可き理由は無いのだ。今にも英佛がやつて來るぞ、その時には如何にかするとは、全くハリスが英佛の虚勢を假りて、自己の目的を達せんとする方便に供したのだ。而してそれを鶴呑にしたのが幕吏であつた。尤も岩瀬忠震などは、亦た此の口實を、好き潮合として開國の實を擧ぐる方便に供したかも知れない。然る處先般勅諭之趣も有之、假令一時之御計策に候ても、不被爲遂奏聞一候て、右様御取計有之候儀は、御慮之程も如何可有之と恐入思召候得共、諸大名之建議にも、只今争端を開候ては、不容易一御一大事之由。尤一兩人は別段之存意も申立候得共、今日之形勢、御採用難ニ相成一次第は、前文之通に候得ば、只紙上之當理而已に有之、實に無御據一次第宜被レ達ニ叡聞一候。

以上は更らに一層、條約調印の餘儀なき事情を釋明したものだ。「只今争端を開



候ては、不<sub>レ</sub>容易<sub>一</sub>御<sub>一</sub>大事<sub>一</sub>之由<sub>一</sub>とは、多數大名の意見にて、幕府は正しく、此の公論を採用した譯だ。

猶被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候<sub>一</sub>條々之御旨は、左に被<sub>二</sub>仰進<sub>一</sub>候<sub>一</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>之條々

一 永世安全可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>安<sub>二</sub>叡慮<sub>一</sub>之事。

一 不<sub>レ</sub>拘<sub>二</sub>國體<sub>一</sub>後患無<sub>レ</sub>之方略之事。

一 下田條約之外、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊<sub>二</sub>御許容<sub>一</sub>候節は、自然及<sub>二</sub>異變<sub>一</sub>候も難<sub>レ</sub>計に付、防禦之所置被<sub>二</sub>聞食<sub>一</sub>度事。

一 衆議言上之上、叡慮猶難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>決候は、伊勢神宮神慮可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>伺定<sub>一</sub>儀も

可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之哉之事。

右は弘安蒙古之寇、襲來候時之如く、一國之儀に候は、如何様にも可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>安<sub>二</sub>宸襟<sub>一</sub>様之手術も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候得共、方今洋外各國之形勢を御洞察有<sub>レ</sub>之候ては、容易之御所置も難<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>、又此後御國內に、夷族を必<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>寄様可<sub>レ</sub>致儀は、決而不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>時勢に付、御熟考衆評之上、堅強兵を内に蓄へ、外

一種の夢

談何んぞ容易なる。此れは全くの見當外れの夢物語だ。「御國に多分之品無<sub>レ</sub>之、一同に其利を得候事不<sub>レ</sub>能事實」を前提として、無闇に空想を逞<sub>レ</sub>うするなどは、以ての外の見當違ひだ。此れは貿易の爲めに、生産が興隆する事實を全く無視してゐるのだ。



【三六】 間部詮勝言上書付 (三)

外夷撫恤の事

右を第一之遠客として、別段厚く御取扱有之、御撫恤を加へられ候はゞ、其餘之諸蠻も随て相倣ひ可申、其上不敬之國も有之候はゞ、服從之國々に謀り、御制御有之、内には御國禁を嚴重にして、従はしめ候様、御取計有之候はゞ、幾許之年を経ずして、海外之諸蠻、此方之掌中に納候事、三韓掌握之往古に復すべく。

幕府當局の憤々

如何にも痛快なる文句ではあるが、是れは全くの浮誇、輕佻何等の内容なき空砲だ。斯る意見は、天保以前には、或は珍らしくないが、安政五年の十月、然も幕府當局者の上申書としては、實に言語道斷の沙汰だ。苟も堀田正陸などであれば、斯る荒唐無稽の言を弄して、一時を塗糊する様なことは屑とせず、又た敢てしなかつたであらう。之を見ても井伊にせよ、間部にせよ、彼等は世界の大事、殊に日本の世界に對する立場等に就ては、濛々憤々であつたことが

一種の空言

能く判知る。

假令時勢其儀追々は不及候共、各港に嚴禁之制度を立、犯者は嚴重に罰し、守者は撫恤を加へて、彌懐け、漸々皇國之風に從はしめ、開闢以來相承之神武を以、海外に御威光を示し、天壤と無窮之皇統、萬代に餘慶を傳へ給るべし程之事は、疑有間敷歟。

至尊耳目變動の計

以上は要するに和親、開港の勅許を得る方便に、勝手なる出鱈目を開陳したるものにして、詮ずる所損にならぬ空言もて、勅許の實益を得んと欲するに外ならない。されば固より真面目に、其言の當否を詮議す可き必要はあるまい。然ば方今之場合に臨み、強て僅之兵庫一港を開候ても、若此上異變出來、危急に迫り、無據畿内近邊迄數港を御開有之候様相成候ては、此上幾許か奉、驚、宸襟程之大事出來之程も難計候得ば、假令五六年之後、一度は兵庫を開、大坂も商賣之爲めに、居留は御差許相成候共、前條之通、嚴禁を立、終に夷人を、此方之策に入候様致し候はゞ、行々御心配之筋無



之様、可相成一哉。

此れは「若此上異變出來、危急に迫り、無<sup>レ</sup>據畿内近邊迄數港を御開有<sup>レ</sup>之」の一句が眼目だ。之を以て恐れながら至尊の御耳目を聳動せんとの企であつた。

永世安全の策

實に方今之形勢、狼に兵端を開候ては、其害永世に及ぶべく、寛裕穩當之御取計有<sup>レ</sup>之、漸々至尊之徳を示し、術を以懐け候時は、宇内無<sup>レ</sup>比類<sup>一</sup>皇統至尊、其實を辨へ、夷狄と雖、尊信之心を生せずんばあるべからず。左候得ば、永世安全可<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>安<sup>ニ</sup>叡慮<sup>一</sup>基本、且御國體に不<sup>レ</sup>拘、後患無<sup>レ</sup>之方略に可<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>御座<sup>一</sup>と思召候。

神宮神慮御何の事

此處に「思召候」とあるは、將軍の意見が此の通りと云ふ意味だ。乃ち勅諭の「永世安全可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>安<sup>ニ</sup>叡慮<sup>一</sup>」とあり、又た「不<sup>レ</sup>拘<sup>ニ</sup>國體<sup>一</sup>後患無<sup>レ</sup>之方略」とあるは、只だ和親條約の外なかる可しとの譯合だ。右之通十三年之後、條約改正迄之間、篤と御試、精々人力を盡し候上、

以上要領

以上は所謂勅諭に對する將軍よりの奉答を、問部が代表して、九條關白史で、叡聞に達す可く、陳述したる文書だ。此の文書は如何にも長文ではあるが、其の要領は極めて單簡にして、只だ今日は開戦の時期ではない。須らく當分和親して、準備整頓の他日を待つに若かず。而して勅許を俟たずしての日米條約調印は、恐懼の至りではあるが、此れは畢竟大事の前の小事にして、英佛が軍艦を差し向くる以前に、斯くするを以て、日本の長策と認めたからのことだとの釋明に過ぎない。



### 第七章 間部の欺瞞策

#### 【三七】 間部詮勝の詭辯

間部九條  
書に呈する

尙ほ九條尙忠日記には、間部詮勝が提出したる、左の書付の寫がある。此れは短文であるが、頗る有意義のものだ。

同日（安政五年十月廿四日）於禁中、從間部下總守、請取書付之寫

兵庫閉鎖  
の意見

當春堀田備中守上京之節、兵庫閉港之儀は、帝都近邊に付、是非取除き可申旨、再應勅諭有之に付、必御差除可被成、素より貿易御好被成候儀にては、決而無之、既に勅答之旨も有之、旁以再三三家始諸大名所存書取奉入ニ觀覽、和戰兩條御決定可有之思召候。條約調印等之儀は無之節に付、信義を失ふ場にも不至、彌以開ニ兵端一候共、是非御沙汰之通、右港は御閉可被成御用意候。

右の眞意  
如何

此れは先づ兵庫閉港に付ては、叡慮の趣もあるから、江戸に於ても叡慮を奉戴し、假令開戦となりても、兵庫閉港だけは閉鎖す可き決心であつたとの事。固より事實果して然りし乎、否乎は、保證の限りではない。否な事實は決して斯る覺悟のあつた筈はない。それは宇津木、長野の兩人間に往復したる書簡を見るも分明だ。されば此れは全く間部の出鱈目である。

調印責任  
の轉荷

折柄右外夷一件に事寄せ、於御國內、其虚に乗じ、且其隙を窺、不ニ容易一企ニ隱謀一候者有之、粗別紙に認入ニ觀覽一候通、御不承知之調印爲致、背ニ勅命のみならず、公儀を非分に落し、邪謀顯然。

邪謀鎮定  
の爲

本文にて見れば、日米條約調印は、全く井伊大老及び幕閣の責任ではなく、所謂隱謀者が、外難を挑撥し、勅旨に違反せしめ、故らに幕府を窮地に陥らしめ、以て其の野望を逞しうせんとする邪望であつたと云ふのだ。而して間部は更らに一歩を進めて曰く、加之堂上にも、右内謀に荷擔有之、實に無レ據外憂は、暫指置、内患惡計



容易ならぬ文言

可<sup>じ</sup>仕<sup>と</sup>遂<sup>と</sup>一場<sup>ば</sup>に臨<sup>の</sup>み、雖<sup>ほ</sup>嚙<sup>レ</sup>臍<sup>レ</sup>更<sup>も</sup>無<sup>し</sup>甲<sup>の</sup>斐<sup>の</sup>姿<sup>に</sup>相<sup>あ</sup>成<sup>り</sup>候<sup>は</sup>ては、夫<sup>れ</sup>こそ國<sup>の</sup>家<sup>の</sup>之<sup>の</sup>存<sup>存</sup>亡<sup>亡</sup>に可<sup>か</sup>拘<sup>は</sup>一<sup>の</sup>大<sup>の</sup>事<sup>に</sup>付<sup>付</sup>、卒<sup>そ</sup>爾<sup>に</sup>開<sup>き</sup>兵<sup>の</sup>端<sup>に</sup>候<sup>は</sup>ては、永<sup>えい</sup>世<sup>せい</sup>安<sup>あん</sup>全<sup>ぜん</sup>は不<sup>ふ</sup>申<sup>し</sup>及<sup>じ</sup>忽<sup>とつ</sup>可<sup>か</sup>被<sup>ひ</sup>惱<sup>な</sup>宸<sup>しん</sup>襟<sup>きん</sup>左<sup>さ</sup>候<sup>は</sup>ては累<sup>る</sup>年<sup>ねん</sup>御<sup>おん</sup>尊<sup>そん</sup>敬<sup>けい</sup>之<sup>の</sup>廉<sup>に</sup>にも振<sup>ふ</sup>れ、實<sup>じつ</sup>に恐<sup>おそ</sup>入<sup>り</sup>、此<sup>この</sup>上<sup>の</sup>之<sup>の</sup>憂<sup>いう</sup>苦<sup>く</sup>十<sup>じゅう</sup>倍<sup>ばい</sup>に可<sup>か</sup>有<sup>あ</sup>御<sup>おん</sup>座<sup>ざ</sup>被<sup>ひ</sup>思<sup>し</sup>召<sup>め</sup>候<sup>は</sup>に付<sup>付</sup>、乍<sup>さ</sup>御<sup>おん</sup>不<sup>ふ</sup>本<sup>ほん</sup>意<sup>い</sup>右<sup>の</sup>内<sup>うち</sup>亂<sup>らん</sup>邪<sup>じあ</sup>謀<sup>まう</sup>御<sup>おん</sup>取<sup>と</sup>鎖<sup>さ</sup>相<sup>あ</sup>成<sup>り</sup>候<sup>は</sup>上<sup>は</sup>、如何<sup>いか</sup>にも兵<sup>ひやう</sup>庫<sup>こ</sup>は遠<sup>とほ</sup>ざかり可<sup>か</sup>申<sup>ま</sup>様<sup>やう</sup>、急<sup>きつと</sup>度<sup>ど</sup>御<sup>おん</sup>考<sup>かう</sup>量<sup>りやう</sup>可<sup>か</sup>被<sup>ひ</sup>爲<sup>な</sup>爲<sup>る</sup>在<sup>あ</sup>候<sup>は</sup>。

此<sup>こ</sup>れは實<sup>じつ</sup>に容<sup>よう</sup>易<sup>い</sup>ならぬ文<sup>もん</sup>句<sup>く</sup>だ。此<sup>こ</sup>れにて見<sup>み</sup>れば條<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>調<sup>てう</sup>印<sup>いん</sup>なども、全<sup>ま</sup>く水<sup>みづ</sup>戸<sup>と</sup>齊<sup>せい</sup>昭<sup>しょう</sup>等<sup>ら</sup>の邪<sup>じあ</sup>謀<sup>まう</sup>にして、それには京<sup>きやう</sup>都<sup>と</sup>の正<sup>せい</sup>議<sup>ぎ</sup>派<sup>はい</sup>一<sup>いつ</sup>味<sup>み</sup>も、其<sup>その</sup>の黨<sup>たう</sup>類<sup>るい</sup>であるといふことだ。此<sup>こ</sup>の如<sup>ごと</sup>くして兵<sup>ひやう</sup>庫<sup>こ</sup>開<sup>かい</sup>港<sup>かう</sup>の責<sup>せき</sup>任<sup>にん</sup>を、他<sup>た</sup>に轉<sup>てん</sup>嫁<sup>か</sup>するばかりでなく、直<sup>た</sup>ち其<sup>その</sup>の責<sup>せき</sup>任<sup>にん</sup>を反<sup>はん</sup>對<sup>たい</sup>黨<sup>たう</sup>に投<sup>な</sup>げ掛<sup>か</sup>け、彼<sup>かれ</sup>等<sup>ら</sup>をして大<sup>だい</sup>罪<sup>ざい</sup>人<sup>にん</sup>たらしめ、自<sup>みづか</sup>ら條<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>調<sup>てう</sup>印<sup>いん</sup>の責<sup>せき</sup>任<sup>にん</sup>を免<sup>めん</sup>れ、己<sup>おの</sup>れ獨<sup>ひと</sup>り忠<sup>ちゆう</sup>臣<sup>しん</sup>義<sup>ぎ</sup>士<sup>し</sup>となるばかりでなく、却<sup>かへ</sup>て之<sup>これ</sup>を以<sup>もつ</sup>て反<sup>はん</sup>對<sup>たい</sup>黨<sup>たう</sup>を一<sup>さう</sup>掃<sup>さう</sup>的<sup>てき</sup>に排<sup>はい</sup>擠<sup>せい</sup>するの武<sup>ぶ</sup>器<sup>き</sup>たらしめた。如何<sup>いか</sup>に鴉<sup>からす</sup>を驚<sup>おど</sup>かし、驚<sup>おど</sup>を鴉<sup>からす</sup>とするの詭<sup>ぎ</sup>辯<sup>べん</sup>たりとも、此<sup>こ</sup>れ以上<sup>いじやう</sup>の詭<sup>ぎ</sup>辯<sup>べん</sup>はあるまい。

猶<sup>なほ</sup>又<sup>また</sup>夫<sup>れ</sup>々<sup>と</sup>御<sup>おん</sup>警<sup>けい</sup>衛<sup>ゑい</sup>向<sup>むか</sup>被<sup>ひ</sup>仰<sup>おほ</sup>付<sup>け</sup>置<sup>お</sup>候<sup>は</sup>得<sup>え</sup>共<sup>ども</sup>、今<sup>いま</sup>一<sup>いっ</sup>段<sup>だん</sup>御<sup>おん</sup>手<sup>て</sup>厚<sup>こう</sup>守<sup>しゅ</sup>衛<sup>ゑい</sup>嚴<sup>げん</sup>固<sup>こ</sup>可<sup>か</sup>被<sup>ひ</sup>仰<sup>おほ</sup>付<sup>け</sup>候<sup>は</sup>間<sup>ま</sup>、

外夷制御の策

可<sup>か</sup>被<sup>ひ</sup>安<sup>あん</sup>二<sup>に</sup>叡<sup>い</sup>慮<sup>りょ</sup>一<sup>いつ</sup>候<sup>は</sup>、且<sup>かつ</sup>又<sup>また</sup>夷<sup>い</sup>人<sup>にん</sup>雜<sup>ざつ</sup>居<sup>きよ</sup>之<sup>の</sup>儀<sup>ぎ</sup>、商<sup>しやう</sup>館<sup>くわん</sup>相<sup>あ</sup>建<sup>けん</sup>候<sup>は</sup>上<sup>は</sup>、右<sup>みぎ</sup>之<sup>の</sup>外<sup>ほか</sup>猥<sup>みだり</sup>之<sup>の</sup>儀<sup>ぎ</sup>無<sup>な</sup>レ之<sup>の</sup>様<sup>やう</sup>、兼<sup>かね</sup>て應<sup>おう</sup>接<sup>せつ</sup>之<sup>の</sup>上<sup>うへ</sup>、御<sup>ご</sup>嚴<sup>げん</sup>禁<sup>きん</sup>被<sup>ひ</sup>仰<sup>おほ</sup>付<sup>け</sup>置<sup>お</sup>候<sup>は</sup>、尤<sup>もつと</sup>何<sup>なん</sup>時<sup>じ</sup>に不<sup>ふ</sup>レ限<sup>げん</sup>、彼<sup>かれ</sup>より異<sup>い</sup>亂<sup>らん</sup>申<sup>ま</sup>募<sup>ぼ</sup>候<sup>は</sup>儀<sup>ぎ</sup>於<sup>お</sup>レ有<sup>あ</sup>レ之<sup>の</sup>は、不<sup>ふ</sup>レ移<sup>うつ</sup>二<sup>に</sup>時<sup>じ</sup>日<sup>じつ</sup>一<sup>いつ</sup>打<sup>うち</sup>拂<sup>はら</sup>之<sup>の</sup>御<sup>ご</sup>所<sup>しよ</sup>置<sup>お</sup>可<sup>か</sup>被<sup>ひ</sup>在<sup>あ</sup>レ爲<sup>な</sup>旨<sup>めい</sup>、温<sup>おん</sup>恭<sup>きやう</sup>院<sup>いん</sup>様<sup>やう</sup> (前<sup>ぜん</sup>將<sup>しやう</sup>軍<sup>ぐん</sup>家<sup>か</sup>定<sup>てい</sup>) 吳<sup>くれ</sup>々<sup>と</sup>被<sup>ひ</sup>仰<sup>おほ</sup>含<sup>くわ</sup>置<sup>お</sup>、上<sup>うへ</sup>様<sup>やう</sup> (將<sup>しやう</sup>軍<sup>ぐん</sup>家<sup>か</sup>茂<sup>まう</sup>) にも其<sup>その</sup>思<sup>し</sup>召<sup>め</sup>に被<sup>ひ</sup>爲<sup>な</sup>爲<sup>る</sup>在<sup>あ</sup>候<sup>は</sup>。仍<sup>なほ</sup>て此<sup>この</sup>段<sup>だん</sup>委<sup>ゐ</sup>細<sup>さい</sup>宜<sup>い</sup>達<sup>たつ</sup>二<sup>に</sup>叡<sup>い</sup>聞<sup>ぶん</sup>一<sup>いつ</sup>被<sup>ひ</sup>仰<sup>おほ</sup>出<sup>で</sup>候<sup>は</sup>。

要<sup>えう</sup>するに條<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>調<sup>てう</sup>印<sup>いん</sup>問<sup>もん</sup>題<sup>だい</sup>が、幕<sup>まく</sup>府<sup>ふ</sup>に取<sup>と</sup>りては非<sup>ひ</sup>常<sup>じやう</sup>な痛<sup>いた</sup>手<sup>て</sup>であつたが、その中<sup>なか</sup>でも兵<sup>ひやう</sup>庫<sup>こ</sup>開<sup>かい</sup>港<sup>かう</sup>問<sup>もん</sup>題<sup>だい</sup>は、猶<sup>なほ</sup>更<sup>さら</sup>痛<sup>いた</sup>手<sup>て</sup>であつた。主<sup>しゆ</sup>上<sup>じやう</sup>は勅<sup>ちやく</sup>許<sup>きょ</sup>を俟<sup>まち</sup>たずして調<sup>てう</sup>印<sup>いん</sup>したるを、違<sup>ちが</sup>勅<sup>ちやく</sup>の罪<sup>つみ</sup>とし玉<sup>たま</sup>ふのみならず、兵<sup>ひやう</sup>庫<sup>こ</sup>開<sup>かい</sup>港<sup>かう</sup>には別<sup>べつ</sup>して宸<sup>しん</sup>襟<sup>きん</sup>を惱<sup>な</sup>まし玉<sup>たま</sup>うた。然<sup>しか</sup>るに彼<sup>かれ</sup>れ問<sup>もん</sup>部<sup>ぶ</sup>は如<sup>ごと</sup>く上<sup>うへ</sup>の難<sup>なん</sup>題<sup>だい</sup>を、却<sup>かへ</sup>て其<sup>その</sup>の政<sup>せい</sup>敵<sup>てき</sup>たる水<sup>みづ</sup>戸<sup>と</sup>齊<sup>せい</sup>昭<sup>しょう</sup>等<sup>ら</sup>の上<sup>うへ</sup>に推<sup>すい</sup>諉<sup>ぎ</sup>し、幕<sup>まく</sup>府<sup>ふ</sup>をして甘<sup>うま</sup>く此<sup>この</sup>の難<sup>なん</sup>題<sup>だい</sup>から免<sup>めん</sup>れしむるばかりでなく、併<sup>あ</sup>せて此<sup>この</sup>の難<sup>なん</sup>題<sup>だい</sup>もて、政<sup>せい</sup>敵<sup>てき</sup>退<sup>たい</sup>治<sup>ち</sup>の武<sup>ぶ</sup>器<sup>き</sup>たらしめんとした。

難題を政敵に推諉

此時<sup>このとき</sup>京<sup>きやう</sup>師<sup>し</sup>或<sup>ある</sup>人<sup>ひと</sup>の書<sup>しよ</sup>牘<sup>たて</sup>に、今<sup>こん</sup>廿<sup>に</sup>四<sup>じ</sup>日<sup>じつ</sup>間<sup>ま</sup>部<sup>ぶ</sup>殿<sup>でん</sup>已<sup>い</sup>刻<sup>こく</sup> (午<sup>ご</sup>前<sup>ぜん</sup>十<sup>じゅう</sup>時<sup>じ</sup>) 參<sup>さん</sup>内<sup>ない</sup>、夜<sup>よ</sup>五<sup>ご</sup>つ時<sup>じ</sup> (午<sup>ご</sup>後<sup>ご</sup>八<sup>はち</sup>時<sup>じ</sup>) 引<sup>ひ</sup>取<sup>と</sup>に相<sup>あ</sup>成<sup>り</sup>申<sup>ま</sup>候<sup>は</sup>、定<sup>さだ</sup>てうそばかり申<sup>ま</sup>候<sup>は</sup>事<sup>こと</sup>とあるは一<sup>いち</sup>言<sup>げん</sup>蔽<sup>へい</sup>レ之<sup>の</sup>と云<sup>い</sup>可<sup>べ</sup>し。



〔安政紀事〕

此れは水戸派の立場からの評語であるが、如上の事實に徴すれば、少くとも此評だけは、間部に取りては、申譯があるまい。

### 三八 間部詮勝詭辯の上塗 (一)

所謂別紙

米船渡來の始め

尙ほ前記の所謂別紙〔參照 三七〕とは左の文書のことだ。

抑亞墨利加より、日本地へ罷越濫觴如何にと相尋候處、文化文政之頃、仙臺に罷在候金忠助と申者、幼年より文武心懸、學文は經學曆學天文地理に相達、異國之儀をも相心得、殊に蝦夷よりカムシツカの地理取調、武は槍劍柔術に相達し、金銀も有之候より、松前に於て、高田屋金兵衛と心を合せ、仙臺米を相送り、魯西亞方へ及ニ引合、多分之利徳を得、後にはカム

シツカへ罷越、同所之王に相成候儀にて、天保十年頃、高田屋金兵衛異國

へ取引之儀相顯れ、於ニ評定所一座吟味相成、其砌忠助カムシツカへ相

越候哉に相聞え、且又弘化年中亞墨利加へ相渡、貿易筋取計罷在候仙

臺家來之由高野長英儀蘭醫名高者に候處、右忠助と同意之者に付、異國事

情通路いたし、日本國に於ては、信義無之國なり。外國之船難風に逢、日本

國へ罷越、撫育相頼度存、海岸へ相越候節は、大砲等にて打拂候事、不

仁之儀なりと申事有之趣、水戸老卿(齊昭)へ申出し、老卿至極尤之趣

被仰、其砌水野越前守御役中、老卿より長英を御世話有之候か、又は御使

に被遣か、越前守を説解いたし候より、慎徳院様(將軍家慶)御代右等之儀を

申上、御仁意及ニ外國一候程之御大徳を示す事と申唱、以來外國船日本近海

へ相越し候共、打拂之儀は不致、薪飲水其外常用之品可被ニ差遣一問、其段

外國へ相觸候様、和蘭陀人へ達に相成候

以上は全く一片の小説だ。假構だ。固より天保十三年に、外船打拂令の緩和

一片の小説

第七章 三八 間部詮勝詭辯の上塗 (一)

一五九



また事實  
相違

は達せられたが、此れには水戸齊昭杯が、何等干係したことはない。否、此の一事は水戸齊昭などは、寧ろ不服であつたことは、彼の當時の文書が、雄辯に之を語りてゐる。然るに最初高野長英が齊昭に説き、更らに齊昭の意見もて水野に入説し、斯ることを行はしめたと云ふに至りては、全く無根と云はんよりは、寧ろ事實に反對すると云はねばならぬ。

齊昭弘化  
の遺厄

其後、度々和蘭陀女帝より申越候處、其砌阿部伊勢守其儘に打捨置、今般亞墨利加渡來、種々混亂に及び候儀に相成、水戸老卿先年自領之寺塔を破壊し、并梵鐘をも取上可申手段有之候處、右寺院之中には、綸命勅額等頂戴仕候向も有之、將被輕ニ公命一候御所行、且佛敵にも相當り、旁以不容易儀に付、御指留之上、御咎め被仰付候を、遺恨に被存、此れも事實相違だ。

水戸を陥  
る甚し

其後一橋殿を、西丸へ建御自分思召立被續、内謀之企も有之候間、水戸老卿隱居と申儀にも相及び候處。以上は水戸齊昭の弘化遺厄に關する事件の説明だ。此れも全く勝手に歴史を製造したるものにして、事柄は事柄として、其の因由、原委は全く出鱈目だ。温恭院様御代と相成、亞墨利加船入津より殊之外六ヶ敷相成、再登城等も被仰出候はゞ、軍學御積學之趣を以て、伊勢守内々被申込、御政事向等御口出しに相成候處、元來夷人と御内通有之候事故。只表向立派之御申事にて、直に戰爭之方可然之趣は、被仰候得共、愈之處に至り候ては、御和談之趣にも被仰、忽戰爭之御論に相成候と申様にて、更に御取極め無之、自然夷人之方は深入に相成、條約取詰に相成候時儀に至り候は、全水戸老卿の謀策に無相違。

無責任の  
放言

以上は餘りに見當違ひにて、寧ろ滑稽とも云ふ可きもの。固より水戸齊昭も、外戦内和にて、其の意見は、直截、明快を缺くの病はあつたに相違ない。それど



「元來夷人と御内通有之候事」とは、抑も如何なる證據を握りて、斯くは臆面もなく言明したる乎。無責任の放言も、此に至りて亦た極まると云はねばならぬ。

【三九】 間部詮勝詭辯の上塗 (二)

總て水戸  
陥れ

間部は更らに水戸齊昭が、外人と内通して、故らに幕府を窮地に擠したることの暴露したる爲め、是等の次第、段々と分明に至候事故、登城御口出し之儀は、御斷に相成候間、堀田備中守、松平伊賀守等へ、種々御謀策有之、御身方に被成候て、備中守上京之上、禁裏御不承知之場に及び候儀、實以恐入、無二勿體一御儀に候。

一々誣言

と云うてゐる。此の如く堀田正陸も、松平忠固も、水戸齊昭の一味に引き入れられたものとしてゐる。然も齊昭は堀田の就任を好まなかつた一人だ。松平忠固に至りては、齊昭の大禁物の一人であつた。彼を最初老中の職より斥けたのは、畢竟齊昭が阿部正弘への運動の結果と云うても過甚ではあるまい。されば松平忠固の再任が、齊昭に取りて不快の因をなしたること、固より想像するまでもない。然るに今更ら此の兩人を同腹の者と誣ゆるに至りては、妄も亦た極まれりと云はねばならぬ。

水戸の京  
都手入

且は今般上京之上、追々承り及候處、水戸老卿手先公卿方へも手を入候哉にて、不二容易一一條と相成申候。

家定死因  
の疑

此の一事だけは、多少痕跡ありと認めて差支あるまい。且温恭院様(前將軍家定)薨御之儀も、甚以疑敷、殊に當上様(將軍家茂)御儀も、紀州に御住居之砌、兩三度も御危急之儀有之哉にて、御養子後も、兩三度は御危急之事有之哉に候。



無稽の妄

此れも妄の甚だしきもの。如何に色目鏡もて見ても、水戸齊昭が前將軍家定を毒殺したとか。將軍家茂を、未だ西城に入らざる以前にも、將た其の以後にも、屢ば毒殺せんとしたとか。能くも斯る無稽の説を、幕府當局の責任者として、然も之を朝廷に向て上申することが出来たものだ。

右様之御事に至り候ては、天下は大亂之場と存候。此上御静謐及び御事、右等之御始末不表立御取締附候て、目出度昌平之御世を奉仰度御事に奉存候。右内密之儀に候得共、御心得迄に申上置候。

然も間部は尙ほ前掲の内申書にて鑿らず、更らに左の一書を添呈してゐる。九條尙忠の日記に曰く、

また添書

同日(安政五年十月廿四日)於禁中從下總守受取書附寫。

亞墨利加條約之儀に付ては、其節之事情承候處、叡慮之御旨も有之候。御事、是非共御除被遊度、温恭院様(前將軍家定)より御沙汰之趣も有之候處、當六月十七日、英佛之軍艦も追々押寄候趣に付ては、條約調印御

全く無根の事

定不置候ては、忽ち戦争に及び候段、亞墨利加官吏より申立候。此れだけは事實だ。事實とは忽ち戦争となると云ふことではない。斯くなる可しとハリスが申立てたる事が事實であると云ふのだ。

其節掃部頭(井伊直弼)遮て不承知申張、譬幾萬之軍艦一時に押寄、忽戦争に及び候共、被對ニ京都ニ被ニ仰上も無之、條約調印いたし候事は、決而御義理合と申、御尊敬之場も相はづれ、不可然旨押張申述。然る處、同十九日掃部頭病氣にて、無據登城不仕、其隙を窺、堀田備中守、松平伊賀守より、海防懸り井上信濃守、岩瀬肥後守へ申付、調印爲致候。

此れは全く無根のことだ。井伊は固より勅許を俟たずして調印するを好まなかつた。されど彼は背に腹は代へられぬとの決心もて、之に同意したのだ。然も十九日は正しく登城してゐる。「井伊家公用方秘録」に曰く、

六月十九日

一 例刻御附人にて御登城、七つ時(午後四時)御退出



と。此れでは病氣缺席などあり得可き筈がない。然も井伊は此事に付て斯く明言してゐる。

井伊開港の決意

事危急に迫り、勅許を得候餘日も無之、猶又海外諸蕃之形勢を考察致候に、昔と違ひ、航海之術に達し、萬里も比隣之如く、交貿通商を開き、其外兵器軍制等皆實戦に試み、國富み兵強く、之を拒絶し、兵端を開き、幸に一時勝を得候とも、海外皆敵と爲る時は、全勝孰れに在るや、量るべからず。苟も敗を取り、地を割き償はざるを得ざる場合に至らば、國辱焉より大いなるはなし。今日拒絶して、永く國體を辱かしむると、勅許を待ずして、國體を辱かしめざると、孰か重き。唯今にては海防備十分ならず、暫時彼が願意を取捨して、害なき者を選び許すのみ。且朝廷より被仰進一候義は、御國體を穢さざる様との御趣意に有之。抑も大政は關東へ御委任、政を執るもの臨機之權道なかるべからず。然りといへども勅許を待ざる重罪は、甘じて自分一人に受候決意に付、亦云ふ事勿れとの御意有之。(公用方秘録)

と井伊の公用人宇津木六之丞は、親しく井伊の當日當夜、彼に語りしところを記載してゐるではない乎。間部は何故に明々白々に、其の事實を上申せざりし乎。さりとは餘りに鄙劣千萬ではない乎。

【四〇】 間部詮勝詭辯の上塗 (三)

見え透ける詭辯

間部は實に見え透いた詭辯を逞しくしてゐる。彼は調印の責任を、一切井伊直弼の上から取り去り、之を當時の閣老であつた堀田正睦、松平忠固の上に投げ掛け、更らに一步を進めて、其奥には黒幕として、水戸齊昭があると做し、左の如く言明してゐる。

右根元は、水戸老卿内謀之企有之、關東非分に落し入候。姦計相見え、不内容易大事にて、無據廿二日諸大名總登城之上、及相談一候得共、今更調印



辨妄無用

引戻候ては、忽及ニ戰爭、何分此上は穩便之御所置可有之旨、一同申出  
一人も戰爭又は調印引戻とも見込候者無之、自然無據調印に被ニ仰出  
此の如く此の調印を以て、水戸齊昭が「關東非分に落し入候 姦計相見え不  
易大事」と云ふに至りては、今更ら眞面目に、辨妄の必要もあるまい。此の如  
く調印の最後の責任者は、水戸齊昭に歸し、此れにて當局の面々は、涼しき顔  
をして、立派に幕府の申譯が立つたと云ふ様な風をなすとは、餘りに蟲が好過  
ざる。

聖明冒瀆

其後も精々御勘考被爲在、此度被ニ仰上候御趣意に、御取極被ニ成候事、  
實恐入被ニ思召一候得共、右様之次第柄に付、此上官武御合體、永世御安全之  
御策、被爲在度旨、温恭院様(前將軍家定)御苦心被ニ遊候事にて御座候。此  
儀は極々御内密之儀に候得共、御心得迄申上置候

別段請書

要するに斯る荒唐無稽の言を弄して、聖明を冒瀆するは、如何にも恐悚の至り  
だ。せめて井伊直弼其人が上京したならば、斯る無様の言上はしなかつたで  
あらう。  
間部は尙ほ同時に、左の別段請書を呈してゐる。  
同日(安政五年十月廿四日)於ニ禁中小御所下段、從ニ間部下總守一別段受取書之寫  
外夷一條に付ては、親藩之内、從來之宿論も有之、追々同意之向も出來、  
不ニ容易ニ隱謀有之哉にて、堂上方其外へ種々之儀被ニ申込、兎角關東之御所  
置御不都合相成候様にと、追々手段を巡らし、外夷一條及ニ混亂一候は、  
其機に乗じ、可レ被ニ遂ニ隱謀ニ内存にも相聞、其餘にも外禍に乗じ、内亂を引  
起し、非望を希ひ候隱謀之向有之哉之由にも相聞

内外大患  
の恐れ

此れは全く水戸齊昭を云ひ、「其餘にも」とあるは、何方かは定かならぬが、恐  
らくは井伊反對派の諸大名——例せば齊彬在世當時の薩摩の如き——の或者等  
を斥したものであらう。  
實に外夷御取扱振に寄候ては、内外之大患を、一時に可ニ引起、萬一爭端  
を開候は、三百年に近き太平も、忽紊亂之世と相成、左候時は如何様



被<sup>おほ</sup>思召<sup>しめ</sup>一候<sup>もち</sup>ても、可<sup>しん</sup>被<sup>ん</sup>奉<sup>ん</sup>安<sup>ん</sup>宸<sup>ん</sup>襟<sup>ん</sup>一期<sup>き</sup>も、有<sup>あ</sup>御座<sup>ま</sup>一間<sup>ま</sup>敷<sup>く</sup>、自然<sup>しぜん</sup>關<sup>かん</sup>東<sup>とう</sup>之<sup>の</sup>御力<sup>ごりき</sup>に不<sup>おほ</sup>及<sup>ば</sup>。譬<sup>たと</sup>大<sup>たい</sup>藩<sup>はん</sup>之<sup>の</sup>向<sup>むか</sup>、御守<sup>ごしゅ</sup>護<sup>ご</sup>申<sup>まを</sup>上<sup>あが</sup>候<sup>もち</sup>共<sup>ども</sup>、戰<sup>せん</sup>争<sup>そう</sup>之<sup>の</sup>世<sup>よ</sup>と罷<sup>ま</sup>成<sup>なり</sup>候<sup>もち</sup>ては、乍<sup>おそ</sup>恐<sup>そ</sup>皇<sup>こう</sup>居<sup>き</sup>御安<sup>ごあん</sup>穩<sup>ん</sup>可<sup>あ</sup>被<sup>ん</sup>爲<sup>ん</sup>爲<sup>ん</sup>在<sup>あ</sup>様<sup>やう</sup>無<sup>な</sup>之<sup>の</sup>。

此<sup>かく</sup>の如<sup>ごと</sup>く朝廷<sup>てうてい</sup>を威嚇<sup>おびやか</sup>してゐる。

毎度の口

加<sup>しか</sup>之<sup>の</sup>外<sup>み</sup>夷<sup>やい</sup>渡<sup>た</sup>來<sup>ら</sup>其<sup>その</sup>虛<sup>きよ</sup>に乘<sup>ま</sup>じ、自<sup>じ</sup>由<sup>いう</sup>自<sup>じ</sup>在<sup>じ</sup>之<sup>の</sup>所<sup>しよ</sup>業<sup>ぎふ</sup>に及<sup>およ</sup>び候<sup>もち</sup>は、實<sup>じつ</sup>に不<sup>ひと</sup>二<sup>か</sup>形<sup>た</sup>一<sup>ご</sup>御<sup>ご</sup>事<sup>こと</sup>。假<sup>たと</sup>令<sup>ひ</sup>右<sup>み</sup>様<sup>やう</sup>之<sup>の</sup>儀<sup>ぎ</sup>に不<sup>いた</sup>至<sup>ち</sup>候<sup>もち</sup>とも、戰<sup>せん</sup>争<sup>そう</sup>之<sup>の</sup>後<sup>のち</sup>、條<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>取<sup>と</sup>結<sup>むす</sup>候<sup>もち</sup>は、當<sup>たう</sup>時<sup>じ</sup>清<sup>しん</sup>國<sup>こく</sup>同<sup>どう</sup>様<sup>やう</sup>之<sup>の</sup>姿<sup>すがた</sup>に相<sup>あ</sup>成<sup>なり</sup>、彼<sup>か</sup>方<sup>た</sup>十<sup>じゆ</sup>分<sup>ぶん</sup>之<sup>の</sup>條<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>可<sup>た</sup>取<sup>と</sup>結<sup>むす</sup>、右<sup>み</sup>様<sup>やう</sup>内<sup>ない</sup>密<sup>みつ</sup>之<sup>の</sup>次<sup>じ</sup>第<sup>だい</sup>も有<sup>あ</sup>之<sup>の</sup>候<sup>もち</sup>故<sup>ゆゑ</sup>、温<sup>ん</sup>恭<sup>こう</sup>院<sup>いん</sup>様<sup>やう</sup>（前<sup>ぜん</sup>將<sup>しやう</sup>軍<sup>ぐん</sup>家<sup>か</sup>定<sup>ぢやう</sup>）別<sup>べつ</sup>而<sup>して</sup>深<sup>ふか</sup>く御<sup>ご</sup>心<sup>しん</sup>配<sup>はい</sup>被<sup>ん</sup>遊<sup>あそ</sup>、假<sup>かり</sup>條<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>御<sup>ご</sup>取<sup>と</sup>結<sup>むす</sup>有<sup>あ</sup>之<sup>の</sup>、先<sup>ま</sup>づ内<sup>ない</sup>外<sup>がい</sup>共<sup>ども</sup>穩<sup>ん</sup>に相<sup>あ</sup>濟<sup>す</sup>、此<sup>この</sup>上<sup>うへ</sup>は外<sup>ぐわい</sup>患<sup>わん</sup>を精<sup>せい</sup>々<sup>じやく</sup>御<sup>ご</sup>所<sup>しよ</sup>置<sup>ち</sup>有<sup>あ</sup>之<sup>の</sup>候<sup>もち</sup>は、追<sup>お</sup>々<sup>びやく</sup>被<sup>ん</sup>遠<sup>えん</sup>候<sup>もち</sup>様<sup>やう</sup>之<sup>の</sup>御<sup>ご</sup>取<sup>と</sup>計<sup>けい</sup>も出<sup>で</sup>來<sup>き</sup>可<sup>た</sup>申<sup>まを</sup>す。

總て辭柄

此<sup>こ</sup>れは彼<sup>かれ</sup>等<sup>ら</sup>に取<sup>と</sup>りて、毎<sup>まい</sup>度<sup>ど</sup>の口<sup>くち</sup>辯<sup>べん</sup>通<sup>つう</sup>りに、條<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>に調<sup>てう</sup>印<sup>いん</sup>せねば開<sup>かい</sup>戦<sup>せん</sup>にな<sup>な</sup>る、開<sup>かい</sup>戦<sup>せん</sup>にな<sup>な</sup>れば京<sup>きやう</sup>都<sup>と</sup>も危<sup>けん</sup>險<sup>けん</sup>であるとの一<sup>いつ</sup>天<sup>てん</sup>張<sup>ちやう</sup>りにて、辯<sup>べん</sup>明<sup>めい</sup>したるものにて、別<sup>べつ</sup>段<sup>だん</sup>珍<sup>ちん</sup>しくもな<sup>な</sup>ければ、又<sup>また</sup>た不<sup>ふ</sup>思<sup>し</sup>議<sup>ぎ</sup>でもな<sup>な</sup>い。而<sup>しか</sup>して其<sup>その</sup>理<sup>り</sup>窟<sup>くつ</sup>も、水<sup>みづ</sup>戸<sup>と</sup>齊<sup>せい</sup>昭<sup>しやう</sup>が、外<sup>ぐわい</sup>夷<sup>やい</sup>と内<sup>ない</sup>

通<sup>つう</sup>したとか、水<sup>みづ</sup>戸<sup>と</sup>齊<sup>せい</sup>昭<sup>しやう</sup>が、堀<sup>ほり</sup>田<sup>た</sup>正<sup>せい</sup>睦<sup>むつ</sup>、松<sup>まつ</sup>平<sup>へい</sup>忠<sup>ちゆう</sup>固<sup>こ</sup>などを使<sup>し</sup>賊<sup>ぞく</sup>して、故<sup>こと</sup>らに幕<sup>まく</sup>府<sup>ふ</sup>を窮<sup>きゆう</sup>地<sup>ち</sup>に擠<sup>おさ</sup>す可<sup>べ</sup>く、條<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>調<sup>てう</sup>印<sup>いん</sup>を濫<sup>らん</sup>行<sup>かう</sup>せしめた杯<sup>な</sup>の說<sup>せつ</sup>よりも、聊<sup>いさ</sup>か取<sup>と</sup>柄<sup>へい</sup>が有<sup>あ</sup>る様<sup>やう</sup>だ。併<sup>ひ</sup>しそれも比<sup>ひ</sup>較<sup>かく</sup>的<sup>てき</sup>のことにて、調<sup>てう</sup>印<sup>いん</sup>と開<sup>かい</sup>戦<sup>せん</sup>とを結<sup>むす</sup>び付<sup>つ</sup>けて、必<sup>ひつ</sup>至<sup>し</sup>の因<sup>いん</sup>果<sup>くわ</sup>に取<sup>と</sup>扱<sup>かく</sup>うたのは、未<sup>いま</sup>だ必<sup>かな</sup>らずしも實<sup>じつ</sup>際<sup>さい</sup>の政<sup>せい</sup>治<sup>ち</sup>の眞<sup>しん</sup>相<sup>さう</sup>に觸<sup>ふ</sup>れたものではあるまい。矢<sup>や</sup>張<sup>ちやう</sup>り此<sup>こ</sup>れも亦<sup>また</sup>た一<sup>いつ</sup>種<sup>しゆ</sup>の辭<sup>じ</sup>柄<sup>へい</sup>とせねばなるまい。

【四一】 間部詮勝詭辯の上塗 (四)

間<sup>ま</sup>部<sup>べ</sup>は更<sup>さら</sup>らに一<sup>いつ</sup>旦<sup>たん</sup>條<sup>じょう</sup>約<sup>やく</sup>を締<sup>てい</sup>結<sup>けつ</sup>したればとて、聽<sup>や</sup>は外<sup>ぐわい</sup>人<sup>じん</sup>が自<sup>おの</sup>ら日本<sup>にほん</sup>から遠<sup>とほ</sup>かりゆくこと、なる可<sup>べ</sup>き旨<sup>ねが</sup>を告<sup>つ</sup>げ。其<sup>その</sup>理<sup>り</sup>由<sup>ゆう</sup>として、左<sup>さ</sup>の如<sup>ごと</sup>く説<sup>せつ</sup>明<sup>めい</sup>してゐる。  
右<sup>みぎ</sup>被<sup>ん</sup>遠<sup>えん</sup>候<sup>もち</sup>と申<sup>まを</sup>儀<sup>ぎ</sup>は、差<sup>さ</sup>當<sup>あた</sup>り其<sup>その</sup>場<sup>ば</sup>に不<sup>いた</sup>至<sup>ち</sup>候<sup>もち</sup>共<sup>ども</sup>、元<sup>ぐわん</sup>來<sup>らい</sup>西<sup>せい</sup>洋<sup>やう</sup>人<sup>じん</sup>渡<sup>た</sup>來<sup>らい</sup>候<sup>もち</sup>は、賣<sup>ばい</sup>買<sup>かい</sup>利<sup>り</sup>潤<sup>じゆん</sup>之<sup>の</sup>爲<sup>ため</sup>に御<sup>ご</sup>座<sup>ざ</sup>候<sup>もち</sup>間<sup>ま</sup>、損<sup>そん</sup>益<sup>えき</sup>之<sup>の</sup>場<sup>ば</sup>合<sup>あひ</sup>を以<sup>もつ</sup>て、遠<sup>とほ</sup>ざかり候<sup>もち</sup>儀<sup>ぎ</sup>に御<sup>ご</sup>座<sup>ざ</sup>候<sup>もち</sup>。昔<sup>むかし</sup>東<sup>とう</sup>



今節斷絶の不利  
開戦の恐れ

照宮御代、諸蠻より貿易相願、御開濟に相成候節、英吉利は利潤無之故を以、御斷申上候由。當時各國貿易盛に被行候間、日本においても、貿易被行候は、利潤可相成と見込、相願候儀に可有之候得共、日本之町人共儀は如何正路に仕候とも、萬國に勝れ、賣買巧者に付、日本において、損失無之取計候儀は、眼前之事に御座候間、諸蠻貿易追々損失に及び、彼方より遠ざかり可申。左候は、御懸念も無御座様に可相成。乃ち日本商人は商賣上手にて、到底各國の商人も日本商人とは、太刀打が叶ぬから、追々は彼等自から退却するであらうとのことだ。而して間部は更らに其の論鋒を一轉して曰く、  
今節是より及断候は、其譯合には不相成、却て立腹いたし、争論を引出し、其後は戦争に及び可申は必然之儀。  
と云ひ、更らに百尺竿頭一步を進めて曰く、  
右戦争と相成候は、兼々惡謀方其虚に附入、日本國內に反逆差起り、關東

誑妄甚し

より厚禁中を御尊敬被爲在、御警衛等御座候とも、自然御行届成兼候處より、宸襟も被惱候御場合に至候共、其節之御所置被成方無之、右様之御次第に及び候ては、深恐入被思召一候御趣意も有之、只々叡慮安からん事を、温恭院様(前將軍家定)深御心配被思召一候。  
如何に水戸が悪ければとて、水戸齊昭が外人と通謀して、内亂を挑發し、内亂に乗じて、其の所慾を逞うするなどは、餘りに事實と縁遠き誑妄の説だ。如何に出鱈目とは申せ、斯ることを以て、聖聰を惑はし奉らんとするが如きは、實に言語道斷の沙汰と云はねばならぬ。さりとはまた餘りに大膽極まる仕打ちと云はねばならぬ。然も彼れ間部が、之を以て尋常一様の事として、平氣で之を語りつゝあるは、所謂の盲者蛇を怖れざるの類であらう。  
就ては昔代之合戦は、弓矢刀槍長刀之上にて之合戦に御座候得共、當時は銃藝之工を盡し候儀、日本國內において、大小銃追々製造仕候得共、當時全備之場にも至不申、今少々年數を重ね候は、是等之戦器も全備に至、調

將來の必勝



練進退軍艦之掛引等に至迄、熟達仕候其節は、蠻夷之者共、幾千萬にても、日本之強豪を以打拂候は、必勝無疑と奉存候。

是れ他日に於ては、必勝の算あるを云ふ。然も今日は必敗だ。

將軍心痛

未備之具を以、滿備之夷人を相手に仕候儀は、彼を不知我を不識之儀にて、必敗之至極と奉存候。若當時條約談判差違候は、忽争端を開、隱謀に陥候而已ならず、果は大亂共可相成哉と、御心痛被遊候儀に御座候。御心痛とは、將軍が心痛すると云ふこと、それで條約に調印したと云ふ申譯けだ。

追て引戻しの計

併是等之趣、言上無之内は、左計内外之大患を抱有之候事とは、御叡知被爲在問敷候得共、唯輕率之計ひと而已被思召候も難計、其段は深く御斟酌思召候得共、右之通内外之大患を醸し居候儀、不容易次第には候得共、追ては御引戻し之期も可有御座候間、今暫之處、偏に國家之御爲、生民御救ひと被思召、幾重にも御勘考被爲在度。尤御警衛向は勿論、

以上口實の影響

御平常之儀も、如何様にも被成進、何卒被奉安宸襟候様被遊度思召候。此段内密殿下(九條尙忠)迄可申上旨、温蒸院様取分厚く、被仰含候御儀に御座候事。

此の一節中にて「追ては御引戻し之期も可有御座候間」との一句が、見逃す可からざる文句だ。此れでは幕府は鎖國を目的とし、其の方便として、一時的開港する。然も此れは只だ戦争除けであつて、武備整頓の上は、やがて彼理の下田條約まで引戻すと云ふ意味だ。然も焉んぞ知らむ、此の一句が、遂に幕府をして自縛自縛の因ならしめ、而して遂に自業自得、自から破滅に至らしむるの禍機たらしめたることを。

【四二】 九條、萬里小路と間部との問答



小御所問

抑も小御所に於て、間部が關白九條尙忠、武家傳奏廣橋光成、萬里小路正房へ差出したる書類は、概ね上記の各種であつたが、更らに間部が江戸に向け、當日の問答として報告したる所によれば、

九條殿御申 兵庫開港并 雜居は無之様致度旨。

(間部)答 御尤に候へ共、兵庫之儀は、京、大阪之代りに 候間、只今 斷り候はゞ、忽に戦争に可ニ相成。只々御警衛御手厚に被レ成、其内に交易利潤無レ之様致し、彼より不參様致 候外無レ之。雜居は一と屋敷之内へ、夷人共入置き、用向有レ之節計り、一里二里は出候事故、日本人と雜居には無レ之。

方便申譯

此の如く問答をしてゐる。若し間部が開國を大方針とし、此れを以て國家の長計と爲し、その目的に向て、漸次進捗す可く明言したらんには、假令當時朝廷の容るゝ所とならざる迄も、幕府に取りては、後害を残すことは無かつたが、彼等は前後の分別もなく、只だ當座の都合のみを考慮し、何處迄も朝廷の鎖攘の方針を奉戴する大方針の下に、唯だ當座の無事を希ふ爲めに、一時の方便も

夷人不參の工夫

て開港するかの如く申譯けをなしたる爲めに、遂ひに他日容易ならぬ難題を、脊負はねばならぬ始末となつた。而して此れは畢竟間部が唯一と云はざるも、重なる責任者の一人といはねばならぬ。今ま試みに間部の言上書付と、堀田正睦のそれとを對照し來れば、思ひ半ばに過ぎるものがあらう。(參照 朝幕交渉篇 三六一—四一)

(九條殿御申) 夷人不參様之工夫無レ之哉云々。

(間部)答 此儀は先將軍(家定)始め一同 右様仕度心配仕 候は、御同様之事。乍去開港を斷り候へば、戦争は道具不備、依レ之交易差許候へば、彼方立腹不致、其内道具全備之上、主上 思召通り、上様(將軍)之思召、竝 堂上方御存寄通り、私共御同様之存寄通り、軍にても強盛可レ仕 候。只々日本人之強豪は備り候へども、鐵砲之術、彼に不レ及候間、右道具全備之場迄、今少々御勘忍可レ被レ下候。當時主上之思召も不ニ相立と申所は、甚以 恐入候へども、思召通りに致 候へば、争亂と相成、内亂を生じ、皇居も危



只武備充  
實を待つ

夷人をよ  
せざる計

く、恐入候儀に付、關東にては心配はせつなく御座候。要するに關東も主上の思召通り鎖攘であるが、即今實行すれば、危害直ちに至るから、それを武備充實の後まで延長したいと云ふの意味だ。乃ち、右道具全備之場迄、今少々御勘忍可被下候」とは、その眼目であつた。此れでは鎖攘は全く時間の問題となり、未來に向て、關東は朝廷に向て、鎖攘の保障をしたるもの。されば關東が今後に於て、此の問題の爲めに、多大の面倒と困難とを脊負ハ込んだのは、固より必然の因果と云はねばならぬ。

萬里小路殿被申 夷人をよせざる計策は無レ之哉。  
(間部)答 彼方損失多ければ、參不申。既に東照宮御代、諸蠻御許に相成候處、日本地にては、利潤無レ之譯を以、第一に英吉利御斷り申上候。其後切支丹御制禁に付、諸蠻共御斷りに相成候。當時各國交易流行に付、日本も同様と存じ參り候間、是より損失有レ之候は、參り申問敷、其内武備嚴重に相成候は、彌以て恐れ可申と存候。堂上方も、關東方も、差別

なく、御爲にさへ相成候は、宜くと存候。右之外次第無レ之、全く私共知慧無レ之事にて恐入候。  
以上の問答を一覽すれば、質問する者も、返答する者も、全く物にはなつてゐないといふの他はあるまい。假令質問者は如何様にても、今少しく返答者に經世の見識がある可きであつた。

朝廷欺騙

幕府朝廷詭妄の辯

幕府は固より和を好めるに非ず。條約調印は一時不得止の權道に出たるなり。兵備を充實して他日攘夷の觀念を達し奉るべしとほのめかし置きたり。是れ幕府が已に開國の政策を定めながら、却て朝廷に對しては、依然攘斥政策を執れるが如くに辯疏して、以て朝廷を欺き奉りたる陳述なりと、爾來大に朝野の攻撃を受け、遂に困蹙を招きたる所なりとす。然れども、此事たる敢て井伊大老が欺回と云ふべきにも非ざるなり。若それ其心中には斷然たる開國の國是を懐き、其施政に方針の歩を進めつゝ、且つ朝廷および、輿論の激昂を鎮めんが爲に、鎖攘の語氣を利用して一世を籠絡せんと謀りたる程の權謀あらば、井伊大老は天晴なる政治家と稱せらるべき價値ありと雖ども、決して左迄の識見智略を具せる宰相には非ざりしなり。抑々幕府が外交は其欲せざる所なれども、勢に迫



義の依然幕府  
鎮國主

井伊無見  
議

られて姑く和するなり。他日兵備充實せば、攘夷して原の鎮國に復すべしとは：阿部伊勢守の内閣が宣言したる所にして：幕閣は依然たる鎮國主義なりき。而して井伊大老の如きに至りては固より其主義にて、假令一旦條約に調印して國を開くとも、他日兵備充實せば外夷を斥けて國を鎮すに於て何かあらんと信じ、間部等の諸老も其意見を同くしたるや疑ふ迄も無し。されば斯く上奏したるは、蓋し眞實に思ひ込みたる所を言ひたるにて、朝廷を欺罔し奉る程の謀略も無かりしと云ふべき歟。要するに當時眞に開國の必要を認めたる卓見の識者は、薩摩齊彬卿、越前慶永卿、堀田備中守、岩瀬肥後守、永井玄蕃頭、橋本左内、佐久間修理等の諸人に過ぎずして、其他は皆鎮國にして且つ和すと云ふの者流なりしのみ。是れ即ち徳川幕府が外交の關係よりして勢力を失ひ、遂に衰亡に至りたる因由なり。當時もし井伊大老をして眞に開國の卓識を有せしめ、自から上京して開鎮の得失利害をば、堂々と聖天子の御前にて辯説する事を得せしめば、不世出の御聰明にておはします、豈に大に聖意に適ひて、浮雲を披いて天日を見るが如きの壯快なかりしとせんや。惜哉その此に出ること能はざりしは、井伊大老に開國の識見なかりしが故なるのみ。「幕末政治家」

【四三】 間部參内に就ての宸翰 (一)

間部參内  
に就き主  
上思召

間部の參内に就て、而して彼が種々雑多の言上と、其の書付に就て、孝明天皇には如何に思召したる乎、今之を拜察すべき、最も適當の資料として、左に左大臣近衛忠熙に賜りたる宸翰を掲げんに、

(上略) 昨日(安政五年十月廿四日)は間部參上、私は所勞氣不能二面會一候。關白(九條尙忠)武傳(廣橋、萬里小路)事、未過刻(午後二時)頃より、及二秉燭一長談に候。其後應知せ即關白へ面會候と之様成次第と聞き、心配候處、段々書付及二演舌一之次第、從二懷中一差出候由にて被レ爲レ見候。右寫内々入二覽覽一候。右之書付は何共心配心配之至、彌水府一件何と申候や、甚疑惑。如何にも御尤の事。

間部心中  
看破

且間部申入候には、元來和親之一件は、下總守(間部)も、不好之事、大老(井伊直弼)も同様に候へ共、何分先役備中、伊賀(堀田正睦、松平忠固)等之不所存にて、何共今更致様無、心配候處、彼水府之隱謀を脊に負候間、外國よりは内亂之程を、甚心配候。何分内亂を静め候はでは、外國之事は、甚六个敷



由と、其外段々申入、〔参照 三四一四一〕全水府にかぶせ候企と存候。如何にも聖察の通りだ。全水府にかぶせ候企と存候の一句は、洵とに破的の宸言である。

側部老翁

且夷人雜居之事は、此下總等が、急度御うけあひ申、いたさせず候由、右は、



右之通にて、番所にて改候間、決して混亂は無之由。其分段々譚、け

九條の對話感想

しからぬ和らかな物にて、一向ボウ(暴)な様子には無之候。如何にも間部詮勝の老翁なる面目睹るが如し。

關白(九條尚忠)被申候は、あの様子にては段々の説得いたし候へば、事は迄萬事掛り居事故、向よりは秘候共、於此方一隱譯も無之事故、一等(統)へも爲見評義候半と申候處、程克承知、尤之由申吳候。然昨晚は及二夜更一此事又仲々急答には不出來一之事故、昨日は不レ及二其義一候。然内々右書付、昨夜、徳、中、三、坊(徳大寺公純、中山忠能、三條實萬、坊城俊克)召見せ候得共、是は關白へは内證に候事。間部も歸府急候半と存候へば、將軍宣下にも無レ構候間、いつ迄成共、御待申し居候由に候事。右之次第最早御存知かは不存乍、荒増達ニ御聞置候。

以上は九條關白が間部との對話に付ての感想を、その儘至尊に上申したるところにて就て、至尊より近衛へ御報告遊ばされたる次第だ。



下田條約に引戻し

猶又何卒御趣意立候様成候半、何卒十分骨折、下田條約に引戻し候様、私申さばり候など、例の私の側口か是不存乍、昨晚之譚にては、先宜口狀に候、然決して決して不證據と存候。

聖明欺騙

此れは全く間部が朝廷を欺騙したる言語を、九條關白がその儘鵜呑にして、之を至尊に御取り次ぎ申上げたる爲めのことだ。一方では安政條約の調印を、火の如くなりて催促し、その爲め餘儀なく勅許を俟たずして、調印を了したる程なるに、それを下田條約の程度に引戻すなど、如何に未來のことは、勝手放題に、大言壯語が容易なればとて、餘りに辻褄が合はぬ話ではない乎。此事に付て「例の私の側口か是不存乍」と、至尊が條件付にて、御聽きあらせられたのは、御尤のことと申さねばならぬ。固より九條關白としては、間部の言を或は斯く信じたかも知れない。果して然らばそれは不明であり、不知である。然も間部に至りては不明であり、不知であるばかりでなく、全く聖明を欺騙したるものだ。

【四四】 間部參内に就ての宸翰 (二)

九條經信

水府の事は、どうか關白(九條)は眞實に存居られ候模様ゆへ、堺東(これは鷹司家が、堺町御門の東側に住したから、恐らくは同家を斥し玉ふことであらう)へは、どうも六ヶ敷と存候事、廿六七日兩日之内、酒井(所司代酒井忠義)に面會いたし、向之趣意も尋、又御趣意之處を得と申含様、且水府之虚實も尋候、杯被申居候向よりは三人(九條關白及傳奏二人)之外へは不申由乍、私申候者、議奏も役人之御趣意も有之候へば、是迄通無御遠慮願入候事。

堺東の解

堺東の二字は、何人にも諒解出来ぬ。近衛家鷹本にも「東久世通禧も知るに由なし」と理りてある。東久世伯は、孝明天皇に近侍したる一人であつたが、彼も諒解し得ずとあれば、姑らく疑を存して措くこととする。されど「水府の事は、どうか關白は眞實に存居られ候模様」との仰せは、輕々看過し難き文句であらう。これにて前文に「全水府にかぶせ候企」(参照 四三)とあると照應して、



右府辭官  
中止

間部偽證し、九條妄信し、主上疑惑し玉ふ三個の事情が分明する。

右府（鷹司輔照）事、辭官落飾一件は、先々程克止に相成、珍重安心仕候。然始終之處、氣毒之工合と存候事、猶又御勘考願置候事。

此れは鷹司輔照が、其の諸大夫小林良典（民部權大輔）が町奉行に召喚せられ、揚屋入りとなりしに就て、周邊の壓迫の爲め、辭官落飾を申し出でたるの結果、兎も角も一應はそれを思ひ止らしむることとなつたに就ての御沙汰だ。然もこの一件がやがて再燃し來り、正義派を一網蕩盡せんとする事を、誰れか當時に於て、豫期し得可きものあらんやだ。

鷹司宮中  
席次變更  
の事

大々亂筆御免  
御覽別願入候事  
打明し申候。

尊公（近衛忠熙）此後御出場所、全體は一段内覽も被爲在、八景間へも御通候事故、此後も内覽は無候共、八景之間、奥之座之方宜敷、私も存、議奏杯

主上案外  
の思召

も申居候得共、關白伺定は、内覽無候は、八景之間へ被出候ては無二致様一候事。又々此後宣下之時、目出度八景之間出仕可然。先休息所之方可、宜やの由被申候間、強て申候も又はばかり様被存ても、又以何とか其は治定候事に候。強而申候はねども宜事乍、御咄申入候事。此れは近衛忠熙も、一旦内覽の命を拜し、今亦た之を辭することとなつたから、其の宮中席次に異變を生ずるの餘儀なき事情を、當人に向けて、御理り遊ばされたものた。主上及び議奏は、以前同様にて然る可しとのことであつたが、九條關白の異論にて、八景の間出仕を止めて、休息所へ出仕のことと改めたが、右の事情であるから、強ひて意に介せぬ様との御言だ。要するに主上も間部の參内には、餘程警戒遊ばされ、如何なる事を申し出すであらうとの御掛念あらせられた。然るに間部は全く主上の御心配を裏切りて、言葉やかに、逐一聖旨奉戴の旨を申出で、甚だしきに至りては、追ては下田條約まで之を引き戻すとまでも明言した程であれば、主上には案外の思召を遊



主上御疑

ばされたのも、決して無理からぬことだ。然も如何に間部が巧言飾辭を用ひるも、調印の責任は、全く堀田、松平（忠固）の兩人にあり。而して此れも畢竟水戸齊昭が、兩人を使喚して、此に至らしめたとの一點に就ては、多大の御疑惑あらせられ、容易に其言を信じ玉はなかつたことは、宸翰を捧讀すれば、自ら言外に分明だ。されど政局の推移は、今後如何に成り行くべきか。此の行末の事に就ては、至尊も決して安心と言ふまでには至らせられず。頗る御憂慮の御模様は、是亦た宸翰を捧讀すれば、言外に拜察せらるゝ。

### 第八章 間部の腰挫く

#### 【四五】 間部の薄志、井伊の豪腸

主上御安心

孝明天皇は、間部詮勝が亂暴なる事を行はなかつたと云ふだけの御安心は遊ばされた。されど間部の言上に就て、逐一御満足、御納得遊ばされた乎、否乎は、別問題だ。その事に付ては、更らに語るべき機會があらう。

間部歸東の志

それは扱措き、間部未だ參内せざる以前から、頻りに江戸が戀しくなつて來た。彼は京都に乗り込む際には、其の目的を達せざる限り、死すとも還らずなどと意氣込であつた。然るに何故に彼は此の如く其の意氣が急に沮喪したる乎。今井伊側文書「公用方秘録」によれば、

十月廿六日

一 間部下總守様より、在京罷在候而は、如何様之難題出候も難計、



參内前  
歸東の  
志に  
發す

井伊返事

實當時之御模様、惡謀方多く、彼方に而種々探索いたし、堂上銘々仇敵と相成、只々關東を困らせ候事而已心懸け居、誠に以人氣不<sub>レ</sub>宜、此上御迷惑出來候而は、御不爲之義、何卒以<sub>ニ</sub>急便<sub>一</sub>御用向有<sub>レ</sub>之、御使御用相濟候はば、早歸府仕候様被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>候様致度。大阪所々見分も延引、一刻も早く歸府致度。何分宜奉<sub>レ</sub>願候。右は太田備後守様え被<sub>レ</sub>遣候紙面御下げ。とある。今ま其の日附が明記なきも、間部から其の同僚太田への書簡を、十月二十六日井伊直弼が携へ來りて、之を其の公用人宇津木等に示したとすれば、その書簡は、十月十五日頃から二十日頃までに、京都から發したものであらう。何れにしても參内は二十四日のことなれば、其の以前であつた事は分明だ。乃ち參内をすませ、一段落となれば、彼れ間部は一刻も速かに京都を引揚げたく、豫じめ江戸より召喚の命令を、其の同僚太田に向て、期待したものであらう。如何に此事が井伊直弼に、意外の感を與へたるかは、右に付問部様え被<sub>レ</sub>遣候御書面案左の通り。

歸東を許  
さす

と、同二十六日附の「公用方秘録」に記載是れあるを以て知らる。然ば當節貴地之御模様惡謀方多く、彼方に而種々探索いたし、堂上銘々仇敵と相成、只々關東を困らせ候事而已心懸居、人氣不<sub>レ</sub>宜、此上御迷惑筋出來候而は御不爲に付、以<sub>ニ</sub>急便<sub>一</sub>御用向有<sub>レ</sub>之御使御用濟候はば、御歸府被<sub>レ</sub>成候様可<sub>ニ</sub>取計<sub>一</sub>旨、備後殿(太田資始)え被<sub>ニ</sub>仰越<sub>一</sub>承知いたし候。以上は間部の來書に付てのこと。右は條約一條之義、御開濟之上之御義に候哉。此れは間部に對する正面からの一大痛棒だ。先頃備後殿(太田資始)え被<sub>ニ</sub>仰越<sub>一</sub>候には、兵庫開港、夷人雜居之義は、何分六ヶ敷御様子に付、右兩條之處、來春亞國(北米合衆國)え被<sub>レ</sub>遣候御使と、如何様にも掛合、叡慮之相立候様被<sub>レ</sub>成度由、御申越之趣に而は、中々御使御用向相濟候義とは不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>存。如何成思召に而右様被<sub>ニ</sub>仰越<sub>一</sub>候義哉、一切合點不<sub>レ</sub>參。備後殿初、御同列方にも不<sub>レ</sub>審に被<sub>レ</sub>存候事に御座候。



未だ使命を果さずして、歸府などとは、果して如何なる心得違ぞと問部に向て、三十棒を打下した。

心境變化を疑ふ

抑此度之御使は、不容易御義、數百年來鎖國之御法も御變革不被成而は難ニ相成一氣運に至り候事情申上方、備中守(堀田正睦)不行届散々之次第に而、此度之御使御人撰、温恭院様(前將軍家定)にも深御配慮之上、御眼鏡を以貴様え被仰付一候處、御領掌被成候に付、御安心被爲遊、私(井伊直弼)にも兼而之御覺悟と申、御上京後之御文通にも、此度之御用向不三相濟一内は、十年が二十年に而も、御在京被成候御決心と被仰越一頼母敷存居候處、誠に以案外之次第。如何之思召に候哉、何共不審千萬。

必死覺悟を要す

此れは井伊其人ばかりでなく、何人も問部の心機一轉には、不審を懐かぬものはあるまい。尤京地惡謀方充滿致し居候義も、兼而之御覺悟、今更御驚可被成譯にも無之、追々手先共御召捕に相成候事に付、右之者ども嚴敷御糺し、御使

之御趣意相立不申而は、國家之御爲、實に御一大事之御義に付、兼而之御覺悟へ御立戻り、所司代(酒井忠義)等手弱き事申立候共、御泥みなく必死之御覺悟に而、邪正分明に御糺し、御所向御取締付、公武御合體御安心之場に、至り候様、御忠勤奉仰候。

如何にも尤なる申分だ。「必死之御覺悟」の一句、實に井伊其人が卓勵風發、案を拍て叱咤するの風采が鬚髯として現はれてゐる。何れにもせよ、問部は入京して見れば、案外朝廷の方が、手固くして、思うた様には參らぬ事が判明り、此上は長居は無用と、一時塗糊として、速やかに京都を引き揚げんと心掛けたものであらう。

【四六】 井伊對問部、酒井



大立物二人

如何に割引しても、安政大獄に就ての大立物は、井伊直弼と、長野義言だ。若し此の兩人微りせば、とても大獄などと云ふ事件は、出来なかつたであらう。今茲に十一月朔日附、宇津木から長野への書簡を掲ぐるは、其の真相を詳にせんが爲めだ。

兵庫開港不許可

十八日(十月)付之御紙面、同廿四日に著拜見仕候。…然は殿下(九條尚忠)御復職、十七日(十月)に御參内被爲遊候處。兵庫開港と、夷人雜居之義は、飽迄も御不承知に候。問、其義御心得被成候様被仰出候由。此れが孝明天皇の思召だ。陛下は上記の二件には、餘程御執著遊ばされ、容易に聖意を翻がへし玉はなかつた。

軟派の魁

若州(京都所司代酒井忠義)方に而は、此度も堀田同様之御取扱に而は不洽筈に候。問、兵庫は是非御除無之ては不相当、妙満寺(間部當時妙満寺に寓す、故に斯く云ふ)も温恭院様(前將軍家定)被仰置候様被仰立候而も、一旦所司代御説得に伏し、關東え御相談に被遣候。左候得ば、御遺言も動出し候。杯と

井伊酒井不問部

申立られ候由、其餘被仰下一候次第、興之醒候事に御座候。乃ち軟派の魁が酒井所司代にて、間部も遂ひに酒井の軟説に同化せられたと云ふのだ。

兵庫閉候事、手安く出来候事に候得ば、若州侯(酒井忠義)御再勤にも不レ及、爲指御心配にも及不レ申、此義は若州侯にも疾より御承知に而御上京之、今更右様之事被仰候筈には無レ之。たとへ被仰候、迎、妙満(間部詮勝)に而御踏答可被成之處。浮足に成關東へ妙満(間部)より御相談被成候事は、兼而被爲蒙仰候御使之御主意相立不レ申、御上(井伊直弼)にも其御不問部に御座候。

乃ち井伊直弼は、酒井は勿論、間部も折角京都へ特使として派遣せられながら、其の甲斐がないとて不満であるを云ふ。尤此程も得御意候通り、御老中様より嚴敷被仰進候御紙面追々著いたし候は、貴地之様子も變じ可申と奉存候。



此れは間部、酒井に就てのこと。

今日之御場合に而は、殿下(九條關白)より強て被<sub>レ</sub>仰立<sub>一</sub>候得ば、敵(反對派)之落し穴へ入<sub>レ</sub>候事に付、矢張惡謀方を責付、主上御合點被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候様之御都合に可<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>哉と奉<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候。

九條關白をして、強ひて兵庫開港、夷人雜居を主張せしめては、却て反對派の術中に陥るから、此際は寧ろ反對派を壓迫、迫害して、その根本を衝くの策に出んことを云ふのだ。此の如くして大獄は愈よ發展せざるを得ざることとなつた。

根本免除の策

一 廿二日(十月)出之貴書、同廿八日に拜見仕候。若州侯(酒井)妙滿(間部)へ御出、兵庫之義は極て御承知に無<sub>レ</sub>之間、此一條は御持歸り、關東に而今一應御相談之方可<sub>レ</sub>然由被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>候處、妙滿(間部)に而は、夫は下策也とのみ被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>候趣。扱十九日(十月)に殿下(九條關白)御參内に相成<sub>レ</sub>候處、御疑念被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>晴候と申も、皆々惡謀方之拵事に而、殿下(九條關白)之御再出之

事は、關東之御望に任せ、條内(兵庫開港及外人雜居拒絕)之事は、是非主上之思召相立<sub>レ</sub>候様との事。左候而は、忽争端を開<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>申、彌及<sub>レ</sub>合戦<sub>一</sub>候には、國內之隱謀人苟盡し不<sub>レ</sub>申而は難<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>戦争<sub>一</sub>との御答御尤に奉<sub>レ</sub>存<sub>レ</sub>候。此れは九條關白の至尊への御答に付てのこと。此の奉答も、長野や島田等の智慧袋から搾り出したるものかも知れない。

間部薄弱

隱謀方より主上<sub>一</sub>十分に申上<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>候事に付、中々一時に御解<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊候譯にも參<sub>レ</sub>間敷に付、妙滿(間部)様にも、兼而之御覺悟之通り、十年が二十年に而も、御解<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊候迄は、御滞留との御覺悟に無<sub>レ</sub>之而は、御成就に相成不<sub>レ</sub>申處。此程は大分隱謀方申立<sub>レ</sub>候事御聞請と見へ、御上(井伊直弼)にも深く御案思、此程嚴敷御手紙被<sub>レ</sub>進<sub>レ</sub>候。

此れは前記の通りだ。(參照 四五)

内藤召還

内藤豊州(伏見奉行、禁裏取締、内藤正繩)之御取計、甚不<sub>レ</sub>宜趣に付、是も御呼戻し、追て御召捕へ相成<sub>レ</sub>候者共も、關東へ御呼下し、嚴敷御吟味之御都



合に相成申候。

此の如くして安政大獄は、歩一歩づゝ進展しつゝある。

右等之響に而、妙満(間部)にも今一際御踏込、若州(酒井所司代)も御改心、隠謀方彌手を引、主上も實に御疑念被レ爲レ晴候はゞ、難有御義と奉レ存候。

此の如く井伊及び其の左右の手である長野、宇津木の徒は、根本的に反對黨を退治するの策に向て、勇躍奮進しつゝある。

【四七】 間部參内に就ての井伊の返書

間部參内の結果

江戸からは井伊、京都に於ては井伊の代表者長野から、間部、酒井の徒は、恒に大なる刺戟と、間斷なき監視とを受け、兎や角行くところまでは行く可く、

運動を持続した。而して十月廿四日の參内は、至尊に於せられても、餘りに御不満ではなかつた如く、〔參照 四三、四四〕間部自身に就ては、尤も満足であつた。〔參照 三三一、三三二〕而して此の結果に就て、江戸に於ては、如何に受取りたる乎。その消息を知る可く井伊直弼の書簡を、左に掲げんに。

間部への返事

十一月四日

一 間部様え之御返書御草稿左の通。(公用方秘録)

然ば去月(十月)廿七日付、備後殿(太田資始)へ之御紙面致ニ披見一候處、廿四日御參内、御使之御主意能よく被ニ仰上、七分は恐悦之旨、擬々御手柄彌御十分に御行届との御吉左右も不遠承知可仕と察罷在候。

此れにて見れば江戸側も、十二分とは行かぬが、前途の多望を豫期したものであらう。

在京幕吏僚不一致

若州(酒井所司代)には兎角深入過候得共、趣意強、何分被レ成方無レ之、内藤(豊後守正組)は多辯に而、種々御差支之義も、兩人(酒井、内藤)共、御助けに可ニ



相成之處、却而御邪魔と成、餘慶之御心配御察申候。

此れにて京都の井伊側の面々の足並が揃うてゐなかつたことが判知る。此れは間部から酒井、内藤に對する苦情を江戸へ申遣したるに對する返事だ。されど若し酒井、内藤をして云はしむれば、彼等にも相當の申分があつたであらう。右様之次第に付、御胸中少しも御明し無之、所司代にも不滿之由。右等より惡謀方へ御引込れ之様にも相聞へ候事と被思召候に付、私家來（恐らくは長野主膳のことであらう）へ御存念爲ニ御聞被成候處、恐入候由。

此れは間部からの來書の趣きだ。

右之譯柄家來（長野）より未何とも不申越候得共、若州、豊後（酒井、内藤）等前文之振合に而は、祕密之御計策、御尤之御取計、右故御參内之節御都合も宜義と、感伏仕候。

此れは間部來書に就ての返事だ。間部は酒井、内藤等が隱謀派に浸潤せずやとの疑惑を挟み、一切彼等には胸中の祕を漏らさず、云はゞ間部一個の了

間部獨斷を賞す

根本水府取締の要

見にて斷行したとの來意に付て、それを井伊が獎譽したものだ。而して其の獨斷專決が、參内に於て成功の因をなしたものと識認したものだ。

吟味物之義も、所司代出席所には無之、強く吟味を厭ひ候故、小笠原長門（京都町奉行）も困り入候由。此上御逗留被成候而も、無詮而已ならず、御不爲に可相成、京地之惡徒は、畢竟水府にかぶれ候事に付、根本之水府御取締之上に無之而は、貴地へ御手入難成との義、御尤に奉存候。

問、御使一條萬端濟には、早々御引取可然と奉存候。此れも間部の來書に答へたるもの。たゞ「御使一條萬端濟には」の一句、尤も意義がある。即ち萬端濟でない内は、歸府に賛成せざるは勿論の事。

水府え別勅被下候義は、主上御國體之儀、深く御配慮へ付入候而之惡計と奉存候。譬ば眞實叡慮より出候事に而も、右様之別勅出候様相成候ては、公儀之御威權に拘り候義、關東之御威權軽く成候得ば、朝廷之御威光も薄く成候趣を以、諫争可被致之處、無其儀、剩卑賤之者へ勅諍

水府下降の別事



相渡し、忍而關東へ持下り候等之義は、實以前代未聞、公武御不和之基、不<sub>レ</sub>容易一次第に付、其大間違、急度御糺御咎め被<sub>レ</sub>仰出候義は、追而之御取計に而宜候得共、恐入候と申所迄に至り、主上にも惡謀之次第成程と御會得<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下置一而は、向後之御取締付不<sub>レ</sub>申、不安心千萬に奉<sub>レ</sub>存候吳々も御參内御都合宜趣承り、大慶至極。右之御歡旁、尙存付之儀得<sub>レ</sub>御意一候。御賢考可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。

井伊の本心

最後の一段が恐らくは井伊直弼其人の主意の存する所であらう。井伊の本意は、決して間部の參内を、左程大なる成功とは思はなかつた。今少しくぐんぐん突き込み、此方の威勢を示し、一切の政務關東御委任の實を擧ねば、間部の使命は未だ十分達せられたとは云はれぬとの本心が、略ぼ其の鋒鏘を露はしてゐる。

〔四八〕 間部參内に就て宇津木より長野への返書

井伊間部參内成功を喜ぶ

尙ほ井伊が間部へ答へたる書狀の注脚とも見る可きは、十一月六日附、宇津木より長野への一書だ。

去月(十月)廿五日付之御書付、當月(十一月)二日著致二拜見候。然ば下總守(間部)様去月廿四日御參内被<sub>レ</sub>成、條約一條之義、兼而殿下と、密に御打合御座候に付、至極御都合宜、七分は恐悅之旨被<sub>レ</sub>仰下、扱々難<sub>レ</sub>有、御上(井伊直弼)にも、殊之外御悅被<sub>レ</sub>遊候。全貴兄(長野)島田氏之御忠魂、天に通じ候義と奉<sub>レ</sub>存候。

固より長野、島田の努力與りて大に居るに相違ない。忠魂であるや否やは、姑らく別問題として。

下總守様より御同列様方へも御同様被<sub>レ</sub>仰置一候由。(參照 四七)右之御模様候得ば、程なく十分に御行届之御吉左右可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰下と奉<sub>レ</sub>待候事に御座



間部江戶の申送

候

此れもその通りのこと。

先日來下總守(間部)様には、最初之御勢ひと違ひ、御使御用向相濟候はゞ、大體に而御引取被成度趣、被仰越一候に付、御同列様より嚴敷被仰遣一候處、尚又下總守様御事には、若州(酒井)内藤豊州(正總)にも、御取扱如何と、御見込被成候付、御胸中少しも御明し不<sub>レ</sub>被成故、惡徒へ御引込れ之様にも聞へ候事哉と被思召、此儘長く御逗留被成候而は、若州(酒井所司代)と御不和に相成、御爲筋には不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>に付、御使之一條相濟候はゞ、御引取被成度、堂上之惡謀も、水府にかぶれ候事に付、根元之水府御取締付候上に而、邪正御糺しに相成可<sub>レ</sub>然哉之旨、被仰越一候に付。

以上は間部より申越したる事。(參照 四七)

井伊等意志と相違

君上(井伊直弼)御初、御一同御評議も御座候處、此方思召とは、少々振(違)候儀に而、京都惡計方をも、御糺明無<sub>レ</sub>之、只々改心之段に而、そこへに而御引

間部に對する江戸内情

取に相成、御歸府之上、水府初之御取締向、御取計被成候思召に候哉於<sub>二</sub>京地<sub>一</sub>右之始末に而は、其御取計方御面倒之義と被思召一候此れは井伊の意見だ。

下總守様(間部)にも、實之處若州、内藤(酒井若狭守、内藤豊後守)皆々頼みに不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候事故、御心配は吳々も御察被遊候へども、初之勢ひ之様には參り兼候處も有<sub>レ</sub>之、右之御辭論も出候間、此度之御返答振、下總守様能々御會得被成候様被<sub>二</sub>仰進<sub>一</sub>方、御一同大に御心配被遊候事に候以上は江戸側の間部に對する内情を打明けたもの。間部の前勇後怯は、誰しも不審がらぬものは無かつたであらう。

詰る所、御使御一條、首尾能濟候はゞ、其上は御引取に相成候而も可<sub>レ</sub>然候へども、彼水戸え別勅下り候一條、於<sub>二</sub>京都<sub>一</sub>大間違に而、公儀御威權輕く成候へば、朝廷之御威光も薄く相成候道理、公武御不和之基、不<sub>二</sub>容易<sub>一</sub>件々は、急度御糺しに相成、實に恐入候而御答之道も付候場に至り候

萬事解決まで間部滞京を要す



迄は、下總守様(間部)京地に而御事濟、御歸府有之様無之而は不<sub>レ</sub>宜と右之御主意被<sub>ニ</sub>仰越<sub>一</sub>候御様子に御座候。

井伊の満  
足と掛念

以上は井伊が間部へ答へたる書中の主旨を、平らたく繰り返したるもの。江戸では間部が不徹底にて途中から歸府することに、頗る反對の意見を持つてゐた。

一 去月(十月)廿七日付之恐悦狀、今朝(十一月六日)巳之刻(午前十時)に著、直様奉<sub>レ</sub>入<sub>ニ</sub>御覽<sub>一</sub>(井伊)候處、九分吉兆被<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>聞召<sub>一</sub>候事に付、御満悦は申<sub>レ</sub>迄も無<sub>レ</sub>之、殿下(九條)之御義、聞度毎に、益御感心被<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>遊候<sub>一</sub>、吳々御賞歎被<sub>レ</sub>遊候。右之御様子に而、程なく萬歳を唱候様可<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>と奉<sub>レ</sub>存、誠に以<sub>ニ</sub>恐悦至極難<sub>レ</sub>有仕合<sub>一</sub>に奉<sub>レ</sub>存候。

此の如く井伊は京都の吉報に就て満足を表したが、さりとして間部の使命に就ては、尙ほ其の前途に就て少からざる掛念を持つてゐた。

### 第九章 間部言上の結果

#### 〔四九〕 主上と兵庫開港

主上御執  
著

如何に間部が一時を瞞過する御座なりを言上しても、主上にはそれを容易に御承引は無かつた。主上の對外の御憂慮は、如何にも濃厚にして、且つ國家治安の上、國體擁護の上から、外人を近げざる御方針には、飽迄も執著し玉うた。されば九條關白も、此點に頗る困却して、如何様にも主上の御心を翻さんと勗めたが、容易に成功しなかつた。其の消息を知る可く、今ま茲に十一月九日附、宇津木より長野への返書を掲げんに、

去二日(安政五年十一月)付之御書付拜見仕候……然ば廿四日(十月)間部侯御參内後も、色々入組候事とも出來候處、廿七日(十月)殿下(九條關白)御參内御諫争に付、御解被<sub>レ</sub>遊候得とも、兵庫一條は、何分御六ヶ敷、殿下(九條

兵庫開港  
問題御不  
合點



右要領

關白より御内々五ヶ年計交易試候而、其内には彼れに利益無之様に仕懸、自然と彼れより遠ざかり候様可被成、必御心配無御座候様、上様(將軍家茂)之御直判に而出來候は、御取治め方可有之との思召に候得共、品御差支も被爲在候間、他之御考、妙滿(間部詮勝)より御願被成候由、殿下(九條關白)之思召には、五七ヶ年と御談合も有之候而も、右年限中に未見留付不申時は、公武御合體之場にさへ至り候は、又々御相談之被成方、急度有之候との御見据に候得ば、何とも此程に而治り候様に被成置、跡々之處は、如何様共可相成との事に付、御後見(田安慶頼)之御一判歟、御大老(井伊)閣老方之御判に而相濟候様被成度との思召之由、以上は京都に於ける九條關白、間部詮勝側の意見だ。最初は兵庫開港五ヶ年期限との保證を、將軍が自らするとの事を、九條關白が主張したが、それは差支ありと間部の意見にて、更らに九條關白は五年乃至七年の期限を付け、その保證者を、將軍後見田安慶頼、若しくは井伊大老其他閣老として、兎も角も先づ

所謂惡謀方之力

主上の御心を安め奉り、其期に至りて、其通りに行はざるも、苟も公武合體の上は、如何様とも變通の道は出で來るであらうとの事だ。右等に而相濟候得ば、重疊之御義、何分惡謀方十分に讒訴いたし候事に付、殿下(九條關白)にも、御困り被遊候御義と奉存候、此れにて京都に於ける、所謂る正義派の勢力が、容易に抜く可からざるものあるを知るに足る。

井伊在京の希望一致

若州侯(所司代酒井忠義)も、殿下(九條關白)御逢御止めと被仰出には御驚き、七兵衛(酒井忠義公用人三浦吉信)を以御詫入、左近殿(九條家諸大夫島田龍章)より七兵衛段々御説得に而、若州侯(酒井所司代)にも御心付き、御改心之御様子、能御都合に相成申候。どふ歟妙滿(間部)等御一致之御取計奉祈候事に御座候。

此れは井伊側としては尤の希望だ。九條、間部、酒井の一致協賛は、井伊派の政策を行ふには、是非とも缺く可からざる要件の一だ。



御請合御判之義申上候處、御一個之御見込に而は、是は隨分可レ整との御沙汰に御座候。

聖明欺罔

此れは實に驚き入りたること。兵庫開港に年限を付け、五年乃至七年の後は、それを閉鎖するなどと云ふ事が、果して實行せらる可き乎。餘りと云へば聖明を欺罔するものではない乎。

召込の江戸

小林、金田、鶴飼等之義は、關東へ被レ爲レ召候趣に付、此節はもはや御沙汰之趣、貴地に而發覺致し候事と奉レ存候。兩地（京都、江戸）之惡人共、爲ニ糾合一御糺無レ之而は埒明申問敷、右之者共、召下され候に付、惡謀方恐怖いたし、手を引候様仕度奉レ存候。此の如く愈よ京地の囚人をも、江戸に召致し、京都の正義派を恐怖せしめんとす。此の下心であつたことは、此れにて分明だ。而して宇津木は、其の追伸に、水府は此節音沙汰なく相成申候。貴地（京都）之御取締出來候は、最早御安心之場に至り可レ申。若州侯（酒井）は論外之義、問部侯、今一際御憤發被ニ

下置候様仕度、先々殿下（九條尙忠）御復職に付、格別之御事なく、御治りも付候様、可ニ相成と樂、御吉左右奉レ待候義に御座候。

如何にも井伊側としては、尤の注文だ。彼等の仕事は、今や追々と進捗しつつある。彼等が意の如くならざるは、只だ主上のみだ。然り只だ主上のみだ。

【五〇】 問部言上に關して九條關白に賜はりたる宸翰

主上御決意

主上は愈よ問部の言上に付て、御安心出來ない宸慮を示し玉うた。此れには九條關白、酒井の徒も、全く手こずつたものであらう。今更其の顛末を語らん、主上は十一月九日附にて、左の宸翰を關白九條尙忠に賜うた。  
蠻夷之一條、段々廻三思慮、如何様存候得共、日本國之瑕瑾故、何共承知



難ニ相成一候間、何國迄も申張候了間に候。如何にも強硬なる思召だ。

東使申出に泥ます

且東使（間部詮勝）よりは色々申出候儀故、決して夫に泥候ては大患に候。且年限を定候て、引戻に相成候説も候へども、一旦相許候はゞ、國辱は遂難ニ相清一候間、於ニ（御名）は、幾重にも不同意に候。

五年、七年の問題では無い。

一日も許されず

假令一個日たり共、宥許候へば、承知之姿に相成候へば、奉レ對ニ神宮始皇祖一申譯も無レ之、既去六月奉幣使宣命（御名）自筆を以祈願候趣意にも相違、彌以恐多候。

只下田條約引戻許

此れは國體を傷くとの思召から、斯く仰せられたのであらう。且は天下之人民志望を失ひ、就ては、柳營之安否にも可ニ相成、左候はゞ、重々不容易一事と存候間、假令一日或半日たり共、承知難ニ相成一候、何分當春申出候通、下田條約引戻ならでは、承知難ニ相成一候。

至尊御懸念

至尊が「柳營之安否」と仰せられたるは、此の一件は、單に朝廷の問題であるばかりでなく、幕府に取りても死活問題だ。若し幕府が漫然之を許す際には、天下を擧げて幕府の敵となるも、未だ知る可からずとの意味であらう。

且又神奈川へ取替之儀も、情考には、江戸近邊へ、段々入込候はゞ、如何可レ有レ之哉。一通遠方之事故、不ニ相構一様聞え候へども、是迎も矢張國中之事。且征夷（將軍）居城にも不レ遠、萬一異變之節、何共危之至に候。

唐蘭同様扱方

此の如く至尊は神奈川を以て、下田に代ふることも、決して御満足、御贊許あらせられなかつた。併左程十分にも難ニ相成一哉故、神奈川は若し宥に相成ねば六ヶ敷次第之事にて、宥許候共、唐、蘭同様、是迄之通、嚴重之沙汰等無レ之では、亂雜には成易物故、此邊急度申付可レ然存候。

乃ち若し已むを得ず許すこととすれば、米國も、支那も、和蘭同様に、彼等を長崎にて取締りたる通りの取締をせよとの思召だ。



九條氏所  
司代への  
通達

同敷は精々十分之處へ、引戻候様、幾反も申諭度候。何分公武之間、柄隔絶に不相成様、此等相含、輔佐之職、賢考有之度候事。

以上は主上から九條關白への御沙汰書だ。これでは九條關白も恐縮したに相違あるまい。此に於て九條關白は、同日直ちに左の通り所司代へ達した。

外夷之一條に付、此度間部下總守上京委細言上之趣、及ニ奏達候處、不得止事情とは被聞召候得共。於ニ叡慮は、當春已來に不被爲替、唯貿易取結御免に相成候ては、譬五六年は扱置、一日にても夷人と國民馴合、貿易商館相極候時は、去六月伊勢公卿勅使被ニ發遣候節、宸筆宣命之御趣意にも齟齬致し、實以被ニ惱ニ叡慮候儀、且幾度も被ニ仰進候。乍御譯柄、御別紙之御趣意(按するに前掲の宸翰)之廉御寫取、極密拜見被ニ仰付候間、偏に組取候て、天氣御心濟之御處置、再應厚勘考可仕旨、先内々被ニ仰出一候。

此の如く九條關白は之を酒井所司代に移牒し、所司代は之を間部詮勝と相談し、

宸翰に對  
する衝動

更らに之に對する答書は追々記載するであらう。

要するに此の九條關白に賜はりたる宸翰は、假令青天の霹靂たらざるまでも、殆んどそれに幾き衝動を關白及び一味の面々に與へたるなる可く。此の如くして間部の京都に於ける使命も、未だ容易に落著を見るに及ばなかつた。

御心事一  
層明瞭

主上は更らに九條關白への宸翰の外、別に其の親信し玉へる左大臣近衛忠熙にも宸翰を賜はつた。此れは前者に比すれば、寧ろ至尊の時局に對する御心事を、一層明瞭ならしむるものがある。

前略 誠に此程よりは御遠々敷存候。蠻夷一件も、段々六ヶ敷次第に相成、

【五一】 間部言上に關して近衛忠熙に賜はりたる宸翰

たる宸翰



誠まことに誠まことに心痛しんつう仕つかまつり候さふらふ處ところ、二條亞相にじょうあさう大分おほいぶん宜よろし了し簡有けんゆう之これ、三武士さんぶし（按おしするに間部、酒井、内藤）説得せつとく之よし由よし、何卒なにぞせし仕つかまつりをほせられ候さふらふはゞ、大慶たいけいと祈いのり候さふらふ、段々だんぐん枝葉えは繁茂はんもうの四字しじ、尤もつとも注意ちゆういを要えうする。此これが至尊しそんの宸襟しんきんを惱なやまし玉たまふ當時たうじの現象げんじやうだ。

被召捕人  
申口内覽

過日くわじつ關白くわんぱく（九條尙忠）入來いりき之よし砌せき持參ちさんにて、被おし召捕めし一人ひと（小林良典等）之の申口書數冊しんぐちしうすうさつ、外ほかに飛脚ひやく之書狀ししやう「按おしするに鶴飼の書信、參照 安政大獄前編 一〇二」奪取うばひ坏書付わいしよつけ、被おし爲せ見預置けんよぢ候さふらふ、然しかし是これは尤もつとも極内々ごくないぐ之沙汰さた、表おもて向當職むかたうしやく（關白）より私披見わたくしひけん候さふらふと成なり候さふらふては、不よろ容易い候さふらふ間、是これは内々ないぐ之事にこと候さふらふ。此これは極内分ごくないぶんとして、關白くわんぱくより乙夜いつやの覽らんに入いれたもの。荒々あらか開見かいけん候處さうじやう、仲なかには間違まちがひ、全まづ虛實きじつ不分明ふんめい之事じも候さふらふへ共ども、餘程よほどあれ是これ、爲な方かた之害がいに成なり候事さうじに候さふらふ。實じつに御尤ごもつとなる仰おほせである。

御宸慮

別而わかて小こ林のなど之申口のしんぐち、且かつ奪取うばひ之書狀ししやう（鶴飼書狀）にて、甚武邊はなはだに明白めいぱくに分わかり候さふらふては、實じつに心配しんぱい不ふ淺せん之次第しだいと、誠まことに心配しんぱい心配しんぱい仕つかまつり候さふらふ。是これ又また實じつに御尤ごもつとなる仰おほせである。

左府引出  
の要

關白くわんぱくも大體たいたい之事じは不ふ及および申まをす、此この枝葉えは之事じが、大起おほおこり候さふらふては、本人ほんにん之氣毒きのどくは勿論もちろん、當職たうしやく誠まことに誠まことに心配しんぱい仕つかまつり候さふらふ。右府うらふ（鷹司輔照）は絶脈ぜつみやく候さふらふへ共ども、何卒なにぞせ左府さふ（近衛忠熙）を引出ひきい度た候さふらふ。然是しかにて出仕しゆつしにては、却かへつて本人ほんにん之爲ためあしき由よし、若狹わか（酒井所司代）も申居まを候さふらふ間、何卒なにぞせ何卒なにぞせ勘考かんかう致度物ちたうぶつ、冬向春ふゆむかへかけ、公事こうじ萬端ばんたん繁多はんた之時節じせつ、既すでに今度こんど北祭きたまつりも（加茂臨時祭）大臣だいじんなし。豊明ほうめいも作せ續内辨つづないべんと申次第まをすしだい、實々じつじつ不都合ふごう、當職たうしやく第一だいいち心配しんぱい仕つかまつり候さふらふ由よしなど被まをし申居まを候さふらふ。以上いじやうは九條關白くわんぱくから、主上しゆじやうへ申上げたる言げんを、更さらに近衛忠熙ちかゑへ御移示ごいしになりたるもの。

近衛氏慰  
藉

何卒なにぞせ御用心ごしんけん堅固けんこ、嫌疑けんぎ御避被ごさげな成な候様さうじやう、其内そのうちには是非ぜひ是非くも如ごとく元御出仕もとごしゆつし希度たぐさ存居ぞんじ候事さうじ。



此れは近衛忠熙を慰藉し玉ふ御言葉。如何に當時京都の正義派が、荆天棘地の中に屏息したるかゞ想ひやらるゝ。

私一本立

扱々段々六個敷時世、實に實に困り、此節にては、私一本立、相談相手も無之、心細大儀過有歟と、實に目まい候事に候。御推察希入候事。寔に恐れ入りたる宸慮だ。「此節にては、私一本立」の一句、實に何とも申すべき言葉がない。

鳥渡私存念、極内々申試候。宜御勘考希入候。別之事にても無之候が、實に段々差縫、間部之所置、暴計心痛候。何卒薩州杯へ、密々仕損無様被成候て、姦賊を退治は成間敷哉。段々堂上へ手を掛候様成候ては、誠に誠に朝威廢れ、敷个敷大に混亂候間、何卒御勘考願入候。然又々路にて奪取に成候様成事にては、却て招害候次第故、其邊は御用心堅固にて、御勘辨成間敷や。幸今度、大納言殿(近衛忠房)東行故、御親族之大名へ、極密々御事傳之事は成間敷や。實此儘にては、不容易次第、段々

發起候間、何卒厚御勘辨願入候事。(下略)  
十一月九日申刻認

左大臣 臣殿

至尊薩摩に御著眼

三公引籠を恐る

此の如く至尊は尙ほ薩摩に著眼遊ばされたが、然も當時の薩摩は、俗論跋扈の際にて、とても齊彬在世當時の比ではなかつた。併し至尊をして恐れ多くも「姦賊を退治は成間敷哉」との御言葉を漏させ玉はざるを得ざるに至らしめたのは、是れ何人の行爲ぞ。記して此に至れば、井伊大老は、當然其の責に任せねばなるまい。主上は更らに又た左の一書を、近衛忠熙に賜はつた。

(上略)御一封之旨、逐一令披見候。何共申様無之、御書取恐懼、且心痛仕候。如此有候半哉と、日外より心配致候處、段々暴之計策に相成、日々心痛。當時は私一本立、實々心細大困りに候。然何卒大體之趣意も立、枝葉之混亂無之様と祈念之外無他事候。三公(近衛、鷹司、三條)共御引籠に成、



若輩之人々に成候ては、誠に誠に心配候。何卒尊公もさのみ御落力無之、如何様成共、御配慮、今一さばり願度候事。何も荒々。  
十一月十三日辰半刻

此の花

左大臣殿  
實に恐れ入りたる御宸翰、「私一本立、實々心細大困りに候」の一句、何とも申上ぐ可き言葉がない。

【五二】 間部参内後朝廷の模様 (一)

間部参内  
無効果有

關東の悦びは極悦びであつた。間部の参内は、彼等が期待したる程の、且つ計量したる程の成功を收め得なかつた。如何に彼等が失望したるかは、十一月十

九日附、宇津木が長野への返書にて、其の一斑を察するに難くない。

若州改心

去八日(十一月)付之貴書拜見。仕候。向寒之節に御座候得共、君上(井伊直弼)御機嫌能、日々御精勤被爲遊、恐悦至極、御同前に難有奉存候。然れば去七日(十一月)殿下(九條關白)御参内之節、并二條殿御越御咄し之様子に而は、上々之御首尾、若州候(酒井所司代)にも、實に御改心と相成、此度こそ實に御安心と被二仰下、扱々難有奉存候處、十二日(十一月)付之御書付、十八日著拜見仕候得ば、又々からりと御模様かはり、下田條約之外は、御許容難被成との御義、扱々案外之次第。

期待裏切  
られ

此れは決して御模様變りではあるまい。主上は當初から斯く思召されたのであらう。然も間部参内の際、別段の事無つたから、間部は勿論、自餘の面々も、此れで上首尾として、餘りに輕々に間部参内の好效を信じたから、却て我自から我を裏切るに至つたのではあるまい乎と思はるゝ。  
乍去大出賣、兵庫御差止坏と被二仰出候節には、夫位之事はどふ歎成そふ



なものと、岡目よりは可存。一向今度之如く、無謀之被仰出と相成候時には、却而被成能御場合も可有之。

若し至尊が穩當に兵庫だけの御差止めを仰せ出されたならば、幕府では世間體もありて、甚だ困るが、斯く一掃的に出來ない相談を仰せ出されては、却て變通の道もあらうとのこと。

喜悅水泡

折角殿下（九條關白）并島田（龍章）貴兄（長野）も御安心之場に至り、御喜悅之處、水之泡と相成、嗚々御落力、殊に島田氏には、病中の厭ひなく日々夜々奔走、御苦心之由、別而奉察候事、御忠精之段は、毎々御感賞被爲在候次第に御座候。

酒井の折  
合策の否

此れは井伊が島田等の忠勤を嘉みするとのこと。併隱謀方右様無謀之事に至候而は、最早奸佞邪智も底を振ひ候事と被存候。若州侯（酒井所司代）不怪御所行は、追々被仰下候得共、兼而表は堂上に隨ひ、關東之御趣意通じ候様可被成との御事に付、其手段に可有

之歟と、實は半信半疑に御座候處。今般御上（井伊直弼）初被仰進候は、條約之内一二ヶ條、叡慮に御隨ひ、御折れ合に而、御納得に相成候様被成候は、可然杯との事に而御一同典を御覺し。今度は如斯にも嚴敷被仰進候御様子、左候は、いかな事、御改心可被成、問部候にも、御越年之御覺悟に而、飽迄御丹精可被成御決心と相聞へ申候。

此の一段酒井所司代が、軟化を非難し、同人に向て改心を促したること、問部の決心とを云ふ。

實に少しに而も、叡慮御立被成度事は、山々思召候得共、左候而は、忽奉惱之宸襟之義、眼前に付、無據被仰上一候處、種々惡奏主上を迷し候。大罪人可憎之至。當地（江戸）之御据りは磐石の如くに候。問、何とも御苦心奉推察候得とも、此上御忠勤奉希候。右御報知斯御座候、以上。

十一月十九日



長野主膳様

井伊開期  
待全然相  
違

此の書翰によりて、如何に間部參内以後、京都の形勢が井伊一味の豫想を裏切つたか判知る。彼等は全く孝明天皇の御人格を見損じてゐた。彼等は御周邊さへ一掃すれば、陛下は如何にもなるものと誤解してゐた。されど京都の問題は、恐れながら主上御自身が、其の本體にて在した。臣下は主上によりて動くも、主上は容易に臣下によりて動き玉はなかつた。

【五三】 間部參内後朝廷の模様 (二)

井伊派の  
心配

前記の如く、朝廷の模様は、井伊一派の眼中から見れば、寧ろ日に増し改惡せられた。されば此の一事に付ては、京都に於ける井伊の手先共と、江戸に在る

二條齊敬  
の活動

井伊其他の面々とは、實に容易ならぬ心配をした。其の事情の一斑は、實に左記十一月廿二日附宇津木より長野への返翰にて知らるゝ。

去十四日(十一月)付之貴書、同廿一日に著拜見致候。……然ば二條殿關東御猶子之廉を以、今度之一件御働、御自分之功に被成度思召有之、且左右大臣、三條家等之姦計に而、殿下(九條關白)之手を離れ、御懸合被成度思召と相見え、其後兎角差縫に相成候様、外様之諸侯え廻狀等之事、或は大阪所々之藏屋敷え非常之人數手當等頼遣候事も、二條殿重主御働被成候處、御同人今般關東御下向に付、段々主上へ御申上、御自分より御求に而、表は勅説之趣を以、八日に二條殿え内藤豊州御招、下田條約外、悉皆御取戻等之御沙汰に相成、翌九日内豊州(内藤正綱)妙滿寺(間部寓所)へ御行向御申入之處、(參照 五一) 妙滿侯(間部)之御答に、右様非職之御方へ御答は出來不申。殿下(九條)或は兩傳(廣橋、萬里小路)を以被仰出候はゞ、御返答可被成との事。内藤豊印立腹に而有之儘に御申、夫より二條殿御參内



に而御取扱、十二日夕俄に御發興御差留。尤二條殿には、此度江戸表へ御下り、御大老、御老中、御直談候はゞ、皆々は不相成候共、條約定内何と歟可被成、殊に大老は兼而互に心も存合有之、幸ひ之事と被仰上候由。是皆近(近衛)三(三條)等御相談に而、妙滿(間部)之手を離れ候姦計之由。此の際大納言二條齊敬の活動したることは、近衛忠熙に與へ玉ひし宸翰中「二條亞相大分宜了簡有之」との文句と對照すれば、自から會得せらる、簡ならず。

二條取扱案

右に付二條殿關東に而、此事被申立候はゞ、一尺之事被申候はゞ、一丈も大事之様に御取成。扱此度之一件に付而は、間部上京之事は、於二京都も、御承知之處、關東へ御直に被仰下候事は、不容易義に付、是より京都へ御返答可申上旨之御答に相成候はゞ、二條殿御困りに可相成一歟。萬一是非御返答承行候、杯と被申候はゞ、江戸表へ二印(二條齊敬)御留置、京都へ御懸合可然歟。若又勅書に而も御持下に相成候はゞ、尙更御手重之御

扱、二條殿をば、江戸表に御差留に而、京都へは間部在京中、个様之義關東え被仰出候義、御不審趣、殊に二條殿事、是迄種々御働、大阪表所々藏屋敷等へ、人數催促等之事、不容易風聞も有之、右様之御方に、大事之勅、諛下り候事は不審と之趣を以、京都え被仰進候はゞ可然歟。以上は長野から宇津木まで、二條齊敬東下の際に、如何にして彼を取扱ふ可乎に就ての意見だ。

井伊長野説嘉納

いづれ殿下(九條關白)之思召御伺否可被仰上候得共、御含迄に被仰上候由、則別御紙面を以、申上候處、段々御配慮御尤に御承知被遊候。

臨機策の要

則ち井伊も上記の通りの長野の意見を嘉納したといふことだ。右一條に付而は、間部侯より被仰進候事も有之、誠に手詰之御場合、御大切之事に付、御閣老方へも、御厚談、二條殿被仰立一方により、臨機之御取計可被成思召に御座候。



幕閣にても一波纒に收らんとして又た一波を生じ、間部の手から水が漏りて、此上如何なる椿事を惹起するやも料られず。されば愈よ最後の臍を固め、威力もて朝廷を恐嚇するの手段を取る可く、其の方略を定むることとなつたこと、自から言外に看取せらるゝ。

【五四】 間部参内後朝廷の模様 (三)

合體の望みあり

先日來御模様とがらりと變じ候事に付、殿下(九條關白)を奉<sup>レ</sup>初、島田(龍章)貴兄(長野)にも、御配慮之段、深く御察申上候。併無法之被<sup>レ</sup>仰出<sup>レ</sup>御座候共、關東之御据りは磐石之如くに候間、終には御合體之場に至り可<sup>レ</sup>申と奉<sup>レ</sup>存候。併し如何にして公武合體が出で來る可き乎。此れが難題だ。

切込風説の妄

何者歟切込、例之御家來怪我人有<sup>レ</sup>之杯との風説も御座候由、隠謀方より申立候事に可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之、跡形も無<sup>レ</sup>之義、御省念可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>下。當時如何に流言浮説が、江戸、京都の間に行はれたるか、之を見ても察することが出来る。然も「何者歟切込」云々の風説の如きも、やがては嘘から出でたる眞實となりたることは、他日櫻田事件にて想ひ知らるゝであらう。

水府音沙汰なし

水府も此節は音沙汰なし。折々御内々之御音物等被<sup>レ</sup>遣候。餘程氣味惡敷成候事歟と被<sup>レ</sup>察候。

固より水戸にては、井伊の一顰一笑を、重大問題かの如く心得、只だ備々乎として、其の驕心を失はざらんことを勵めたる輩もあつたであらう。されど其の反面には、亦た井伊の首を取らずんば已まざらんとする仲間も皆無ではなかつた。然るに井伊側では一方のみ見て他面を見なかつたことは、寧ろ笑止至極と云はねばならぬ。

石河土佐切腹

一 御側御勤被<sup>レ</sup>成候、石河土佐守殿切腹被<sup>レ</sup>致候由、不容易一事有<sup>レ</sup>之と



見へ申候。何分體成證據御手に入不申故、右様自害爲致候場に至り、  
殘念奉存候。

石河死因

若し確かなる證據があらば、石河をも逮捕し、所謂安政大獄の一頁を飾るつもりであつたが、それも出来なかつたのが殘念と云ふ譯だ。尙ほ石河の死に付ては、「安政紀事」には左の如くある。

此日(安政五年十一月)石河土佐守自殺す。年五十九。(原注、辭世の歌あり。曰く「君の

爲すつる命は惜からじ、心にもなき名をいかにせん」土州(石河)伊賀(松平忠固)の薦引を以て、一橋傳より側衆となり、將軍の薨する、或は曰毒弑せらる。本郷(本郷丹後守泰固)石河等のする所なりと。説、頗流傳、禍殆ど測られず。土州(石河)之を聞て、憤恚終にこゝに及ぶと云ふ。

とある。されば宇津木輩も亦た斯く妄信したるもの乎。

小林梅田等東送

一 竹輿東行之惡黨(小林良典、梅田雲嶺の輩)も、廿日過京都出立之由。右等著當分に而、爲突合、御吟味に相成候はゞ、隱謀露顯之道も付可申と奉存

二條東下に就き

候。

一 二條殿御下向に付而は、島田氏被申候には、貴兄か島田、關東へ御下り不レ被成而は、御不都合に可有レ之との事、御尤に奉存候。乍去此義は御見込之通、多分妙滿(間部)え御確答に可相成と被存候。自然御下り被成候。方御都合宜との事に候はゞ、急便を以可申進候。如仰隱謀方より事六ヶ敷致候程、跡々御取締には可相成と奉存候。

間部御答書下案

一 此度妙滿寺(間部詮勝)より御答書(此れは後に記載する)下案拜見仕候處、至極宜出來、此所に而御据り被成候より、致方無之、是に而も御聽届無レ之而は、如何にも御無體之御義と奉存候。伊達遠江守(宗城)様に、御隱居御願被成候。土州(山内豊信)も御隱居爲致候。迎、重役出府は、御隱居趣に御座候。右之次第に付、隱謀家に荷擔いたし候。諸候は有之間敷、其段は御安心可被下と奉存候。乍去今一段之處成就不致而は、實に御安心とは難申、何分程よく御治り付候様奉祈候事に



御座候 御報知斯に御座候。以上。  
十一月廿三日(安政五年)

宇津木六之丞

長野主膳様

此の如く京都の案外に手剛きを見て、井伊派は血に渴する虎狼の如く、愈よ徹底的の彈壓政策を厲行せんと勇進した。

### 第十章 其後の間部言上

#### 【五五】 間部再度の言上 (一)

間部の再  
意見書捧

間部參内言上に就て、更らに主上より九條關白に宸翰を賜はり、九條關白より所司代酒井忠義へ、其旨を移牒せられたる次第は、既記の通りだ。(參照 五〇) 而して間部は更らに之に對して、左の如き意見書を上つた。固より此れは江戸の幕閣と打合せの上である事は、言ふ迄もない事だ。

意見書本

酒井若狹守へ申込(十一月九日) 間部下總守へ應接之所、彼方より返答之一紙之寫、十一月十七日到來。  
外夷之一條に付、此度私上京委細言上之趣、御奏達御座候處、不レ得レ止事情とは被ニ開召一候得共、於ニ叡慮一は、當春(安政五年)已來に不レ被レ爲レ替、唯々貿易取結御免に相成候ては、譬五六年は扱置、一日にても夷人と國民



馴合、貿易商館相極候時は、去る六月伊勢公卿勅使被ニ發遣候節、宸筆宣命之御趣意にも齟齬致し、實以被レ惱ニ叡慮候儀。且幾度も被ニ仰進候。乍ニ御譯柄、御別紙之御趣意之廉、御寫取極密拜見被ニ仰付候間、偏に組取候て、天氣御心濟之御處置、再應厚勘考可レ仕旨、先内々被ニ仰出候段、酒井若狹守を以、御沙汰之趣、奉ニ謹承一候。

以上は九條關白が、酒井所司代を以て、再應の勘考を促したる次第に就ての受け言葉だ。

無斷調印の申譯

右假條約調印之儀に付ては、外患内憂之始末、實以無ニ御餘儀一次第、有體言上仕候處、聊も御會得不レ被レ爲レ在候哉、於ニ叡慮一は、當春已來に不レ被レ爲レ替、假條約之趣、何れも御宥許難レ被レ遊と之御趣意に御座候得共、一體外國御取扱之儀、容易之事には無レ之、關東おいても、御沙汰之通相成候儀に候は、斯迄御心配は不レ被レ遊、假令何様之譯柄有レ之候共、重き勅諭之儀に付、如何様にも、御所置被レ爲レ在、叡慮相立候様、被レ遊

假條約の

度思召に在レ之候得共、追々之次第も有レ之、其上英佛渡來之期に至、和戰之二度、御決著之境に付、御累代御委任之御場合を以、御決斷有レ之。併被ニ仰上無レ之、調印相成候段は、御斟酌被ニ思召、溫恭院(前將軍家定)様深く御心配被レ爲レ在、被ニ仰含一候御趣意、此程申上候通之次第に御座候。「參照三四一三六」右之通條約御取結無レ之候は、戰爭と可ニ相成一程之事に付、まして雙方調印之上爲ニ取替一候假條約引戻し候儀は、逆も出來難レ仕、尤假條約之名目に付、引戻方之談判も出來可レ仕哉と之思召にも可レ被レ爲レ在哉に候得共、假と申儀は、當座假初之譯には無レ之、國王名印之本書に無レ之と申迄にて、既に本書取替不レ濟とも、約定期限より執行候旨、假條約に書載有レ之。

此れにて假條約とて、一時を瞞過せんとしたる化の皮が、全く自ら剝れた譯合だ。乃ち當初は假條約だから勅諭を経ずして調印したるも、致し方なしと云ひ、後には假條約でも、約定期限から執行するものなれば、本條約と、何等輕重は



なしと云ふ。是れ則ち自から辯護して、自から辯駁したるもの。然も事實は後者が精確だ。

調印止む  
次第

一體之趣意も、和親と申廉を以、談判取極調印も致し候儀にて、只今引戻方之儀、如何様及ニ談判一候共決して承伏不仕、乍レ恐今般御沙汰之次第にては、條約を破り戦争を仕候様に被仰出候も、御同様之儀。此方より條約を破り候はゞ、彼に名有て我に義なく、各國擧て不信不義之名を唱、軍艦差向候はゞ、實に不容易ニ次第に可有ニ御座。當時船砲之御備も不相調、無謀に兵端を引起し候ては、勝算無レ之のみならず、三百年に近き泰平も、忽亂世と罷成可申。且又目當も無レ之兵端を開き候儀、得失輕重何れの所に可有ニ御座一哉。

軍備不充  
實の責任

當時幕府の立場としては、是れ以外に云ふ可きことはあるまい。併し此の軍備の不行届は、誰の責任である乎。自から政權を委任せられたりと稱する幕府が、國家を此の如く累卵の地に擠して、恰も第三者の口吻もて、單に危殆呼はりを

するは、如何にも心得難きことではあるまい乎。

【五六】 間部再度の言上 (二)

條約引戻  
の困難

譬夷族を京都へ可レ被ニ招呼一勅諭出候共、國家之御爲不ニ相成一儀は、御奉行難レ被遊、其上亞墨利加計にも無レ之、魯西亞、英吉利、佛蘭西、阿蘭陀等へも、假條約爲ニ取替ニ相濟候上之儀に付、何様御沙汰御座候共、當節引戻候儀は、内外危難を招儀に御座候。

以上は到底主上の思召通りに條約を引戻すことの不可能なる所以を説明したるもの。

引戻の結  
果

右を強て引戻し候には、戦争と覺悟仕候外無ニ御座。然る處、兼て申上候通、軍艦大砲等之兵器いまだ全備不仕、諸大名逆も右等之戰器不ニ相



整、如何様神國之勇武を振ひ、戰爭候とも、彼は年來實戰に事馴、軍艦砲器等自在を得罷在、右五个國は勿論、彼の同盟之國々申合、御國四面之海岸へ、軍艦數萬艘差向、放火亂妨に及び候節は、御國一個國にて、萬國を相手に引受候儀、差當只今迎も、防禦之手段無之。

此れは日本人の云ふ可き言葉でなく、外國遊説の者が口にす可き言葉とより外は受取られない。「御國四面之海岸へ、軍艦數萬艘」も頗る仰山の沙汰ではない乎。

戰爭不利の結果

清國の覆

其上隱岐、壹岐、對馬并伊豆之七島等、海中孤立之島々は、忽彼等に奪れ候次第に至り、皇居とても御安穩可被爲在様無之、億萬生靈之難苦如何計之儀に可有之、實に御不仁之至、其患害難申上、盡戰爭之後、終に和議を講じ候様相成候は、彼申儘に十分之條約取結、夷人雜居、地所貸渡等も、彼の意に隨ひ不申候ては難叶、左候節は清國之覆轍を履候次第に至り可申。唐土大國といへども、英夷と戰爭一敗之後、再び改めて取結

宣命趣意

候條約は、別冊之通（別冊開）數港を開き、其役人は帝王と同格、英國人民自在に國中を往來し、開港場所之外へも、勝手に雜居いたし、文書に都て夷字を不可用杯と、英夷望之通、條約取結候儀に有之、中々以、今般御國と取結候假條約之如く、規定等相立候譯には無之候間、萬一右様之次第に至り候ては、如何様被三思召候ても、御國辱可被雪様も無之。即今欲慮通に不ニ相成儀は、幾重にも恐入候得共、併國家之御爲不ニ相成と承知乍致、戰爭を引起し、自然應仁亂後之如く、住居も難定候様相成候ては、御累代御政務御委任被爲在候御趣意にも相振れ、奉對ニ皇祖、御代々之尊靈候ても、却て恐入候御儀に付、返々も天下國家之御爲、只今戰爭之儀は、乍恐幾應も御諫諍奉ニ申上候。

以上は到底聖旨の通り、即今實行の不可能なるを云ふ。

尤當節之所、無ニ餘儀一次第被爲ニ聞召分、往々は欲慮相立候様、可ニ取計との御沙汰にも候は、素より關東においても御同意之儀に付、猶更公武御



妄言天聽  
處置の事者

合體被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>在、追年外夷を被<sup>レ</sup>退候、御所置可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>在候、乍<sup>レ</sup>然被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>對<sup>ニ</sup>神宮始皇祖<sup>一</sup>被<sup>レ</sup>仰譯無<sup>レ</sup>之、當六月伊勢公卿勅使被<sup>レ</sup>發遣<sup>一</sup>候節、宸筆宣命之御趣意にも齟齬いたし候段、御沙汰之趣は、何とも奉<sup>ニ</sup>恐入<sup>一</sup>候。先般以來事情委敷達<sup>ニ</sup>叡聞<sup>一</sup>候上、御所置被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>在度、畢竟朝廷御尊崇之御趣意に候處、不<sup>レ</sup>計も奉<sup>レ</sup>驚<sup>ニ</sup>天聽<sup>一</sup>、外夷之事情委細御叡知不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>在候所より、右様一途に被<sup>ニ</sup>思召<sup>一</sup>候段は、御尤至極之御儀奉<sup>レ</sup>存候得共。外夷之情態倨傲不遜など、事々敷申觸<sup>レ</sup>候者有<sup>レ</sup>之、妄言虚説等漸々天聽を汚し候哉之趣も、粗相聞え候得共、悉遂<sup>ニ</sup>吟味<sup>一</sup>候ては、重罪に當り候中には、不<sup>ニ</sup>容易<sup>一</sup>方々も可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之。方今外患内憂一時に差起候ては、實に國家存亡之一大事に付、大方之儀は、心得違之儀迄にて、爲<sup>ニ</sup>相濟<sup>一</sup>度、寬仁御大度之思召に有<sup>レ</sup>之候得共、斯迄言上仕候ても、猶關東之御所置、實に國家之御爲と不<sup>レ</sup>被<sup>ニ</sup>思召分<sup>一</sup>、邪謀言上之次第、正邪御會得不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>在哉。

治平紊亂  
者吟味の事

言一言、鋒鏑を露はし來る。此れは云ふ迄もなく、近衛、鷹司、三條、若しくは青蓮院宮等を、暗に指摘したるものであらう。左候ては國內治平、公武御合體との厚き叡慮も、却て御趣意に振れ、猶更深く可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>惱<sup>ニ</sup>宸襟<sup>一</sup>候儀と、實に以<sup>ニ</sup>奉<sup>ニ</sup>恐入<sup>一</sup>候儀に付、嚴敷吟味仕、明白に入<sup>ニ</sup>叡聞<sup>一</sup>候様可<sup>レ</sup>仕、既に京關(京都と關東のこと)共、此節追々吟味取掛り罷在候儀に御座候。猶此上嚴重に糺明仕、是等之次第も追々速に申上候様可<sup>レ</sup>仕候。今般之儀は、實に國家治亂之境に付、御委任之御場合を以、關東に於て御決斷被<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>在候得共、併被<sup>ニ</sup>仰上<sup>一</sup>無<sup>レ</sup>之調印相成候儀に付、右之譯柄委細可<sup>ニ</sup>申上<sup>一</sup>旨、溫恭院様(前將軍家定)被<sup>ニ</sup>仰含置<sup>一</sup>候御趣意、猶亦宜御奏達被<sup>レ</sup>下候様仕度候事。以上を一讀すれば、唯だ前言を繰り返したる迄にて、何等新たなる意見もなく、資料もない。但だ詭言妄説もて聖聽を惑はしたる罪人共を、吟味する一條だけは、前文に比して、聊か其の特色がある。



【五七】 九條關白間部を諭す

主上御一

如何に間部が委曲を悉くして、再度の言上をしたればとて、主上の御初一念は斷乎として動かす可からず、牢乎として抜く可からず。十一月廿四日に於て、更らに九條關白よりして、左の如き示談書を與ふるの已むなきに至つた。

九條示談書

十一月廿四日以所司代(酒井忠義)一再下總守(間部詮勝)へ應接之示談書、演述之趣意。

亞夷一件、段々無據子細被二書取一之趣、能々分明に承候得共、過日より申述候通、雙方折合と申廉之意味は無レ之存候。夫に付遮て可二申入一も斟酌には存候へ共、實に御思食之立所も無レ御座ては、只々關東より御申入之御趣意計被二建候一ては、何共公武御合體之御譯柄共不ニ相覺、深心痛之餘り、猶又申試候。

間部の言上では、只だ關東の申分のみ相ひ建て、朝廷の方の思召は一寸無視す

唐蘭同様慮取扱の考

ることとなる。此れでは交譲妥協の精神にも、相ひ副はないではない乎。責て皇都近國大坂出商賣丈被二止、且夷人雜居、狼に遊歩等被二停止一、總て唐蘭同様嚴重之御扱に相成候儀、格別勘考に預り度。此れでは全く條約の眼目は抹殺せらるゝこととなる。されば關東側が此の思召を奉戴するに遲疑したるも、彼等の立場としては、實に餘儀なき次第と云はねばならぬ。

戦争の恐れ

此儀毎度可二申入一之處、於ニ關東一は條約調印相濟候上にて、違背候時は、忽ち戦争とも可二相成一哉。一旦戰には勝利を得候とも、洋外之各國、仇讐之思をなし、若皇國四面之海岸を襲來、國力疲弊之期を窺ひ、諸蠻之軍艦、一時に指向候はゞ、如何成大事に及び可二申も難レ計之趣、委曲返答之事。此れは間部が言上の趣意を、此處にて繰り返したるもの。而して更らに一轉語を下して曰く、

寂念御惱の點

至極尤には承候へ共、寂念被レ惱候御廉は、幾重にも皇都近國にて



商賣雜居致させ候はゞ、所之人民、必夷人と忽馴合、其上邪教等傳染之時は、神國之風俗も、自然と崩れ易く、其時に至り悔み候事、眼前に可レ在レ之と存候。

此れが主上の宸襟を惱ませられたる、重なる點だ。

依レ之是非唐蘭同様之御取扱に可相成之御所置偏希所に候。

是非唐蘭同様を要す

此の如くすれば、下田條約よりも寧ろその以上に引き戻すこととなる。唐蘭同様と云へば、鎖國時代の長崎に於て、彼等を待遇したると同様のことであらう。

吳々も雙方折合と申趣意を以、一條にても寂慮を被レ建候はゞ、亦々寛宥之御次第にも可相成哉。此段偏御汲取、下總守殿へ被ニ申入、御熟慮深頼

入候事。

此の如く九條關白より讓歩を要求して來た。元來九條關白當人も、外交上の知識としては、尋常公家の水平以上でもなく、又た對世界の政策に就て、何等の

九條の立場

經綸の存す可き筈もなく、云はゞ彼も亦た主上と同一意見であつたかも知れな

間部また

い。但だ彼は井伊と結托し、一面京都に於ける井伊の代表者たるかの如き看をなし、その爲め一方には間部、他方には主上、その中間にありて、全く板挟みの苦境に陥るの止むなきに至つたのだ。

然も又た關東の全權使節とも云ふ可き間部彼れ自身さへも、外事に就ては、全くの慣々者流にして、彼は唯だ條約を調印せざれば戦争となる、變改すれば戦争となる。戦争をせんには我には武備が無い。假令一時的の勝利を得たりとて、

小敵は大敵の擒とならねばならぬ。日本は世界列強を敵として、彼等の爲めに

慘なる目に逢ひ、その後にて城下の盟をなすに至るであらうと。而して彼は只

だ此の一點張りにて、關東の主張を固持した。此の如くして今や朝暮兩者の間

には、全く手の著け様がない衝突が出來た。従つて九條關白の心配も、亦

た決して容易の事ではなかつた。



〔五八〕 間部三次の言上 (一)

間部三たび答申

九條關白から再應の照會に付き、間部詮勝は、更らに左の如く、酒井所司代を經て其の答を奉つた。

十二月朔日、所司代酒井若狹守入來、過日(十一月廿四日)掛合之間部下總守より、返答之書類寫。

京側申分

亞夷一件、段々無據子細、能々分明に御承知被下候得共、過日より被仰下候通、御雙方御折合と申應之意味は無之思召候。夫に付遮て被仰下候も、御斟酌には、思召候得共、御思召之立所も無御座ては、只々關東より被仰上候御趣意計相建候ては、何共公武御合體之御譯柄とも不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>思<sub>レ</sub>召、深御心痛之餘り、猶又被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>試<sub>レ</sub>候。責て皇都近國、大坂出商賣<sub>レ</sub>丈<sub>レ</sub>にても被<sub>レ</sub>止、且夷人雜居猥に遊歩等被<sub>レ</sub>停止、總て唐蘭同様嚴重之御取<sub>レ</sub>扱に相成候儀、毎度可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>之處。

江戸側申分

以上は京都側の申分  
於關東は條約調印相濟候上にて、違背候時は、忽戰爭とも可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>哉。一旦戰には勝利を得候共、洋外之各國仇讐之思をなし、若皇國四面之海岸を襲來、國力疲弊之期を窺ひ、諸蠻之軍艦一時に指向候はゞ、如何成大事に及び可<sub>レ</sub>申も難計之趣、委細申上候儀、至極尤には御承知被<sub>レ</sub>下候得共。

京側思召

以上は江戸側の意見。  
叡念被<sub>レ</sub>惱候御廉は、幾重にも皇都近國にて、商賣雜居致させ候はゞ、所<sub>レ</sub>之人民必夷人と速<sub>レ</sub>馴合、其上邪教傳染之時は、神國之風俗も、自然と崩<sub>レ</sub>れ易く、其時に至り悔<sub>レ</sub>候事、眼前に可<sub>レ</sub>在<sub>レ</sub>之と思召。

九條照會の要點

以上は前に擧げたる江戸側の釋明に對する京都側の思召。  
依<sub>レ</sub>之是非唐蘭同様之御取<sub>レ</sub>扱に可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>様、吳々も御雙方御折合と申意を以<sub>レ</sub>一條にても叡慮相達候はゞ、亦々御寛宥之御沙汰にも可<sub>レ</sub>相成<sub>レ</sub>哉之旨、



酒井若狹守を以被<sub>レ</sub>仰<sub>下</sub>一候趣、委細奉<sub>ニ</sub>謹承<sub>一</sub>候。

以上雙方の妥協が、九條關白から照會の要旨だ。然るに此の照會に對して、間部は如何に答へたる乎。

大坂出商  
禁止の  
案

是迄追々言上仕候次第、深く御照察被<sub>ニ</sub>成<sub>下</sub>一候上、猶又分て被<sub>ニ</sub>仰<sub>下</sub>一候儀に付、再應熟考仕候處、大坂出商賣之儀は、一體彼國に於て、京、江戸、大坂三大都會之趣、兼て承知罷在、右箇所を眼目に致し、開港願立候處、不容易御場所に付、堅御制禁被<sub>ニ</sub>仰<sub>出</sub>一、京都之儀は、漸々承伏爲<sub>レ</sub>仕候得共、江戸、大坂は承引不<sub>レ</sub>仕、江戸表は外場所より却て御取締も行届候間、出商賣丈け御聞届相成、大坂之地は、皇都近にも御座候間、精説得之上、大坂之代り兵庫開港、大坂は出商賣丈御聞届、右にて漸々承伏爲<sub>レ</sub>仕候事に候間、猶又出商賣を差止候<sub>レ</sub>之儀は、何分六个敷次第柄に候得共、御思召之立所も無<sub>ニ</sub>御座<sub>一</sub>候ては、公武御合體之御譯柄とも不<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>思召<sub>一</sub>。一條にても叡慮相立候はゞ、寛宥之御次第も可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在哉と迄御勘

雜居の辨

辨之上、厚被<sub>ニ</sub>仰<sub>下</sub>一候處、猶又前段之趣意繰返し申上候も、實に奉<sub>ニ</sub>恐入<sub>一</sub>候間、大坂出商賣丈け之儀は、御趣意相立候様、何とか工夫仕、精々彼國へ爲<sub>ニ</sub>掛合<sub>一</sub>候様可<sub>レ</sub>仕候。此れは間部が大坂出商賣の一項丈は、京都側の仰に従ひ、何とか變通の策を施す可しとのことにて、乃ち京都側に向ての讓歩とも見る可きものであらう。且又夷人雜居猥に遊歩等被<sub>ニ</sub>停止<sub>一</sub>、總て唐蘭同様嚴重御取扱<sub>レ</sub>之御趣意、雜居之儀は、夷人住所可<sub>レ</sub>致一區之場所を設置候積に付、兼て申候通、決而雜居と申儀には、相成不<sub>レ</sub>申候遊歩之儀は、亞夷今般之條約より差許候事にも無<sub>レ</sub>之、近來蘭人之儀も、長崎表に於て、遊歩等緩優相成候得共、御取締之儀は、前々より却て嚴重に御取計有<sub>レ</sub>之候儀に御座候。此の如く此の一項を手軽く辯釋し去らんとした。



【五九】 間部三次の言上 (二)

雜居に就  
明きた釋

間部は更らに夷人雜居の件に付き、左の通りに釋明してゐる。

都て開港場に於て、遊歩之節々、役人附添、其上町在共所々に役人相詰見張罷在候仕法に付、決而不取締之儀は無御座候。所々人民夷人と馴合、邪教傳染之時は、神國之風も自然と崩れ可申と之御掛念之趣、御尤千萬之御事に奉存候。此儀は關東に於ても、格別御配意有之、夷人罷在候場所は役所番所等取立、夫々之役人相詰、奸徒之類密賣買等嚴敷相禁じ、只正法之通商爲致、私之交會等は、決而不爲仕、邪教之儀は、彼國に於て、當時は人目を驚し候術等行ひ候儀は無之、乍然御國に於て御嚴禁之段は、是迄渡來之國々へ急度申達。彼國之宗法、日本に於て不弘様、堅く申渡置、御國內之者へも傳染不致様、前々よりも嚴重に申付候儀にて、都て御取締向之儀は、粗唐蘭同様之振合に有之、規定之細目等に至

只武備充  
實を待つ

り候ては、却て嚴重之仕法御座候。

而して更らに一步を進めて、

尤先達より及ニ言上候通、軍艦、銃砲、武備整候上、兼々御趣意之通、外夷御取扱方、是迄之御國法に引戻し、御安慮被爲在候様可仕候間、御猶豫被成下、偏に公武御合體之程、幾重にも希候儀に御座候事。

今一紙申  
上

此の如き言上は果して聖意を廻らすに足る乎、否乎。間部は更らに其の使命を達す可く、搦手から、左の如き一紙を上りてゐる。

今一紙之寫

墨夷條約之儀、段々之御趣意も御座候處、右御趣意通り難ニ相整一段、再三申上候は、奉ニ恐入候得共、畢竟雙方異論無之爲め之條約に候間、申さば此方より動し候得ば、又彼方よりも違變可致、其節は制止方も有御座間敷、直に都合勝手に寄、條約を替候様成候ては、終には彼等願意



之通申張、却て深入致し候様可相成も難計  
 此の如く此方より條約を變更せんとせば、却て彼方に條約を變更するの口實を  
 假すものとなりて、得失相ひ償はざるることゝなるの虞れありと云ふ譯合とな  
 る。

隱謀者計

一體初發より只管談判不行届之様にも可被思召一哉には候得共、右は世上  
 之議論、彼是達ニ微聞一候故之儀にも可有之、右議論と申候は、兼々入ニ  
 御内聽一候通、不容易一隱謀を企候者有之。外夷一條爲及ニ混亂、其  
 機に乗じ、可遂ニ志願一と、種々計策を巡らし、蠻夷御隔絶出來候様之儀に  
 申觸し、右に雷同致し候ものも、多分有之、甚しきは隱謀之筋行はれ候  
 得ば、蠻夷は急度御拒絶相成候様可仕など申上候者も可有之哉  
 に候得共、右は全く蠻夷を退候様にとの御趣意に附込、隱謀を可遂之手  
 段にて、當節各國之形勢、中々右様には難相成一儀に付、隱謀行れ候上  
 は、素より不義之富貴を願候輩、いかでか無謀之戰爭を可仕哉。忽前

腐儒浪士  
の論

言には反致致し、外夷へ條約取結び、御國政を随意に可取捌一と之詐偽、姦  
 謀顯然致し候儀に御座候。  
 此の一段が間部の朝廷に對する活路だ。此の隱謀及び隱謀者に、悉皆の難題を  
 押し被せ、幕閣自から好兒とならんとするは、是れ其の慣用手段。而して此の  
 手段の外に、別段の工面も、工夫も無かつた。  
 然る處腐儒浪士之類、如何にも正論之趣に申成、世上之人聽を惑はし、國  
 家之大事を誤り候類不少と、重々心配仕候儀に御座候間、幾重に  
 も御汲分、關東御委任之御筋合相立、萬世不朽之御政道確乎として御動無レ之  
 様備に希居候儀に御座候事。  
 此の如く腐儒浪士と一口に云ふも、彼等の議論は、假令固陋にせよ、偏屈にせ  
 よ、それ〴〵根據がありて、當時の幕閣の如く、只だ手から口への御座なりの  
 のものではなかつた。されば彼等の意見が、主上に重きをなしたるも、決して  
 偶然ではなかつた。況んや主上御自身が、飽迄も其の思召であつたに於てをや



だ。

【六〇】 間部四次の言上 (一)

間部上申  
に關する  
宸翰

孝明天皇には、間部三次の言上にて、御安心遊ばされず、更らに十二月九日、左の宸翰を關白九條尙忠に賜ひ、間部詮勝をして、聖旨を奉戴せしめんとし玉うた。

今般東使下總守(間部詮勝)より差出候書付一紙、外患内憂等之事情、逐一詳聞及候(參照 五八、五九)外患一條も、朕苦惱之處、今度不計も、内憂相生じ、實に驚嘆之事に候。譬へに同舟風波に遇ば、胡越も一心と申に、此難危之際に紛紜之事共差起り、晝夜不寐、内憂一條忠憤之心より出候歟。乍去其中間には、隱謀凶邪之徒も雜り入有之由に聞え、關東諸老始

至尊の御  
懸念

皆々一段心配之事共、如何計歟、苦心之儀に候。至尊は果して間部の所謂る隱謀云々の説に、御惑ひ遊ばされたる乎。それは茲に忖度し奉る限りではないが、然も間部に對しての御沙汰としては、斯く宣はせらるゝの他はあるまい。

今度は等處置之宜を得候はゞ、内憂之事は、先可ニ取鎮。扱外患之儀は、當春來追々申論も、究竟は所々開港雜居之姿に及ては、他年萬一爭端起候節、夷人我邦之事情を、能々窺知り、防禦方極て艱難なる歟に思事にて、禍は遅共禍も大に成之理。今日朕一人安逸を思、他日奉對二祖先一面目も無之様之時は、深恐多儀に候間、反覆打合に及候也。

以上は御過慮と申上ぐる者もあらうが、至尊の御立場としては、御尤の御掛念とも申す可きであらう。

乍然方今宇内形勢も相變り、於關東不レ得レ止之事情は、則於朕亦不レ得レ止之事候。只畿内近海之處は、前日持來之書中に、急度考量可レ有之

不得止事  
情承了



陛下御察

趣に付、此事篤と詳談合可有之候様、下總守へ談合に可及之事。而して此れには尙ほ、左の追伸書を付せられた。但先達て下總守(間部詮勝)差出候書數通之中、蠻夷を可遠之儀は、大樹(將軍)以下、大老老中にも、同意之趣には候得共、聊疑念も相殘候間、過日來之所存、今一應押返申試候事。又毎々申述候通、何卒一日も早く無念、眞實に相遠け候様念願に存候事。此處に「聊疑念も相残り候」との一句は、正しく多大の御疑念の存する事を立證せらる可きもの。而して「一日も早く無念、眞實に相遠け候様」との一句と照應して、多大の意義が含蓄せられてゐることを看取せねばならぬ。以上の宸翰は直に所司代酒井忠義に申渡され、酒井よりして、更らに之を間部に傳達した。而して十八日に至りては、間部から更らに左の四次言上の書付を奉呈した。

間部第四次言上

十八日(安政五年十二月)間部下總守へ以所司代一掛合之御趣意書返答之寫。

内憂より外患生ず

今般奉差上候書付一紙、外患内憂等之事情、逐一詳被及二開召一候。外患一條御苦惱之處、今度不計も、内憂相生じ、實御驚嘆之御事に候。譬へに同舟風波に遇ば、胡越も一心と申、此難危之際に、紛紜之事共差起り、晝夜不寐、内憂一條忠憤之心より出候歟。乍去其中間には、隱謀凶邪之徒も雜り入有之由被二開召一候と之御旨。此れに就て間部は左の如く言上してゐる。此儀外患一條御苦惱之處、今度不計も、内憂を生じ候と之儀、元來今度之件は、内憂之隱謀より、外患を生じ候事に候得ば、右内憂を差置、外患を取除候と計御所置之次第、前後仕候ては、累卵之危、眼前にて、内憂一條隱謀之發端は、是迄追々言上仕候間、委細御明察被爲在候御事と奉存候。

間部は實に「今度之件は、内憂之隱謀より、外患を生じ候事」との一斷案もて、此の難局を料理せんと試みてゐる。此れを以て(第二)は幕府の責任を道れ、



(第二)は其の反對黨を擠さんとするもの。乃ち一石二鳥を落すの術數にして、彼としては之を無上の好辭柄としてゐたに相違ない。

【六一】 間部四次の言上 (二)

隠謀派行  
動に就き

間部は更らに所謂の隠謀派の人々に對して、左の如く語りてゐる。  
扱隠謀へ荷擔の方々は、元は忠憤之心より出候歟と之儀、御叡察被爲レ在通、元來惡謀之密計忠憤之心に附入、百方勸誘被致候儀に、自然と押移り、誠情及ニ混動ニ其實は惡謀之偽を信じられ、此後腕と改心之期不ニ相見迄は、正道とは難レ申、其上眞實之忠義に候はゞ、國家之安危、前後之場合を被レ願、考量金言も可有レ之處、一旦紙上之議論に泥み、天下之大事に不ニ心附、被レ建ニ我慢許一候は、眞之忠とは難レ申、剩國家を傾け候反逆之

虛妄議奏

事情粗相分候上にて、猶隠謀之荷擔被致候て、關東を仇讐之如く讒し被レ申次第、假令一旦は逆人と與に志を遂候共、及天下惑亂一候得ば、眞之忠憤之心とは難レ唱、殊に虛妄之議奏を以、奉レ驚ニ宸聽一候等之次第、其不信不義、惡謀張本同様とも可レ申哉、就中大老老中に惡逆之偽名を附、態と讒を設られ候次第、追々囚人共(小林等)之申口にて、顯然たるべき事にて御座候事。

此れは「隠謀荷擔の方々」即ち専ら京都に於ける近衛、鷹司、三條等の正議派を斥しての彈劾だ。間部は此の荷擔者を以て、隠謀者と同罪としてゐる。云はば水戸に與みしたる公家は、亦た水戸と同罪だと云ふ意味となる。

關東諸老初皆々一段心配之事共、如何計歟御苦心被思召ニ御儀に候。今度是等之所置之宜を得候はゞ、内憂之事は、先可ニ取鎖一扱外患之儀は、當春(安政五年)來追々被ニ仰諭も、究竟は所々開港雜居之姿に及ては、他年萬一爭端起候節、夷人御國之事情を能々窺知り、防禦方極て艱難なる歟に被

主上御沙汰



思召一事にて、禍は遅共、禍も大に成之理、今日御壹人之御安逸、他日被爲對御祖先へ、御面目も無之様之時は、深恐多被思召御儀に候間、反復御沙汰被爲在候との御旨。乍去方今宇内形勢も相變り、於關東一不復止之事情は、則於禁中一も亦不被爲得止之御事に候。唯畿内近海之處は、前日差上候書中に急度考量可仕趣申上候に付、此事爲と詳御談合との御事。

此れは主上から御沙汰の一頂だ。而して之に對しては、問部は左の如く御答を申上げてゐる。

關東諸老の秘策

此儀於關東一、大老始一同心配仕候事共、如何計敷、御苦心被思召候との御事、誠以難有御儀奉存候。乍然斯迄被惱慮一候段、實以無勿體一奉恐入一候。内憂一條は前書に奉申上候。通之次第にて〔參照 五八、五九〕扱又外患之儀は、當春（安政五年）來追々被仰出候。通、究竟は所々開港雜居之姿に及候節は夷人皇國之事情を能々伺知り、防禦

大坂出商の事實

之方、極て艱難なる歟に被思召候御旨等、御沙汰之件々、御尤之御儀、方今爭端を不開、他年之治道を量候儀、於關東一深重之御趣意、兵法神妙之極意、往々叡慮之御旨相立候様、御所置可有之、張紙之通。（張紙缺）抑も「兵法神妙之極意」とは、如何なる事である乎。何れにもせよ當坐限りに叡慮を安んずれば可也との出鱈目であらう。且又畿内近海之所は、先達て申上候通、大阪出商賣丈之儀は引戻し相成候様、精々彼國（米國）へ爲掛合候やう可仕候間、追々申上候通之次第にて、御推察相願候事。問部は果して「大阪出商賣丈之儀は、引戻し相成」との確信あつた乎、否乎。彼は只だ相手方に、その事を掛合ふだけにて、其の成否の如何は、恐らくは保證の限りでは無かつたであらう。否な其の掛合さへも、或は覺束なく自からは考へてゐたかも知れない。



〔六二〕 間部四次の言上 (三)

蠻夷遠け  
の方途

先達て差上候書中、蠻夷を可遠之儀は、關東において私共迄も同意之趣に被思召候得共、聊御疑念も被爲殘候間、過日來之所存、今一應押返し被仰出候通、何卒一日も早く無念眞實に相遠け候様被思召候と之御事。

惡謀方安  
説

以上は主上よりの御沙汰の一項だ。此れに就て間部は左の如く奉答してゐる。此儀聊御疑念も被爲殘候と之御事、右は是迄惡謀方より種々之妄説入御耳有之候處、今度眞實之事情言上仕候に付ては、黑白相反し居候儀も多有之、定て御驚愕被爲有候御儀に可有御座候。

皆開港貿易  
を餘ふ

此の如く至尊の御疑念を、一切惡謀方の妄説に歸してゐる。依ては猶御疑念も被爲殘候段、御尤之御儀に付、猶又繰返し申上候。抑外夷一條、開港貿易等好候者一人も無之段は、申上候迄も無之、

只武備整頓  
を待つ

明白之儀。

果して然る乎、未だ必らずしも悉く皆な然りとは云へまい。但だ井伊大老の如きは、正しく間部の申す通りの一人であつたらう。

乍去當時何分御拒絶難相成一次第故、暫く彼が願意之内、取縮御聞届相成、追て御武備整頓の上、前々之御國法通引戻し可申候間、御猶豫被成下候様、再々應申上候通に御座候。

一旦開港して、戦機を緩らし、武備整頓の上、攘夷を行ふ可しとの意味だ。此れが間部の始中終の一本筋であつた。

蠻夷遠ざけ  
處置ぶ

且又蠻夷を可遠之儀は、品々御所置振も可有之候得共、前以定置候所謂張紙之通(張紙缺)當意即妙臨機應變にて、猶爲安ニ叡慮一候様、其筋に任候役人共厚く相心得取計候儀にて、一體御政事向之儀、深重御趣意之端に至り候ては、民これに由らしむべし、知らしむべからず。衆人の心得べき事には無之、前々より之御法候處、近來庶士横議、猥に御政事を誹謗



聖明欺罔の極

いたし候類不レ少、一體只今迄惡謀荷擔之方々より、内奏之次第可レ有レ之、右は都て凶邪小人之作説、諸方へ申込候手續等、今般召捕候者共、吟味之上、白狀に及び、是迄之成行も追々相分り候儀にて、此程以來言上仕候次第は、乍レ恐眞實之事情、正道不曲を以言上仕候儀、大老始内内申合、彼是取結候儀等は、聊以て無レ之事に御座候。

所謂「當意即妙、臨機應變」など、手品師の申す様なる言は、果して何時、如何にして現出す可き乎。随分覺束なき事だ。然も一切の葛藤を庶(處)土横議、凶邪小人に歸して、其の證據を、囚人白狀の上に措くに至りては、聖明を欺罔するの至れるものといふも、決して過言ではあるまい。

且又眞實に遠げ候様被ニ思食候旨被ニ仰出候段、酒井若狹守を以、被ニ仰下候趣、一々奉ニ謹承候。右御趣意之次第、於ニ關東ニ深く御心配は勿論、大老老中共素より同意之義に御座候間、此上は聊御疑念不レ被レ爲レ在候様願度、尤御趣意通、幾重にも相守、主役一同日夜無ニ懈怠一相心

間部の九條呈書

得罷在候儀に付、尙又可レ被ニ仰付候事。

以上は間部第四次言上の筋書だ。而して彼は更らに九條關白迄、左の書取を差出した。

同日(安政五年十二月十八日)別紙從ニ下總守一關白迄差出書取之寫し

外夷一條、是迄追々言上仕候ても、猶以大老老中に御疑念被レ爲レ在候ては、此上如何程正路之儘言上仕候ても、公武御合體、國家安穩之道を得候事は、難ニ相成、畢竟御疑念被ニ思召候は、彼隱謀加入之向より、種々虚説取紐入ニ御聞候故之儀にも可有ニ御座候間、此上は反逆荷擔之實事を顯し、正邪分明之場に至り不レ申候ては、御疑念も被レ爲レ解問敷哉。隱謀荷擔之面々、兼て關東に於て、吟味取調被ニ仰付、殊に御當所引合之者共迄呼下しに相成候間、猶此上嚴敷爲ニ相糺、夫々分明に打顯し、無レ所陰反逆内憂之始末具に申上候はゞ、自然と關東之御趣意御分り被レ遊、御疑念も可レ被レ爲レ解奉レ存候。



迫害主上に及ぼんとす

此儀御時宜之程、被<sub>レ</sub>仰聞<sub>一</sub>候様仕度、御沙汰之趣に寄り、早々關東へ申遣し、吟味之始末、潔白相認申上候様可仕哉之事。乃ち此上は「叛逆荷擔之事實を顯し、邪正分明之場に至り不<sub>レ</sub>申ては、御疑念も被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>解問敷」の一句に明かなるが如く、愈<sub>レ</sub>迫害の手が、主上の御周邊までも及ぶべき徴候が現れて來た。要するに京都の囚人を江戸に致し、彼等を審問して、其の白狀から近衛、鷹司、三條其他の隱謀荷擔の實證を擧げ、其の罪案を主上の前に表白して、而して後主上の御疑念を晴らすと言ふ道行となる譯だ。乃ち此の如くして、安政大獄は、愈<sub>レ</sub>其の大獄に進行しつゝあつた。

【六三】重ねて間部の言上に對して九條關白に賜はりたる宸翰

主上釋然せず

主上は間部が一度ならず、二度ならず、四次までも言上したる辨明に就ても、なほ釋然し玉はず、却て其の前後矛盾の言説あるを怪しみ、十二月廿四日(安政五年)左の宸翰を、關白九條尙忠に賜はつた。

開港一事

前日東使下總守(間部詮勝)持來之書中に、開港一事如何にも兵庫は遠ざかり可<sub>レ</sub>申様、急度考量之趣。然るに此度差出候書中には、大坂出商賣丈之儀は、何と歟工夫可仕之由。前日書中と此度書付相違に相成、如何様之次第、此等重事無<sub>レ</sub>忽略様、何卒從<sub>レ</sub>關白(九條尙忠)急度談合に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>及様、朕存意は既に前日來より申入候通故、今又更に不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申候間、右不<sub>レ</sub>認候事。

右要領

此れは間部が前には兵庫開港一件は何とか停止の都合を附くると申しながら、後には單に大坂出商賣だけは何とか工夫仕る可しと云ひ、前後の言上、異同あり。就ては是非兩者共に實行する様にとの思召だ。主上は十二月九日附九條尙忠に賜はりたる宸翰の一節にも、徳川家舊制鎖國之良法に相復候様念願候。且雖<sub>レ</sub>暫<sub>レ</sub>神宮御近邊は勿論、

鎖國復舊



京都近國へ近寄せ候儀、殊に如何存候。是朕一身を願候儀には一切無之、極意は只々傳國之神器を危恐候所存計に候。今度は内存打明申述候。此邊不問違一様致度候事。

と仰せられてゐる。此れが恐れながら主上の對外御意見の結晶だ。されば主上が兵庫開港に付きて、特に宸襟を惱まし玉うたのも、決して無理からぬことである。

更に十二月廿四日附宸翰に反る。

新潟湊之事、此頃風説に専場所代り之趣承知候。若北海之岸にて、貿易場之國、萬一越前、若狭、丹後邊之湊にも相成候時は、則大坂、兵庫杯之如く、矢張皇都近海にて、同様之所置、若治定之上申入候ては、公武共に、彼是差支候譯柄にも可及存候儘、未定前申試置候間、下總守迄序之砌、内々咄し被置候様頼入候事。

此の如く新潟港を、越前、若狭、丹後邊の湊と代んとの風説あるが、萬一さる

場合には、大阪、兵庫開港と同一の理由によりて、御反對遊ばすから、豫じめ其事の決せざる以前に注意し置けとの御沙汰だ。

下總守書取、十九日一覽熟考候處、蠻夷を遠け候儀は、關東にも眞實同意、大老老中にも同様相遠け、前々之國法通可ニ引戻一趣意彌無ニ相遠一由、再三書取熟覽致し、審に相分り、先以安心、神國之大幸、先帝之叡慮、朕春來之祈願も満足之事に候。然る上は心中氷解候間、關東へ之返答前件所意一致、大慶之段を申述、彌公武合體致し、何卒早良策を廻し、夷族を遠去し、徳川家良法、鎖國之舊制に相復し候様、殊神宮近國之儀は先日申述候趣意故、宜在ニ勘考一と耳可ニ申出一哉に存候。下總守(間部詮勝)にも長逗留に相成、心配令察候間、兩三日中に、表向可ニ申出一哉に存候。此邊を以反覆談可レ申候事。

此の一段を拜讀すれば、如何に間部が至尊を欺騙し奉りたるかを知る可く、如何に間部が小術數を弄して、至尊の聖明を冒瀆したるかを察す可きであらう。



間部の罪

開國を好むと好まざるは、銘々各個の了見に一任するとして、當時の幕閣、及び其下の有司にして、徳川氏鎖國の法を把持し得可しとする者は、一人半個もなかつた。乃ち一般に鎖國攘夷の泰斗視せられたる水戸齊昭の如きさへも、未だ曾て斯の如き意見を持せず。又た斯く明言したることは無かつた。然も間部は漫りに至尊に向て、誠意を披瀝して、獻替の忠を竭すことを怠めず。徒らに詭隨、曲從、其の實行す可からざる事を、やがては實行し得らる可きかの如く、至尊を過り奉りたるは、實に言語道斷の極と云はねばならぬ。

明主上御辨

主上は更らに左の如く、御自身の御立場に付て、辨明し玉うた。  
關白迄差出候一紙(參照 六〇一六二)一覽候。右は臣下を深疑候儀と相見候。朕乍不明、臣下之申條に而已惑溺候儀は無之、徳川家へ對し、惡謀を企候者に、同意之堂上も有之様、疑起候敷に令察候。左様之儀は、是迄一切不開儀、唯々公武合體にて、夷族を遠け度段は、朕自初之念願、臣下にも其意之相立候様と心を盡し候事に候。

主上廷臣庇護

此れは正しく間違なき御事。至尊は未だ曾て公武合體以外の思召は無かつた。但だ幕府が勅命に違背することのみ是れ虞れ玉うた。

全體關東之次第、若狹守(酒井忠義)下總守(間部詮勝)上京。後は追々相分候得共、春來備中守(堀田正睦)并美濃守(本多忠民)歸府之節に、申開置候後、六月、中下旬之次第、何共難ニ相察一事共にて、實神國何體に相成候哉と、朕日夜深心配、臣下にも甚苦心致候事共にて、箇様に申せば、臣下を構ひ候様にも可レ當敷に聞候へども、在體之次第、一應申述候事に候。

六月、中下旬の次第とは、日米條約調印前後の事であらう。  
扱又糺彈疎密之一件は、有司之人々深慮可レ有之儀に候。進止共に返答候ては、疑念可レ加哉に存候。兎角一日も早國內平穩之段、肝要之間、自關白一決答之事は不レ宜哉に存候。

此れは至尊が、近衛、鷹司、三條其他の諸臣を庇護し玉ふ深き思召から斯く關白に毛を吹いて疵を要むる無からんことの注意を要め玉うたものと拜察せらる



る。  
 但前日申聞候疑念と申儀は、關東諸老を疑候譯にては無之、大體蠻夷取扱方を疑念候へども、於今は氷解之事。  
 此れは良とに勿體なき御言葉である。至尊の御心事を付度し奉れば、唯だ唯だ恐れ入るばかりだ。

鎖國御猶豫

詮勝屢書を上りて辯疏頗る力めたけれどもなほ御裁可がない。是に於て直弼は朝廷の背後に於ける志士、浪人の勢力の偉大なるに驚き、茲に始めて所謂安政大獄を起すの決心を固め、勅諭の降下、慶喜の擁立に關係せるものは、身分を論ぜず、男女を問はず、悉く皆之を逮捕したので、宮公卿の家臣では有栖川宮の飯田忠彦、青蓮院宮の伊丹重賢、山田時章、鷹司家の高橋俊璣、三國關根、一條家の入江則賢、若松永福、近衛家の老女村岡、三條家の森寺常安、常邦父子、丹羽正庸、富田織部、西園寺家の藤井尙甥、久我家の春日潜庵、諸藩士では水戸の安島帶刀、茅根伊豫之介、鶴澤伊大夫、越前の橋本左内、高松の長谷川宗右衛門、長州の吉田松陰、宇和島の吉見長左衛門、浪人では池内大學、頼鴨涯、宇喜多一蕙、町人では世古格太郎、僧侶では成就院信海等數十人の多きに達した。

而して宮公卿の家臣中から十餘人を出して居るのは、之によりて朝廷を威嚇しようとするのである。かくて詮勝はなほまた、かくまで言上しても歡慮なほ解けざるに於ては、妄言虚説を以て聖明を掩ひ奉る者を嚴重に處分する外はないと稱し、公家堂上にまで其の手を下さんとする態度を示したので、今は天皇にも、如何とも遊ばされ難く、十二月二十四日詮勝、忠義を引見し、關東に於て已むを得ざるの事情は御氷解あらせられ、方今の處暫く御猶豫遊ばされる。然る上は彌公武合體して速に鎖國の良法に引戻すやうにせよとの勅答書を授けられたのである。即ち勅許にあらずして、鎖國の御猶豫であつた。詮勝京都に滞在すること五十餘日、あらゆる手段を盡して、なほこれ以上を望むことの出来なかつたのを見ても、幕府の威力が既に衰頹せる一斑を推察すべきであらう。(井野邊茂雄、明治維新史)

【六四】 間部五次の言上

關白九條尙忠の記録に曰く、



間部請書

十二月廿四日被<sub>レ</sub>仰下一候、宸翰之御趣意書(参照 六三)寫し、廿五日若狭守へ面會にて、申達候處、則廿七日、自<sub>二</sub>下總守<sub>一</sub>御請書差出候寫。而して此の御請書なるものは、爾來全く幕府を死地に陥れたる文書にして、間部が當坐の難場を逃るゝ爲めの無責任なる出鱈目は、遂ひに幕府の瓦解まで付き纏ひ、幕府をして自縛自縛の結果に陥らしめた。

叡慮謹承

亞夷一條に付、先日奉<sub>二</sub>差上<sub>一</sub>候書付、被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>叡覽<sub>一</sub>候處、蠻夷を遠け候儀は、關東にても眞實御同意、大老老中にも同様相遠け、前々之御國法通御引戻可<sub>レ</sub>相成<sub>二</sub>御趣意<sub>一</sub>、彌無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>一段、被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>御明察<sub>一</sub>、先以<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊<sub>二</sub>御安心<sub>一</sub>、神國之大幸、先帝之叡慮、且春來之御祈願も御満足之御事に候然る上は叡慮被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>御氷解<sub>一</sub>候間、彌公武御合體、何卒早く良策を廻し、夷族を遠去し、關東之御良法、鎮國之御舊制に相復候様、殊神宮近國之儀は、先日被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候御趣意故、宜御勘考有<sub>レ</sub>之候様可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>私にも長逗留に相成心配仕候段、乍恐御叡察被<sub>レ</sub>成下、兩三日中に表向可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>

間部安受

仰出<sub>一</sub>哉に被<sub>レ</sub>思召<sub>一</sub>候に付、此邊を以、反覆御談有<sub>レ</sub>之候様被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候旨、酒井若狭守を以被<sub>レ</sub>仰下<sub>一</sub>候趣、奉<sub>二</sub>謹承<sub>一</sub>候。以上は宸翰の御旨を、謹承したる次第の言上。追々言上候趣、被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>御明察<sub>一</sub>、叡慮御氷解被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊、御安心候と之段々、厚き御沙汰之趣、誠以難有御儀に奉<sub>レ</sub>存候兼々奉<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候通、軍艦、銃砲等武備相整候上は、いづれにも御趣意之通、外夷御取扱方、是迄之御國法に御引戻被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、御安慮候様、御考量有<sub>レ</sub>之、大老初私共にも急度心配仕候儀に御座候。此の如く「外夷御取扱方、是迄之御國法に御引戻」と言ひ「大老初私共にも急度心配仕候儀」と云ふ。安受合、空受合の言葉もて、一時を胡魔化し去りたるは、間部當人に取りては、自から大手柄とでも思ふ可きであつた様だが、是れ實に幕府其物を死地に陥れたるものと云はねばならぬ。尙ほ九條尙忠の記録に曰く、



酒井忠義  
請書

廿四日蒙仰に付(參照 六三)、翌廿五日、若州(酒井忠義)へ申渡御趣意之御請書之寫。

乃ち左の如く所司代忠義は、受書を奉りてゐる。

宸翰之御寫謹で拜見仕候。去る十八日奉上一候書取之儀に付、叡

慮之趣、御尤至極之御儀難有奉畏候。萬民御撫育之御仁心、誠以

奉感拜一候。此度奸謀之徒有之、右連座之者共、無レ據召捕等相成候得

共、假令罪科有之候者にても、十分憐愍を加、相勞り候儀に御座候間

何卒被レ爲安ニ叡慮一候様、伏て奉レ希候事。

至尊の思召に對し、斯く酒井所司代は、聖意奉戴の受書を上りたるが、然も

實際は、寧ろ其の反對に出でたるは、抑も何人の所爲乎、何人の責任乎。

又た間部の奉答文は、左の通りだ。

自間部下總守御請書之寫。

先日奉二差上一候書中に、開港一事、如何にも兵庫は遠ざかり可レ申様急度

文  
間部奉答

考量之趣、然るに此度大坂出商賣丈之儀は、何と歎工夫仕候由前

日書中と、此度書付相違に相成、如何様之次第、是等重事無ニ忽略一様、急度

御談合に被レ及候旨、酒井若狹守を以被レ仰下一候趣、奉二謹承一候

以上は至尊からの思召書の主意。

右は先日奉二申上一候通、如何にも兵庫之儀は、御趣意厚く相心得、遠ざ

かり候様、御所置可レ被レ爲レ在、大坂出商賣丈之儀は、引戻し相成候

様、精々彼國へ爲ニ掛合一候心得を以、申上候儀に御座候事。

此れも言はゞ出来ない相談を、出来る可く空受合、空受合を爲したるもの。間

部の言上には、前後を一貫して、何等誠意の見る可きものがない。之を堀田正

睦の言上に比すれば、殆んど烏鷺、泥雪、比較す可き様もない。

空受合



### 第十一章 間部運動の一段落

#### 【六五】 間部參内宣達書を授けらる

主上間部  
欲の歸東を

間部は歸心矢の如くあつた。然も江戸では彼を京都に滞在せしめ、徹底的に主上の周邊を始めとして、一掃的に京都の諸有志を退治す可く期待した。而して主上に於せられては、一日も速かに此の武力壓迫の象徴たる間部其人の退京を望ませ給うた。間部は京都は泥田の如く、一日居ること長ければ、一日深く足を其中に踏み入る、事となる。故に長居は無用と考へたのであらう。乃ち此の間部が無用と考へたる所以が、至尊に於せられても、速かに彼が退京を望ませ玉ふ所以であつたらう。

間部天額  
を拜す

却説も間部は愈よ安政五年十二月三十日參内、天額を拜した。云ふ迄もなく彼が十月二十四日參内の際には、主上には御小恙の譯合もて單に天盃を賜はつた

に止つた。

三十日間部下總守今日參内、歸府に相成候はゞ、再參内も無レ之事故、何卒御對面被レ爲レ有候様願度旨、廣橋前大納言被レ願、以ニ新勘解由次官一奉ニ申上レ被ニ聞食一候旨、被ニ仰出一申渡。

文宣達書本

とあれば、今回は至尊にも謁見の願を御許容あらせられたのだ。尙ほ當時間部詮勝に授られたる宣達書は、左の通りだ。

蠻夷和親貿易已下之條件、皇國之瑕瑾、神州之汚穢、既先朝にも甚被レ惱ニ  
歎慮一被ニ仰出一之御儀も被レ爲レ在候。當御代より被ニ始行一候ては、實に被  
レ爲レ對ニ皇太神宮御始御代々、恐多無レ被ニ仰譯一深歎被ニ思召一候に付、日夜  
被レ惱ニ歎慮一候御趣意は、春來度々被ニ仰出一候御事に候處、今般間部下  
總守、酒井若狹守上京後、彼是言上之趣は、大樹公(將軍)已下、大老老中  
役々にも、何れ於ニ蠻夷一は、如ニ歎慮一相遠け、前々御國法通、鎖國之良法  
に、可レ被ニ引戻一段、一致之儀被ニ聞食一、誠以御安心之御事に候。然る上は



間部の空

彌公武御合體にて何分早廻良策、先件之通可被引戻候。於此不得止事情は、審御氷解被爲在、方今之處、御猶豫之御事に候。殊神宮并京師近海之儀は、先日申達候通、全御傳國之神器、被相重候御事に候。間、宜在御勘考被仰出候事。

間部の模様の

乃ち間部がやがては、鎖國の舊法に引戻すことを保障し參らせたる爲め、此の如き宣達書は出で來りたるものだ。而して此の保障は全くの空手形であることは、固より云ふ迄もない。されば正しく云へば、間部は虚偽の申立をなして、其の目的を、若しくは目的の若干を達したるものだ。間部參内の模様は、長橋局記に、左の如く記してある。

十二月廿九日(三十日の誤)今日間部下つふさの守、御いとま參内に付、小御所にて御對面、常御所にて、御ふく男かた内々御劍殿上人も參らる。酒井若さのかみ、同參内、御さぬ五匹下さる。間部下つふさの守、上京のせつ御言傳に、關東より色々献上に付、女房の奉書出さる。今日間部下つふ

さの守事、所司代つとめ候人ゆえ、伺公の間にて、大御乳人出あひあり。此の如く間部詮勝も、愈よ再度の參内にて、謁見の光榮に浴するを得た。而して翌安政六年正月二十一日には、彼の歸京に際して、將軍以下へそれ／＼の御賜があつた。然るに間部は安政五年末賜暇の後、なほ京に滯ること五十日。漸く安政六年二月二十日に至り發足、三月十三日江戸に歸著したことは、果して何故であらう。そは前記の如く、井伊大老の命によりて、一掃的に君側退治を行はんが爲めであつた。その次第は、更らに後に語るであらう。但だ宣達書に、「誠以御安心之御事に候」とあるが、果して然る乎、否乎。此の宣達書なるものは、固より九條關白の手を経たるものであれば、純なる聖旨の表現とは斷言することは出来ない。



【六六】宣達書の案文

宣達書決  
定の徑路

間部詮勝に賜はりたる宣達書は、既記の通りだ。(参照 六五) 然も九條關白の記録を閲するに、尙ほ四通の文案がある。此れは何れも九條關白と間部詮勝との間に折衝したる案文にして、之を見れば既記の宣達書は、幾回の談判、協議の後に決定したるものであることが判知る。今其の經過を知るの資料として左に之を掲ぐ。

第一案文

第一案文

下總守言上之趣、被<sub>レ</sub>開食一候處、何分當春御沙汰之通、拘<sub>二</sub>御國體一候儀、御許容難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊候得共、於<sub>二</sub>關東一も、段々難<sub>レ</sub>去始末、委細被<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候次第も有<sub>レ</sub>之候間、御承引も可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊之處、總て御差許にては、神宮御初へ被<sub>レ</sub>對、被<sub>レ</sub>惱<sub>二</sub>叡慮一候儀、精々御勘考之上、被<sub>レ</sub>宥思召<sub>レ</sub>此上は責て兵庫一港可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>差除<sub>一</sub>歟。或大坂出商可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>差止<sub>一</sub>歟。左候は、自餘之所は、三<sub>二</sub>年或は

餘りの具  
體的案

五<sub>二</sub>年御猶豫可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>有候間、右年限中岐度追々挽回可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之様被<sub>レ</sub>遊度思召<sub>一</sub>候

此の一段は、頗る具體的となりてゐる。乃ち「兵庫一港可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>差除<sub>一</sub>歟。或大坂出商可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>差止<sub>一</sub>歟」の如き、若しくは「自餘之所は、三<sub>二</sub>年、或は五<sub>二</sub>年御猶豫」の如き、何れも幕府に取りては、之を遵奉するに餘りに明白であり、餘りに的確である。されば間部が之を承引するに遲疑したるも、必らずしも不思議ではあるまい。

於<sub>二</sub>關東一素其御趣意之所、御疑念にも相當り、公武御間にて、角々敷相聞、甚御心痛被<sub>レ</sub>遊候得共、實々被<sub>レ</sub>惱<sub>二</sub>宸襟一候儀、神宮御初へ被<sub>レ</sub>仰譯、聊爲<sub>二</sub>御安心一、旁大老老中等御請書、猶又大樹公御添書被<sub>レ</sub>進候は、以<sub>二</sub>右之廉一、精々一同よりも可<sub>レ</sub>願申、何卒程能御熟談有<sub>レ</sub>之度候事。

以上は安政紀事に、

(十月)廿七日又兵庫開港を許さるの勅あり。殿下之を間部にはかり、五年間交



市を試み、彼をして利益なく、自から引去らしむるの意を以て、將軍の盟書を上らしめんとす。間部命をうけず。

とあるに符合してゐる。

第二案文

第二案文

下總守言上之儀、元來於ニ叡慮一は、當春已來之勅諭之通、御他念不レ被レ爲レ在候得共、委細事情言上難ニ默止一之間、暫時御猶豫可レ被レ爲レ在候間、定約限二年數、武備相整次第、早々定約引戻に相成候様、深勘考可レ有レ之、但雖二年限中一於ニ浪花表、夷人佛御雜居堅固停止之儀、勘辨可レ有レ之候。右之趣、大老閣老連署之請書、并大樹公添翰差上候様思召候事。

第三案文

第三案文

此れも第一案文と大同小異だ。但だ聊か緩和してゐる。今度間部下總守言上之趣、被ニ開食一候處、元來於ニ叡慮一は、當春已來不レ被レ爲レ替候得共、段々不ニ容易一之旨言上、難レ被ニ默止一、付ては浪花表夷人商賣

第四案文

第四案文

停止、條約年限之處、暫御猶豫、於ニ關東一厚御勘考可レ被レ有様、且又右に付、大老閣老以下御請書、并大樹公御添翰可レ被レ爲レ有候、總體御猶豫年限中に、武備充實相調候は、挽回之儀、御沙汰可レ有レ之、厚御勘考之事。此れも亦た聊か緩和してゐる。

外夷之一條に付、此度間部下總守上京、委細言上之趣、及ニ奏達一候處、時勢不レ得レ止事之儀とは被ニ思召一候得共、於ニ叡慮一は、當三月廿日勅答被ニ仰進一候外には、御他念不レ被レ爲レ在候間、精々武備相整、速に可レ有ニ興復一且於ニ大坂表一通商夷人雜居等之儀は、格別皇都近く之儀故、幾重にも差止候様、厚可レ有ニ勘考一之旨被ニ仰出候事。



【六七】 間部運動の裏面消息 (一)

間部の京都に於ける仕事は、先づ一段落を告げた。而して此の段落を告ぐるまでに至りたる徑路には、固より幾許の曲折がある。其の消息は、井伊直弼の代表者として在京中の長野主膳と、井伊直弼の公用人宇津木六之丞との往復の書簡が、尤もよく之を語りてゐる。今ま十二月(安政五年)六日附、宇津木より長野への返書を掲げんに、

間部の仕事一段の落

小林鶴飼吟味の報

十一月廿八日付之御書付、去四日著、拜見仕候。……然ば小林、鶴飼一條都合宜敷相成、加納繁三郎、渡邊金三郎掛りに而、嚴敷吟味に相成候由。水戸屋敷より來狀文中に、祕物破烈と申事は、必死に切込候隠語之由、扱々惡敷工みに御座候。加納、渡邊、何れも京都町奉行付の輿力。彼等が小林、鶴飼父子などを審問して、其の要領を得んとしつゝあるを云ふ。水戸屋敷よりの來狀は、押收したる

主上御沙汰

文書の中から發見したものであらう。

去月(十一月)廿三日殿下(九條關白)御參内之節、妙滿寺(間部詮勝)より御差出之勅答御披露相成候處、主上御覽被遊、水戸はよほどの事をいたし候と見へ候。夫に付而は、太閤(鷹司政通)は甚心得違、右府(鷹司輔熙)も共に入道いたさせねばなるまい。三條(實萬)はにくひやつじやと被仰、左府は難進事とは聞へ候得ども、勤功も有之、傳も勤候事故、入道にはせぬ様にと上意。又殿下(九條關白)えは御心配之程も、追々相分り候との御沙汰。春來始てケ様成目出度御調も出候よし。

間部誣申の效か

以上は果して主上の御沙汰であつた乎、否乎。假りに然りとするも、果してそれが眞實の思召であつた乎、否乎。何を申すも御相手が九條關白にて、云はゞ反對黨の首領であれば、主上が其の御應接に、多少の掛引きあらせらる可きは、拜察するに難くない。さりながら兎も角も間部が水戸を首として、其他の正義派を誣告したる効果は、決して皆無ではなかつた。〔參照 三四一四一〕



江戸御藩

扱々難有御事、夫に付而も、又々悪謀方より手を替、品を替へ讒訴可致に付、油断は成不申候へども、右程迄に御解け口付候段は、難有御義、何分此上御丹精可被下。(中略)

大坂出商賣の事

此の如く江戸側では、満足を表してゐる。  
一 大坂出商賣之事は、何と歎御工風も可有之との妙満寺(問部詮勝)より御答に成、御都合宜敷旨、兵庫開港は今暫く御間も有之事に付、如何にも厚く御配意之上之御事に可然事と奉存候に付、其餘之處、一日も早くすらりと濟候様奉祈候。

酒井氏悉縮

此は大坂出商賣、兵庫開港一件の事に付ての事。  
一 三浦七兵衛事、五十日目に計りて御旅宿へ参り、諸司代より御菓子重詰御頂戴之由。此は關東より嚴敷被仰遣一候に付、御恐怖之處より、右様之事に相成候と御推察之趣、如何にも左様之事に可有之。右様之御處置、何とも歎々敷次第に御座候。先々御改心に而邪正分明に御糺し被成候趣に付、

兎も角幕府奏效

大に安心仕候。(下略)  
此れは酒井所司代が、其の公用人三浦七兵衛をして、長野主膳に、所司代よりの贈物を携へて訪問せしめたることを云ふのだ。此を見ても關東の壓迫の手が、漸く緊しく動き出したることが判知る。  
要するに問部等は、日米條約勅許を待たずして調印したるを辯疏し、釋明するに際し、寧ろ進んで所謂の水戸其他の正義派に對し、讒構誣曲の言説を逞うし、之を以て自からその責任を通る、ばかりでなく、之を以て其の反對黨を、一網に羅し去らんとしたるものにして、其の策戰の兎も角も効果を奏したることは、前文を一讀すれば自から分明であらう。

【六八】 問部運動の裏面消息 (二)



小林鶴岡處置寛猛の事

尚ほ十二月(安政五年)十四日附にて、宇津木より長野へ宛たる返簡を見れば、江戸對京都間の交渉に付て、内輪の事情が看取せらるゝものが少くない。去二日同五日(安政五年十二月)付之御書付致二拜見一候。(中略)加納、渡邊(京都町奉行與力)之兩人忠勤に而、小林、鶴岡始吟味正路に行届候。由被二仰下、大に能き御都合に相成申候。何分今度之一條は、邪正分明嚴重に御糺し無之而は、何時再發も難計。乍去大名之中、死罪等被二仰出一候。様相成候而は、是亦騷動之基に付、寛猛之御所置、一大事之御場合と被二仰下、御尤至極、何分惡謀方飽迄根強く候。間、無レ據手荒之御所置に可ニ成行一哉と歎息罷在候。事に御座候。

「寛猛之御處置」と云ふも、全く峻酷猛烈なる處置であることは、上記を見ても分明だ。彼等は唯だ大名を死罪に處するは騷動の基として、これだけを回避せんとしてゐる。其他は則ち知る可きのみ。されば苟も大名以外の者には、如何なる嚴刑酷罰も、無遠慮にドシドシ決行する覺悟であつたものと見ねばならぬ。

其實峻烈の刑

一 小林民部權大輔より御取上之書付寫御廻し、則御紙面ども入ニ御覽申候。追々惡謀顯れ候様相成申候。右等之事共、一々達ニ叡聞ニ御疑念御晴被遊候様奉レ祈候。妙滿寺候(間部詮勝)も御風氣御頭痛甚敷に付、兩三日御政事も御休之由。

追々惡謀顯露

御覽に入るとは、井伊直弼に見せしめたと云ふ意。兎も角も長野等は小林等の口供をもて、之を叡覽に供し、至尊の井伊側に對する御疑念を晴らさんが爲めと云ふよりも、寧ろ水戸其他正義派側に對する御疑念を破壊せんことを企てたものであることは、此れを見ても分明だ。而して小林等の口供も、果して當人共の正直なる告白であつた乎、將た特に審問者によりて製造せられたる告白であつた乎。それは何とも保證の限りではない。

御疑念破壞の計

四人東送

竹與も彌今五日出立、警衛貳百人計、宿へも嚴重之御觸出候。由。大切之囚人に付、御尤之御儀、加納(繁三郎)渡邊(金三郎)格別之骨折に而、小林初



大事も白狀致候。由山本貞一郎日記帳等御一覽被成候處、人事之件々分明に而、日下部伊三三三之働振、三條殿(賞萬)土州え之御入魂、水府勅諭も三條殿御引請に而、御同人之御所爲、森寺(因幡守)丹羽(豊前守)等之働も、明白に有之由。右様之書類、御隠し置被成候御所司代(酒井忠義)等之御深意、如何とも合點不參事に候。

竹與とは、梅田、小林等京都の囚人が江戸へ拘致せらるゝこと。三條實萬の女は、山内豊信の夫人であれば、三條家と土州侯との關係が親密である可きは、論を俟たない。酒井所司代が、小林等の口供や、其他の文書を秘密にしたるは、之を奇貨として、長野等が手荒な治療を施し、その爲めに大事を惹起せんことを慮りたるが爲めであつたらう。されど周邊の壓迫は、遂ひに酒井をして、悉く其の秘密を暴露せしむるの已むなきに至つたものであらう。

大原三位(重徳)殿、萬里小路左馬權頭殿と申十九歳之兒を以讒訴被成、殿下(九條關白)にも殆御困之由。右體に而は、何分穩當之御所置に而は御治付不

大原等の讒訴

申哉と奉存候

愈よ鋒鏑を露はし來る。

右等之模様之付、御熟考被成候處、京地に而は小林、鶉飼等之申口も、近衛殿、鷹司殿御父子、二條殿、萬里小路殿、大原三位殿を初、白狀爲致候様之御手段に御取懸り、關東よりは前件之書類著次第、公家方不ニ容易ニ反逆之荷擔被成候に付、官武共此儘被差置候而は、何時國亂を生じ可申も、難計口、京都え御相談被仰進候は、殿下(九條關白)より御挨拶有之様、相成候は、先罪狀は定り不申、其儘爲慎置一扱一件相濟候上、何と歟御咎め被仰出、引續御合體之御仕方に御懸り相成候様之手順に而可然との御見込に付、殿下(九條關白)えも御伺之上、可被仰越旨、種々御厚配御尤之御義と奉存候。

井伊派企畫順序

此れが彼等の企畫の順序だ。小林、鶉飼よりして、近衛、鷹司、三條等の罪跡を引き出し、その書類を江戸に送り、江戸から其の書類を證據物件として、公家



彈劾の意見を京都に申送り、先づ條約調印問題を片付け、而して後公家の處分に取り掛る可しとのことだ。

小林毒殺の計

先頃或方より小林を一ふく爲致候手段も御座候由。惡謀方には眉に火之付候心地に而、死にもの狂ひに働可申間、少しも油斷不レ成事に候。此れは小林を毒殺して、證據湮滅せん企であつたとの事。果して然る乎、否乎、何れにしても如何に當時京都の雰圍氣が險惡に赴きつゝあつたかは、以て知る可しだ。

【六九】 間部運動の裏面消息 (三)

頼吟味

宇津木の長野へ答へたる書翰は、尙ほ左の消息を漏らしてゐる。

- 一 去る五日、同 八日(安政五年十二月)付之御書付、夫々相届拜見仕候

伏見奉行手ぬるし

(中略) 大切之大卷物投書、池内大學え上書計見せ候處、三樹八郎(頼醇)之手跡なりと申候に付、早速頼御呼出し、御吟味に相成候よし、梁川星巖方え參會之節、水老公を大坂城内え移し可申との建白致候事白狀之よし。不レ輕事共に御座候。梅田源次郎右之連中之由。

以上は同志の一人、池内大學の白狀にて、頼三樹が拘致せられ、頼の白狀にて、梁川星巖宅にて、密議の様子が判明したと云ふことだ。

伏見に而は何を御吟味被レ爲レ在候哉との御不審御尤千萬、合點不レ參事に候。豊島伊勢守始町奉行御役宅に御留置に相成、書付御廻し、夫々承知仕候。追々正道之御調に相成、御同慶仕候。

此れは伏見奉行、禁裡取締内藤正繩の手ぬるきを攻撃したる文句。

一 五日御紙面御差出し後、同夜又々勅書を以、殿下(九條關白)え被レ仰出候は、兵庫開港等之事、飽迄も不レ相成一趣、是皆大原三位殿之奸計之由。七日に是又勅書を以被レ仰出候には、最初所司代近衛殿に而被レ申候には、



酒井中間  
介在の迷惑

此度關白元の如九條殿えかへり候様、御働相成候はゞ、關東より如何様申來候とも、水戸家一條に付、京都に而御吟味は不致と請合候事故、鷹司父子(政通、輔照)は、御咎に而、一生出頭不致とも不苦候へども、左府公(近衛忠熙)は取調向無之様、關白より懸合候様、上(孝明天皇)より所司代(酒井忠義)へ御直書御下げに而被仰出殿下(九條關白)も殆御困りに而、右之通り表向被仰出候而は、關東之答方如何可有之哉。第一所司代は中に立、迷惑可致。此上は所司代は、關東を拜むより外無之、右に付被仰出一方、妙滿寺(間部詮勝)之思召も有之候はゞ、御申上被成候様被仰出、殊に以今關白(九條尚忠)と大老(井伊直弼)と手を引候由、是迄十分御聞込之事故、御疑念被爲在候趣も有之。旁以今度之妙滿(間部)より御答は、一大事之場に付、御考量之趣、御申上被成候次第被仰下、一々御尤に奉存候。

此れは酒井所司代の甘言より、種々の面倒を惹起したるを云ふ。

内問姦惡  
除の要

此上にも嚴敷勅命出候節には、内問之姦惡不殘斷絶不致而は治り申間敷との儀、御尤奉存候。貴地御模様次第、關東より被仰進候方、篤と御考、殿下(九條)之御内慮も御伺之上被仰上候様仕度奉存候。所謂「内問之姦惡不殘斷絶」、此れが長野、宇津木等東西互ひに相呼應して、井伊に鼓吹したるものであらう。而して井伊によりて間部を刺戟し、間部によりて酒井及び内藤を刺戟したものであらう。されば間部の運動も、其の全部と云はざるも、其の大部分は、長野、宇津木輩が、井伊を透しての筋書を實行したるものと云ふも、過言ではあるまい。然も宇津木は云はゞ、吏才あるものにて、井伊に取りては、最も調法なる手足、股肱に過ぎなかつた。但だ長野に至りては、彼は當面の戦術に於ても、優秀の手腕を有したるばかりでなく、更らに大局を見て、大體の掛引を做すに抜目がなかつた。若し曲せ者と云はゞ、彼は正しく其一人であつた。

長野一人  
舞臺

京都に於ける正義派の諸有志中には、随分特色ある人物も少くなかつた。され



ど長野義言と、相ひ對立して、相ひ譲らざる程の者は、恐らくは一人も無かつたであらう。若し強ひて其人を求めば、江戸から橋本左内を招き上すの外はなかつたが、今や橋本左内も亦、小林、鶴飼等と運命を同じくする身となつた。乃ち京都は當時長野義言の一人舞臺であつた。

【七〇】 間部運動の裏面消息 (四)

堂上二派

尙ほ宇津木より長野への返書中には、左の事情を漏らしてゐる。  
追々隠謀破懸候に付、半より堂上に而も二派に分れ、鷹司殿御父子(政通、輔照)を大將として、○役者(青蓮院宮、融親王、後に久通宮朝彦親王と改め玉ふ)三條殿(三條實萬)等は、水戸を立候よし。一手は二條殿(齊敬)大將として、大原三位殿等は、水戸にさわがせ、一亂之企の由。いづれにも國家感亂可致謀計、天

治りの緋

水府を警

魔之所爲、重惡人に候得ども、どふか格別之騒ぎに相成不申、程よく御治り付候様いのり居候。  
兩者何れにしても水戸を對照としての企畫なることは争はれない。然も是れ果して事實なる乎、否乎。頗る疑はしくある。  
栗田之伊丹藏人(青蓮法親王の臣)鷹司殿の高橋兵部權大輔、三條家之富田織部等も、追々御吟味に相成候由。竹輿道中固め嚴重にて、膳所に而は足輕百人、鐵砲切火繩、物頭大目付警固いたし候由。右様嚴重之次第、惡謀方に而承り、恐怖之餘り、今度之勅諭を御勸め申上候事に而、内實は治り之糸口と被思召一候由。御尤に奉存候。  
以上は長野から申し來れることに付て、合樋を打ちたるもの。  
乍去隱謀之術、計畫果候處に而は、必死之働可致に付、中々油斷成がたく、水府之落付居候事も、貴地(京都)之釣合切れ候はゞ、何事を仕出し可申も難計と奉存候。



鶴飼東送の要

若し京都と水戸が、いよ／＼聯絡が斷絶したらんには、水戸は如何なる騷動を惹起するや、期す可からずとの意味だ。

石谷（江戸町奉行因幡守穆清）に而、吟味申口御通し申候様被仰下承知仕候。過日因幡守様（石谷穆清）え相伺候處、伊三治（日下部）え尋候へば、

幸吉（鶴飼）えねじり、幸吉は伊三治にかぶせ候様成事に而、爲ニ突合一吟味不致而は、埒明不申に付、御呼下に相成候趣に御座候。

此の如くして日下部伊三治と、鶴飼幸吉との對決の必要あり。その爲め鶴飼を東下せしむる必要生じたりとの意味。

吟味枝葉のみ

右吟味も枝葉之事而已多端に而、要文少く、いらぬ手數計多く候へども、小事より段々大事に移り不申而は、穿鑿行届不申、其内に而京地之引合有之向は、御書拔御老中様方へ御差出し、貴地（京都）へ御廻しに相成候趣に御座候。

以上は有志者法廷審理の現状に就てのこと。

吟味多忙

右一條并鈴木藤吉郎（當時の所謂政商）一條に付、毎日々々夜分御白洲有之、寸暇無之、拙者杯參り候而も、容易に御目に懸り候事も難ニ相成一程之事に御座候。

如何に井伊が多忙であつたかと思ひやらるゝ。

竹輿連（京囚の面々）著致し、貴地に釣合有之義は、内々爲れ知もらい、御廻し可申、尙又御老中様より御前（井伊大老の前）え御出し被成候書面之内に而も、貴地御心得に相成候儀は、相願御廻し可申候。

正義派悉く捕はる

當時京都の正義派と云ふ可き者は、民間には一人も是れ無く、彼等は悉く皆な捕縛、拘囚せられ、偶々然らざるものは、潜伏して其の所在を晦まし、乃ち縉紳家中の諸臣にして、其の參謀となり、幕僚となる可き者、悉く亦た幕吏の手にて取り押られ、剩す所は青蓮院宮尊融親王、近衛、鷹司、三條以下、若干の公家に過ぎず。されば彼等の意氣沮喪したるも、亦察するに難くあるまい。斯る場合に井伊が長野をして京都に滞在せしめ、問部、酒井等を鞭撻し、督勵

狼を驅り



て羊に向ふし、而して更らに壓迫して、其の所志を遂行せしめんとす。是れ宛も狼を驅りて羊に向はしむるの類だ。京都が恐れながら上御一人を始として、井伊大老の鐵鞭の下に、呻吟、懼伏せねばならぬこととなつたのも、決して無理はあるまら。

問部の聖旨偽瞞

問部益々延臣以下を捕縛して、以て諸公卿を懐推せしめ、因て以て聖旨を動かして奉らんことを希ふ。人に語て曰、朝廷の幕府に迫るは皆水戸及浪士輩の煽動に出づ。故に悉く之を訊鞠して、其根本を劬ざれば、竟に公武の安全を保し難しと。其意陽に攘夷を以て聖旨を欺き奉り、陰には幕府の私意を達せんとするに在り。日月の明之を照らし給ふこと、眞澄の鏡の物を照すに異ならず、深く其姦偽を晒らせ給ふと雖も、姑らく其言ふ所を實として、以て時機を待たせ給ふ觀念の程、誠に感じ奉るもありあることと云ふべし。大老以下之を察し奉らず、實に聖慮を味まし得たりとして、ますます内謀を送くせし淺薄の程こそうたてけれ。(内藤忠叟、徳川十五代史)

第十二章 廷臣の釋明運動

【七一】 三條實萬、書を井伊直弼に與ふ

至尊最信頼の人

當時朝廷に於て、至尊の尤も信頼し玉ふ一人は、前内大臣三條實萬であつた。彼は實に青蓮院宮、近衛忠熙と與に、主上の最高顧問の三人男とも申す可き一人であつた。然るに彼が十二月三日(安政五年)附にて、井伊直弼に與へたる書翰を見れば、如何に正義派が、井伊側の壓迫に對して、恐怖し、畏縮したるかを知らに餘りある。

將軍宣下挨拶

其後は御疎濶存候。嚴寒之節、彌御安泰、御勤務珍重之至存候。誠に心外御無音打過、背ニ本意一候。先以今般は將軍宣下、恐悦存候。以前より嗚々御繁務之御事と存候。萬端無ニ御滯一被爲濟、御安喜之儀と、致ニ遙察一候。猶以夫々御規式等可有御座一、御多繁令一察候。



公武一體  
希望

以上は、將軍宣下の挨拶。

將又先達て以來、不二方御心苦之義共、御察申入候。間部總州(詮勝)にも上京、其内御用濟歸府にも可相成哉と存居申候處、どうか今暫在京之趣、實は下官義先頃以來所勞勝にて、御用向取懸り等之儀、御免相願候に付、(按ずるに十月十二日近衛忠熙等と與に、外國事務參與を辭す)當節之御模様柄も不相伺、如何之御都合哉と存居申候。去春以來御入組に相成候次第(堀田正陸上京以來の事)何卒御程能處にて御折合、公武御一體御熟和相成候様、窃に祈居申候。

行違の筋

此れは決して間違ひなき告白。

去夏頃誠に苦心之餘り、種々不辨前後義共、内々申入、其後御懇札も被下候處、行違之筋共有之候哉と、甚だ痛心候事に御座候。

此の行違ひが、安政大獄の出で來りたる動機の一。

先頃は酒井若州(忠義)再役被仰付、(彼は曾て京都所司代であつた)上京にて、右





三條實萬畫像 (三條公輝氏所藏)



酒井との  
交渉

は先年役中毎々面會候續柄も有之、此度面話申候。何か御地之事濟、  
貴官格別御厚配之義共致ニ承知、大幸存候。

主要の目  
的

此れは酒井所司代との交渉。  
扱又先達て來、當地其筋取調も有之候趣にて、種々風評承及候。  
就ては堂上向、下拙共名も出有之候哉に傳聞候。  
漸く本題に入る。目的は此處。

併一々不承及候事故、如何程之事に候哉難計候得共、小子など元  
來微弱短才之質、深慮遠謀も無之、勿論強暴なる筋は、決して不相好候事  
に御座候。

固より三條實萬其人にして、「強暴なる筋」を好むが如きことは、萬々あるまじ  
き事。

井伊に對  
する挨拶

自然不可思議之行違も有之哉と其段は深致ニ心配候。尤當今何事之異心  
有之候者は無之、申迄も無御座存候。孰れとても公武御静謐祈入



候事さからふことに有これ之あり候きくわんはんたんはねをりのおもむき 貴官きくわんはんたんはねをり萬端ばんたんはねをり骨折こつせつ之趣のおもむき、若州じやくしゅう（酒井忠義）より申承まをしうけたまはり、朝廷てうてい之の御爲おんため御周旋ごしゆせん之段のたん、誠まこと以もつて感悅かんえつ候さふらふ。

身境縷述

此これは井伊いひ其人そのひとに對たいしての挨拶あいさつ。  
前文ぜんぶんに申入まをしいれ候さふらふ通り、下拙義げせつぎ先達せんだつて來らい兎角かくしよらう所勝しよらうにて、腫物しゆもの之處のところも、今いま以もつて不へい致いたさ平癒いたさ、其上そのうへ度々たびく邪氣じやき感冒かんぼう、熱往來ねつわうらい等去とうさりかね困入こまりいり、永々ながく打臥居うちふし申候まをし。  
漸やうやくくわい快方くわいはうには趣おもむき候得共さふらふ、今いま以もつて發輝はつきと不いた致さ難澁なんじふ候事さふらふに候さふらふ。

一身釋明

此これは身境しんきやうを縷叙じよして、井伊いひの恕察じよさつを乞こふもの。  
先頃さきごろより以もつて書狀しよじやう、心緒しんしよ申入まをしいれ度存居たふぞんじながら、自然しぜん及およ延滯えんぢゆ候さふらふ、何なにも御賢ごけん察被さつ下度さしたく候さふらふ。吳々くれくれも御疎遠ごそとん相成居あひなり、甚はなはだ心外しんがい之至いたり存候ぞんじ。當節たうせつ一入御いつしつご用繁ようはんに御勤仕ごきんじ之事のことと、寒氣かんき之候のころ、折角せつかく御厭ごおひ、爲こ國家こくた一祈入いつしつご申候まをし。先荒々まづあらく御見舞申入度ごみまひまをしいれたく、旁如かたぐ斯こと候さふらふ。萬々ばんばん期ころ後信ごしん之時のとき一候也さふらふ、恐々おそ謹言けんげん。

十二月四日

實 萬

卷表に、

掃部

部

頭殿

内々御直披

此これは決けつして一通とほりの音信文おんしんぶんではない。彼かれ三條實萬でうさねつむの井伊直弼いひなすけに對たいする一いっ片ぺんの釋明しやくめい狀じやうだ。

【七二】 岩倉等の緩和運動

井伊の爲

朝廷側てうていがはに於おては、唯ただ井伊側いひがはの爲なす儘まに一任にんし、殆ほとんど其その對策たいさくを講かうずるものはなかつた。言いはゞ群羊ぐんやうが狼おほに對たいする如ごとく、唯ただ惴々すわく乎こたるばかりであつた。乃すなはち三條實萬でうさねつむの井伊直弼いひなすけに與あたへたる書翰しよかん（參照 七一）を見みても、唯ただ自みづから釋明しやくめいに急きふなるばかりであつた。



策士岩倉

内藤正繩  
を説く

酒井忠義  
に面會

但だ此際に若し京都側に策士あつたとせば、それは實に岩倉具視であつた。彼は今後維新回天史に、偉大なる役目を働く可き一人であつたが、當時は未だ其の嶄然たる頭角を擡げざる公家の一下級者（侍従）に過ぎなかつた。然も彼の異常なる資質は、當時に於て、既に其の徵象を露はした。

彼は間部が入京して、京都町奉行等の手によりて、盛んに志士を逮捕するを見て、其の禍漸く朝貴に迫らんとするを憂慮し、其の友千種有文（左少將）と相諮り、自ら進んで交を所司代酒井忠義、伏見奉行禁裡取締内藤正繩に求め、其の緩和策を講せんとした。而して千種は酒井の姻戚であるから、彼をして専ら酒井に當らしめ、自ら先づ内藤を訪問し、具に朝旨の存する所を語り、遂ひに内藤を感悟せしめ、忠款を朝廷に效さんことを誓はしめた。時に安政五年十月四日。〔岩倉公實記〕

惟ふに、長野、島田等が内藤や、酒井の手緩きを攻撃したるは、恐らくは岩倉の裡面運動が、與りて力あつたものであらう。爾後岩倉は千種有文の紹介にて、

間部東歸  
を策す

酒井忠義とも面會し、忠義を諭したと云へば、愈よ其の注射の藥の利き目が想ひやられる様だ。

此の如く岩倉は、間部の左右の翼とも稱す可き酒井忠義、内藤正繩の兩人を軟化せしむるを以て、自ら足れりとせず、更らに間部其人をして速かに東歸せしめんとして、その策を講じた。

初め間部詮勝、將さに江戸を發せんとするや、井伊直弼に告げて曰く、親王公卿の異議を唱ふるものは、悉く之を貶黜して、外國條約締結の事を分疏し、其勅允を得るの後に於て、禁裡十七個條の法度を増補し、將來嚴に親王公卿を檢束して、國政に容喙すること勿らしむべし。其成功を見るに至らざるの間は、三年五年、若くは十數年を経と雖、決して東歸せずと。其京師に入るに及びて、己れが股肱と爲して、以て依頼する所の酒井忠義、内藤正繩の二人は、前月江戸に在りて、己れと京師の處置を商議せし時に反し、其銳氣は已に消沈し、却て己れが行はんと欲する所の事を行はざらしめ



大原重徳  
策應

んとす。因て使事の全うし難きを知り、竊に手書を太田資始に寄せ、名を公事に託して、以て東歸を命ぜられんことを乞ふ。

大原重徳之を偵知す、乃ち具視に報じ、且相謀て曰く、問部總州は東歸の念切なり、之を懲慙して京師を去らしめ、當さに志士逮捕の勢を殺ぎて、以て輦下人心の動搖を鎮むべし。否らざれば朝旨貫徹の期なからんと。具視之を然りとす。是に於て重徳内奏して曰く、朝旨と幕意相齟齬して平和に歸復するの期なし。速に問部をして江戸に還り、大老老中等と再議する所あらしむるに如かず。因て問部に勅諭するに將軍宣下は大禮なり、卿京師に淹留して、其儀式に列せざるは、心中定めて遺憾なるべし。今や二條大納言東行の便を以て、大老と面議する所あらんことを命ず。卿東歸して、將軍宣下の儀式に列し、且二條大納言が、大老と面議することに周旋すべき旨を以てすべしと。而して具視は内藤正繩に説き、以て詮勝の東歸を懲慙せしむ。千種有文も亦酒井忠義を説き、其計を成さしめんことを謀る。是に於て詮勝の心算

岩倉等努  
力の效果

益す齟齬し、朝廷を抑壓せんとするの氣焰大に挫折すと云ふ。「岩倉公實記」

以上の記事は、大體に於て、事の真相を語るに幾い。固より問部の意氣の沮喪は上記の通りであつたに相違ない。されど一方に岩倉等の策士あれば、他方には更らに長野、島田等ありて、加ふるに井伊直弼の壓力を以てす、されば如何に岩倉等が活動しても、井伊側の當初の企畫を、根柢より覆へすことの出來得べき筈がない。而して折角の努力も、果して幾許の效能あつた乎。そは之を語る可き十分の資料が不足してゐる。

〔七三〕 二條齊敬の運動

二條の策

岩倉等の企畫である問部詮勝の東歸は、遂ひに實行出來なかつた。問部は當人の希望は兎も角も、江戸なる井伊大老等の爲めに餘儀なく京都に滞在すること



主上の期待

となつた。然も亦た他方には將軍宣下の使命を帯び東下する大納言二條齊敬の運動があつた。彼は此の時機に際して、井伊大老と親しく面接して、京都側の意志を通し、所謂公武合體の實を擧げんことを期した。

乃ち主上が安政五年十一月九日附にて、近衛忠熙へ賜はりたる宸翰中にも、  
蠻夷一件も、段々六ヶ敷次第に相成、誠に誠に心痛仕候處、二條亞相

(齊敬) 大分宜了簡有之、三武士(間部、酒井、内藤)説得之由。何卒仕をほせられ候はゞ大慶と祈り候。

とある通り。所謂二條齊敬の「宜了簡」とは、何事である乎。そは兎も角彼が東下に際して、何か隱密の勅旨を帯び來らずやとの心配は、江戸に於ても少くなかつた。井伊も心切に二條が如何なる働らき掛けをなす乎と、待ち構へてゐた様だ。而して二條齊敬が、十一月晦日附にて、井伊直弼に與へたる書翰は左の通りだ。

二條井伊與ふる書

向寒之砌 彌御安福令ニ大賀一候。尙又承り度存候。抑今度御大禮に付

面會申入

(將軍宣下) 愚拙參向畏入候。誠に不案内之義、萬端宜敷々々御頼申入置候。且京都出立之前、蒙仰候義有之、右は兼而間部も上京之事には候得ども、春來貴官え御直に被仰含一度に付、被召候得共、何分貴官には格別御用繁に付、御上京無之に付、不得止、先々其儘被遊置候處、此度愚拙參向之義と被思食、則拙方古來關東御由緒に付、歎慮之邊、篤と貴官え御懇談可ニ申入候様蒙仰候得共、實は甚愚昧之拙、深く恐縮之次第、達而御理申上候處、再三之御沙汰に相成、其上關白始よりも何分由緒柄之事、殊に懇談之義、不廉立一候間、何れ御請可ニ申上様と之事に付、不得止事候。



叡慮一候御事、數度御沙汰に而候。何分篤と貴官え打明、御内談申入候。様吳々被二仰付一候。吳々國家之大事御念之上、御念被レ爲レ入候。思召に候。歟、不レ惡一御承知成給、拜顔之儀、宜々御頼申入候。決而一御心配無二御坐一候様存候。(下略)

十一月晦日(安政五年)

齊敬

井伊の面會辭退

掃部頭殿

然も此の書翰に對しては、十二月四日、井伊より面會辭退の返書を與へた。それは朝幕交渉一件は、目下間部に一任せられたれば、今更ら別に此方にて相談をなすべきものにあらずとの意味であつた。然も井伊側では強ひて面會を拒絶する迄の決心は無かつた様だ。そは十二月六日附、宇津木が長野へ答へたる書中の一節に、  
此上押て被二仰遣一候時には、御主意柄御書取にても被レ遣候はば、其次第

二條旗を捲く

に寄り、上慮も御伺之上にて、御逢可被レ成との御返答可被レ遊、御含ミ御座候。決て御心配筋には無レ之旨、吳々申來候に付申上候得ば、營中にて御見上げ申候が、爲レ差可レ恐御方とも見へ不レ申とて、御笑に御座候。是にて濟候時には、宜候へども、無レ據次第柄に相成候節には、御逢之上、嚴敷御説得被レ遊候方可然歟。  
と云うてゐる。然るに二條は案外手脆く旗を捲いて去つた。乃ち十二月(安政五年)十九日附にて、宇津木より長野への返書に、  
一、二條殿え先日之通り、御返書被レ進候得ば、いづれ又々何とか可被レ仰進と存居候處、御尤に御承知被レ成候と申返書、十三日に被レ進、十六日に御發興に相成申候。  
とあれば、二條齊敬の運動も、全く紙上の餅に止つたものであらう。



### 第十三章 廷臣處分問題

#### 【七四】 間部詮勝の京都去留問題

京都側の  
微力

要するに京都側の運動は、内藤、酒井、間部を経由して井伊に及び、井伊側の運動は、間部、酒井を経由して京都に及ぶ。其の中間に介在する酒井忠義の如きは、全く板挟みの姿であつて、京都側からは泣き附かれ、井伊側からは刺戟せられ、困つたと云へば、随分困つた立場であつた。然も、如何に仲介者があつても、狼と羊との立合では、勝利は到底狼の物だ。憐む可し朝廷は、今や全く井伊側の仁惠の下に措かれ、其の意志の儘に措置を待つの外はなかつた。而して此の井伊側の所謂る意志なるもの、大半は、實に一個の長野主膳の意志に外ならなかつた。

幕閣鐵腕  
公卿身邊

京都の公卿連中も、井伊の鐵腕が追々と其の身邊に迫り來るには氣付かずして安然たる譯には參らなかつた。十二月廿一日附、宇津木から長野への返書の一節に、

に迫る

今度勅書之寫、御廻し被下、右之内に、大老老中同意之由に候得ども、疑念被爲殘云々、右は此度初て被仰出候事に付、妙滿侯(間部詮勝)より御返答には、此上如何程正道申上候共、此儘にては、逆も官武御合體、國家安穩之道を得候事は六ヶ敷候に付、追々召捕遂ニ吟味、邪正分明に仕候上、言上可仕之旨、御申上之手續に相成候由。

至尊威嚇  
手段

此の如く「追々召捕遂ニ吟味」を以て、至尊の御疑念を釋くの第一歩としてゐる。是れ實に平たく言へば、至尊を威嚇し奉るの手段だ。然る處竹興東行以來も、追々御召捕に相成候に付、惡謀方には餘程弱り恐怖いたし、此節にては一日も早く一件相濟、妙滿侯(間部詮勝)之御歸府而已相待候様子。彌年内中に諸事相濟候様にと、殿下(九條關白)え被仰出候由。

惡謀方恐  
怖



拔本的  
一

威嚇の結果、現はれ、至尊をして九條關白に向ひ、速かに事件を終了し、安政五年中に、間部を歸東せしめよとの御沙汰であつた。然も井伊側は、此れにて満足するものではない。彼等は拔本的に、一掃的に、其の反對派を退治せん事を期してゐる。

京都側  
の  
間部  
遠ざ  
け策

是又惡謀之所爲にて、妙満侯(間部詮勝)此儘御立に相成候ては、此後以何様之變事出來可致も難計、假令御暇は出候共、官武實々之御合體にて、萬代御安心之場を、御見据有之候迄、御歸府も被成間敷と、殿下(九條)も、妙満(間部)も御決心には候得共、如何様之惡計にて、是非爲立候様之手段も難計に付、妙満寺(間部詮勝)え御奉書下り候様との御事、島田(龍章、九條家諸太夫)よりの紙面にも同意に付、則申上候處、先日御承知被遊候。

長野島  
引  
留の  
間部  
策

此れにて見れば京都側は成るべく速かに間部を歸東せしめんとし、井伊側は成るべく長く京都に滞在せしめんとす。其の兩者の天王山は、間部其人の去留如何に存するもの、様だ。而して長野、島田輩が、如何に間部を京都に引き留むる事に焦慮したるかは、前掲によりて之を知るに餘りある。乃ち彼等は井伊に此事を通じ、井伊から間部の滞京を命令する様に仕向ける手段を講せしめた事が判知る。

井伊側  
間部  
策

妙満侯(間部詮勝)にも如何にも永々御上京、御丹精之御事に付、何ぞ被下にも御座候はゞ、尙更可然哉と申上候處、此義は御上(井伊直弼)にも御心付、御取調被爲在候趣に御座候。右様相成候はゞ、妙満侯(間部)にも彌以御勵精、眞に公武御合體、御安心之場に至り可申と奉存候。此れにて見れば如何に彼等が間部の驩心を繋ぎ、彼をして京都に滞在せしむるに就て、其の用意の周到であつたことが判知る。斯く看來れば間部彼自身も亦た、長野輩に勝手に操縦せられたる、一個の傀儡たるに過ぎなかつた。



【七五】 鷹司政通以下處分の曲折 (一)

十二月二十六日附の宇津木より長野への返書にも、種々の事情が、髣髴として紙上に現はれてゐる。

京地自搏

一 京地自搏筋も、島田氏(龍章)段々の働にて、加納繁三郎(京都町奉行附與力)より手を廻し、若印(酒井忠義)を御申上之處、若印よりは御自分の思召付にして、島田氏へ御相談有之、至極能都合と御悦被爲入候處、先頃殿下(九條)之思召通り御指圖御願之事、殿下(九條)之思召より出候と申ては、後日如何成御迷惑に可相成も難計に付、若印見込通り差上被成候様にと被仰出候に付、又々御延引、品により二印(二條齊敬)より自搏被成候様之御手段に可相成も難計、左候へば又々貴兄之骨折と可相成旨、時々相場狂ひ、別て苦心奉忍察候。此れは鷹司太閤以下の處分に付、彼等をして自發的に謝罪の措置に出でしむ可

主上の朝  
臣庇護策

く、斯く種々の細工をなしたものだ。尙ほ前文と對照して、其の意義を明快ならしむるには、岩倉公實記に、左の記事がある。

是より先き、井伊直弼は、鷹司政通、近衛忠熙、鷹司輔熙、三條實萬が、叡旨を奉じ、國事に執掌せるを見聞し、以謂く政通等四公は、徳川齊昭に、黨與して、其の陰謀を幫助す。此の四公を排退するに非らざれば、公武の一和を歸復すること、舊日の如くなる能はずと。是に於て酒井忠義に命じ、政通等四公の罪を問ひ、以て嚴謹に處せんとす。忠義之を九條尙忠に告ぐ。尙忠乃ち忠義が言を奏上す。上政通等四公が、罪なくして幕府の嚴謹を受けんとするを憫み給ひ、富小路敬直(中務大輔)を以て、宸翰を具視(岩倉)に賜はり、忠義と相商り、其の救護に努めんことを命じ給ふ。具視即ち忠義の用人三浦七兵衛を招致し、殷勤に曉諭して曰く、太閤等四公に罪ありとし、之を嚴謹に處するは、要するに天下の人心を激動し、内憂を

岩倉の活



深くするに過ぎず。誠に國家に不利たり。若狹守をして、之を救解するの計を講せしむ可しと。七兵衛命を聽き歸る。

酒井氏岩倉の言を聽く

明日七兵衛來り、忠義が言を傳へて曰く、大老より主人若狹守に訓令する所、極めて苛嚴なり。若狹守若し太閤等の處分を行ふことに逡巡せば、若狹守も亦太閤等に黨與して、之を曲庇するものかとの疑念を受け、必ず嚴重なる御咎を蒙るに至らん。若狹守は縱令嚴重なる御咎を蒙ること有るも、公武の御一和を歸復することを得ば、太閤等の處分は、可及的寛優になすことに盡力すべし。願くは尊慮を勞すること勿れと。

太閤引退策

具視參内し七兵衛の言を奏上す。後に忠義參内す、上乃ち尙忠に命じて、政通等を罪に陥れざらんことを忠義に商議せしめ給ふ。尙忠叡旨を、忠義に傳ふ。忠義對て曰く、公然と老中奉書を以て、太閤殿等の處分を言上するに至らば、決して之を寛優すること能はざらん。因て老中奉書の到着せざるの前に於て、殿下(九條關白)より久我右大將(建通)に、太閤殿等の罪狀を申含

めさせられ、右大將の意を以て、太閤殿等に諷諭し、太閤殿等御自身より國政に容喙し、見込違ひの廉ありしと陳謝せられて、御引退あらば、其後に於て、忠義は、如何様にも、寛優の取計ひをなす可しと。尙忠之を諾す。

以上は酒井が鷹司政通等をして、未だ關東からの奉書到着せざるに先ち、自ら罪狀を認め、自首の引退を請はしめんとすの曲折を叙したるもの。之を宇津木が長野に與へたる前掲の書狀と對照すれば、自ら首肯せらる可きものがあらう。

【七六】鷹司政通以下處分の曲折(二)

長野の太閤處分督

岩倉公實記の記事は、更らに左の如く續いてゐる。

而して直弼の家來長野主膳は、七兵衛(酒井所司代の公用人三浦吉信)に面晤して、



政通等の處分決行を督促す。七兵衛請て曰く、主人若狹守は、太閤殿等をして、  
て、しほら 自引退を請はしむることに周旋するを以て、願くは姑く其處分決行の  
期を紓めんことを。

酒井當然  
の處置

此れは酒井忠義としては、當然の事。彼は正しく斯く做すを以て、所司代たる  
自己の職責を竭すに於て、最善の方法と認められたものであらう。然も長野は斯る  
手緩き措置には満足しなかつた。

長野強硬

主膳之を詰りて曰く、太閤殿等の罪を明白にせずして、其の處分を曖昧に附  
し去らしめば、後來の禍患は、今日に倍蓰せん。七兵衛陳辯して曰く、公  
武の御一和を圖るには、太閤殿等の處分を寛優にするより外に良計なしと。  
二人の意見頗る衝突す。

太閤引退  
を肯す

此れも事實であつたらう。但だ七兵衛などでは、到底長野主膳の竦腕に抗衡す  
可き様もなかつた。

是に於て忠義は直弼が督促益す嚴急ならんことを懼れ、窃に京都町奉行附の

與力、加納繁三郎に命じて、急に政通父子に自引退せんことを諷諭せしむ。  
繁三郎は曾て政通の知遇を受くるものなり。政通父子は繁三郎が諷諭の言を  
聽き、之に謂て曰く、予等引退し、公武の御一和を歸復し、國家の大計を立  
つることを得ば、大幸なりと。遂に繁三郎の言に従ふと言ふ。  
惟ふに加納繁三郎は、一方には長野、島田等の手先となりて、頻りに其の示  
の下に奔走し、他方には亦た酒井等の命令の下に奔走したる、所謂水陸兩棲  
動物の一であつたものと思はる。

井伊側  
の動向

話題は元の十二月二十六日附宇津木より長野への返書の續きに反る。(参照 七五)  
當時之御模様には、大體年内には、御事濟之道附可申敷。左候は、正  
月(安政六年)中旬より、御取締の方に御取締り、二月中旬頃には、大體  
諸事相濟、夫より妙滿侯(間部詮勝)には、大坂、兵庫海岸へ御廻り、三月之御  
歸府にも可相成一敷と思召候得ども、江戸表に而、竹興連中(京四小林、梅田、  
頼等)之御吟味御手續を以、京都え被仰越之御次第に寄り候事と思召



候旨 右御吟味方十分御差急には候へども、多人數之事に付、中々容易に  
埒付申間敷と被<sub>レ</sub>察候 右に不拘條約一條すらりと勅答御座候様奉<sub>レ</sub>祈  
候。

要するに長野、宇津木の徒は、京囚を江戸にて審問し、其の所謂反逆の證據  
を握り、之を京都に持ち出し、その證據を突き付け、茲に君側の一大掃除を行  
はんと企てたるものであらう。然もその審問が、思ふ様に捗らぬから、彼等も  
氣がやきもきしたのであらう。

井伊家自衛策

竹輿連中(京囚)白狀之模様になり候而は、如何にも嚴重之御咎被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候  
方可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之難<sub>レ</sub>計、惡謀方に而は、御家(井伊家)を押し倒し候得ば、もはや手  
に足<sub>レ</sub>候者は無<sub>レ</sub>之と存居候事に付、彌<sub>二</sub>大<sub>一</sub>成御仕立置に而も被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>  
候御模様になり候得ば、又も増<sub>二</sub>御人數<sub>一</sub>御呼寄に相成候様仕度と奉<sub>レ</sub>存  
候。

此れは脛に疵持つ井伊家が、自衛の爲め、其の人數を藩地より召し寄すること

を言ふのだ。

惡謀四天王

一 梁川星巖方へ參會いたし候 三樹八郎(頼)、池内大學、梅田源次郎、右四  
人反逆之四天王と自稱いたし候由。其連中之外、長州吉田寅次郎と申者、  
力量も有<sub>レ</sub>之、惡謀之働き拔群の由に而、各<sub>二</sub>申合<sub>一</sub>、一旦水老之謀反に而争  
亂之世となし、詰る處は徳川の天下を、京都へ預り、各同志之徒に而執權  
可<sub>レ</sub>致との目論見之由。

と言ひ、又た、

一 三樹八郎も同様之吟味にて、是も不<sub>レ</sub>殘申出、彼の梁川星巖之指圖に而、  
長州大樂某(源太郎)に、貴兄(長野主膳)之投書を爲<sub>レ</sub>書候節、貴兄を指殺し候  
相談も決し候事等迄、不<sub>レ</sub>殘申出候由。

記して此に至れば、後日吉田松陰が、長州萩から拘致せられ、江戸へ護送せら  
る、事となつたのも、決して偶然の事ではない。



【七七】 鷹司政通以下處分の曲折(三)

頼梅田等の言説

尙十二月二十八日附、宇津木より長野への返書に、京囚一件其他に就て、種々の事情を曲盡してゐる。

然ば頼三樹八郎、梅田源次郎等之口書御一覽被レ成候處、奉レ始ニ神宮一被レ對ニ御代々之宗廟云々、神州之瑕瑾など申、勅説より諸侯之赤心、御三家上京等之事、皆此兩人、梁川星巖等之中出候事に而、夫を栗田宮、久我殿へ入説いたし、夫より天聽に達られ候事共、明白に相成候由。

此れは先づ事實として認む可きものであらう。

久我氏の態度

久我殿には半より御心付に而、正道え被ニ立戻候趣、然れば久我殿は、其始之罪は一番重く候得ども、唯今に至り候ては、一番軽く、久我殿諸大夫春日讃岐守を御呼出しに相成、御役所に而、頼、梅田等之申口之證人いたし、久我殿には、第一自搏いたされ候て、入道隱道位之内願にも相成候

梅田の悪策

はゞ、自搏第一に致され候廉を以、愼位に而相濟候様被レ成度、御見込之由。最初は隠謀と申事御心付なく、實に御國體を思召候而之御所に候得ば、全御見込違丈之事に付、御自搏に而、御遠慮被レ成居候はゞ、御遠慮御免と申位之處にて、爲ニ御濟に相成、右之御方より自搏被レ成、夫々埒付候様相成候はゞ、至極之御都合と奉レ存候。

久我は最初の豹變者にして、久我をして自から白狀、引咎の例を作らしめ、自餘の正義派をして、之に倣はしめんとの事。

斯くて宇津木は、梅田が栗田宮(青蓮院尊融親王)に上書したる一件を詳記し、其の結論に曰く、如何にも右等之處、御取用ひに相成、今日之場に至り候事と被レ存候實に御國體を思ひ候而の事に候へば、ケ様之論は起り申間敷、隠謀有レ之故、兎に角争亂爲レ致度底意と相見、實に可憎國賊と奉レ存候。而して此の書中に、長野對三浦の正義派措置に關する意見相違の消息が、左の



三浦長野  
對談

如く漏されてゐる。

一 十五日(安政五年十二月)夜、三浦七兵衛島田と兩人、御旅宿(長野主膳旅宿)え被<sub>レ</sub>參、七兵衛申候には、今度堂上方自搏さへ被<sub>レ</sub>成候は、關東より御尋問無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>致との請司思召之由申候に付、堂上方自搏被<sub>レ</sub>成候節、御大老始之謀反等被<sub>ニ</sub>申立<sub>一</sub>候次第全く心得違之旨、諸司代より御糺しにも相成候はば、其上關東より別段御尋問は有間敷候得共、是迄之如く、大老之謀反等之事吟味候様、江戸表より申來候而も、夫は御大老之御私事として御糺も無<sub>レ</sub>之故、此問之勅諭にも、矢張殿下(九條)と手を引候、杯之事被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>候位之事故、たとひ堂上方自搏被<sub>レ</sub>成候而も、右等之邊迄、明白に不<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>而は、關東より御尋問無<sub>レ</sub>之とは難<sub>レ</sub>申と御答被<sub>レ</sub>成候得ば、七兵衛と島田被<sub>レ</sub>申候には、自搏さへ被<sub>レ</sub>成候は、關東より御尋問無<sub>レ</sub>之とは、妙滿候(間部詮勝)も被<sub>レ</sub>仰候事と申候に付、翌夕御伺(長野、間部を訪ふ)被<sub>レ</sub>成候處、左様之事は無<sub>レ</sub>之、何分邪正分明に不<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>而は難<sub>レ</sub>濟と被<sub>レ</sub>仰候由。

間部後入  
齋

此れでは間部は所謂の後入齋にて、島田や三浦には兩人の申す如く答へ、長野には亦た長野の申す如く答へたかも知れない。されど詮する所硬派の核心は、西に長野、東に井伊、此の君臣兩人と見る可きものであらう。如何にも後々御取締肝要之事に付、成丈之御宥免は御座候而も、邪正之御糺しは、肝要之儀と奉<sub>レ</sub>存候。以上を一括して、之を前掲の岩倉公實記の記事と對照すれば、(參照 七五、七六)自<sub>レ</sub>から點頭せらるゝ節が少くあるまい。

【七八】 鷹司政通以下處分の曲折(四)

太閤入道  
隱遁案

尚ほ十二月二十八日(安政五年)附にて、長野に答へたる宇津木書中の一節に曰く、  
一 先日三條殿(實萬)より、岡田式部を以、加納繁三郎方へ、内々被<sub>ニ</sub>申遣<sub>一</sub>



候には、家來も追々被<sub>レ</sub>召捕、此上如何相成候事哉。前内府殿(三條實萬)入道隱遁位に而可<sub>レ</sub>相濟一哉と尋候節、加納繁三郎は先達而も段々申上候事を、以<sub>レ</sub>今其儘に被<sub>レ</sub>成置候は、如何之心得に候哉。入道隱遁さへ被<sub>レ</sub>成候はば、其上たとへ關東より嚴敷被<sub>レ</sub>仰出候而も、入道致居候上は、又々御勘辨も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之と答候由。

三條實萬の退居

岡田式部は所謂る畫家の冷泉爲恭だ。加納繁三郎は町奉行付與力の一人にして、公家方面にも、交際あるもの。因に云ふ三條實萬は、十二月二十一日、京都を退去して、既に淀の民家に退居してゐる。彼は關東から元惡、張本の一人と睨まれてゐた。故に彼自身も惴々乎として之を憂慮してゐた。

三條釋明

其翌日一昨日、殿下(九條關白)へも入道隱遁事、内々伺はれ、若州(酒井所司代)えも相談被<sub>レ</sub>致候趣、殿下え内伺之中には、是迄甚心得違いたし、何共申上様無<sub>レ</sub>之旨、重々御誤り之由。右様之御心得に候へば、御心得違之次第、朝廷え第一御斷被<sub>レ</sub>仰上候はゞ、叡慮も御解被<sub>レ</sub>遊候様可<sub>レ</sub>相成、其功に

京囚吟味 緩和策

より御咎も軽く相成候様仕度事と奉<sub>レ</sub>存候。此れは果して真相である乎、片言以て訟を斷ず可からず。されど何れにしても三條實萬其人も、井伊側の威迫には餘程困つたことは間違あるまい。彼が九條關白、酒井所司代、若しくは町奉行與力加納繁三郎等に向て、釋明運動をしたことは間違あるまい。但だ其の釋明の仕方が、如何なる程度であつたかは、何とも斷言は出來ない。

一 竹輿(京囚)東行嚴重に御取扱に付、惡謀方恐怖致候由、御仕置方關東之御模様方強く相聞へ、殿下(九條關白)之御挨拶に而、軽く濟候様相成候はば、可<sub>レ</sub>然との義、御尤至極、此儀は御上(井伊直弼)にも尤と御聞請被<sub>レ</sub>遊候。

此れは關東にて京囚を嚴重に措置し、それを九條關白の口入にて、緩和す可しとの長野の意見に、井伊其人も同意したとのこと。斯くして九條關白の主上に對する信用を厚くせんとのことであらう。